

中山間地域等直接支払制度 中間年評価骨子(案)

【第 4 期対策】

農村振興局

平成 3 0 年 3 月

農林水産省

(目次)

I 中山間地域等直接支払制度の概要

- 1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景 2
- 2 中山間地域等直接支払制度の概要 3
- 3 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経緯 5
- 4 日本型直接支払 6

II 中間年評価の目的と手法

- 1 中間年評価の目的と評価の手法 8
- 2 中間年評価の流れ 9
- 3 中間年評価の内容と評価基準 10

III 中山間地域等直接支払制度の実施状況（28年度）

- 1 交付面積、協定数、協定参加者数 16
- 2 地目及び交付基準別交付面積、集落協定の規模、加算措置 17
- 3 協定参加者の年齢構成 18
- 4 交付金の支出状況 19

IV 中間年評価の結果

- 1 協定に定められた活動に関する協定毎の総合評価 22
- 2 協定に定められた活動毎の実施状況
 - (1) 集落協定 23
 - (2) 個別定 25
 - (3) 指導・助言の内容等 26

IV 中間年評価の結果（つづき）

- 3 具体的な取組の実施状況
 - (1) 農業生産体制 27
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析
 - (2) 所得形成 31
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析
 - (3) 集落維持 35
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析
 - (4) 加算措置 41
 - ① 集落連携・機能維持加算
 - ② 超急傾斜農地保全管理加算
 - (5) 集落戦略 47
- 4 行政取組等
 - (1) 市町村の推進活動等 51
 - (2) 都道府県の推進活動等 53
- 5 制度そのものの評価（アンケート調査結果） 54
- 6 中間年評価の取りまとめの方向 66

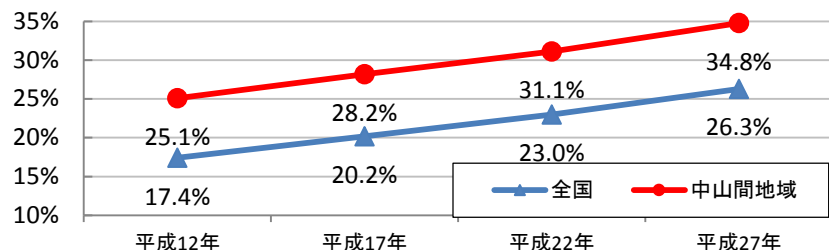
I 中山間地域等直接支払制度の概要

1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

○ 中山間地域等が我が国農業・農村にとって重要な位置を占めている一方、高齢化の進行等により、その多面的機能等の低下が特に懸念されることを踏まえ、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業の生産条件の不利を補正することにより多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○ 中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利であり、高齢化・過疎化の進行、担い手不足、生活環境整備の遅れなども顕著であることから、耕作放棄地の増加等による食料供給機能及び多面的機能の低下が特に懸念。

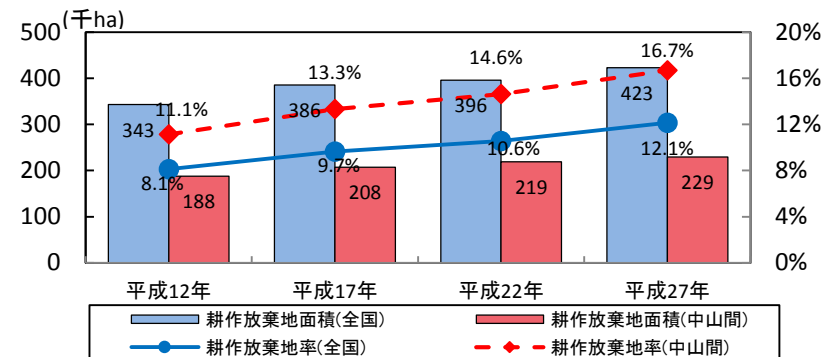
<高齢化率の推移>



資料：総務省「国勢調査」

注：中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省地域振興課が集計。

<耕作放棄地率の推移>



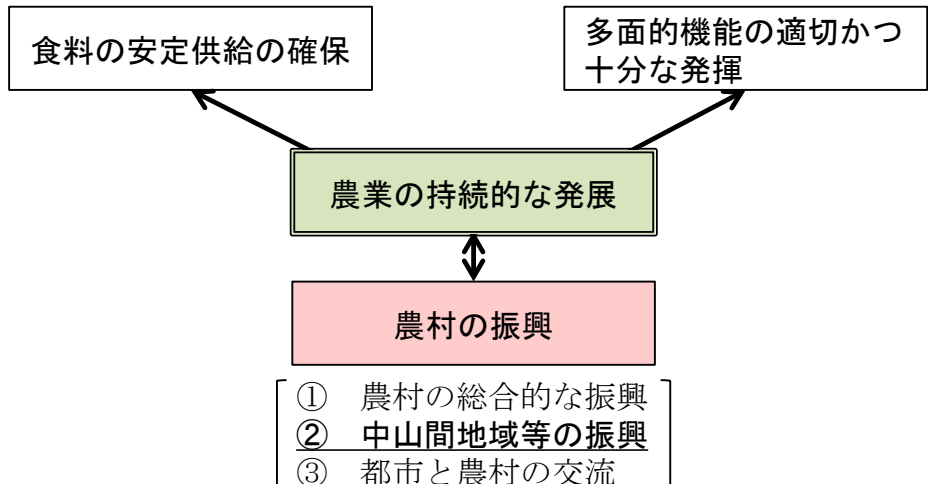
資料：総務省「国勢調査」

注1：高齢化率は、65歳以上人口の割合。

注2：平成17年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。平成22年及び平成27年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省地域振興課が集計。

○ 食料・農業・農村基本法に基づく施策の一つとして、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

<食料・農業・農村基本法における基本理念>



食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）

（中山間地域等の振興）

第35条第2項

国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

2. 中山間地域等直接支払制度の概要（交付要件、交付単価等）

- 集落等を単位とする取決め（協定）を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）を開始したところであり、平成30年度予算は263億円を計上。

交付要件

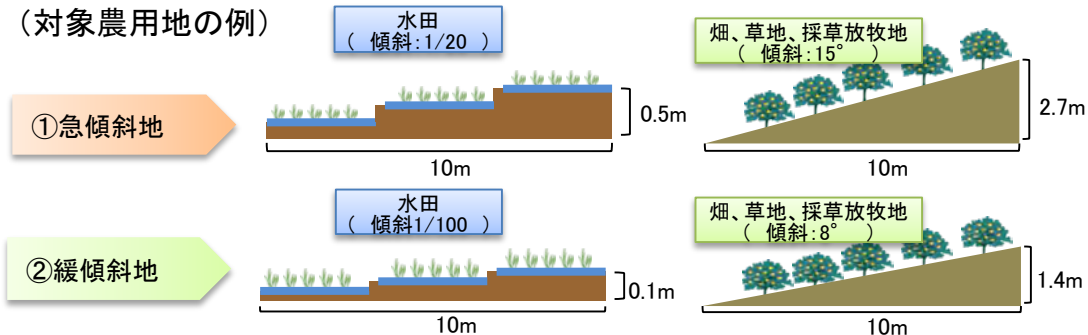
1. 制度の対象となる地域及び農用地

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

2. 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

（対象農用地の例）



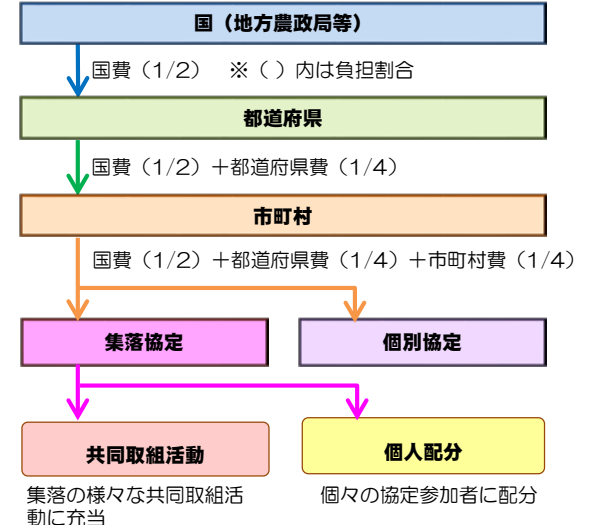
3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する農業者等

交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15°～）	11,500
	緩傾斜（8°～）	3,500
草地	急傾斜（15°～）	10,500
	緩傾斜（8°～）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000
	緩傾斜（8°～）	300

交付金交付の流れ



3. 協定に定める活動内容、加算措置

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じているところ。

① 農業生産活動を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止、
水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、
体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の10割を交付）

- 例：
- ・ 農業生産性の向上に係る取組
（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
 - ・ 女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組
（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）
 - ・ 集団的かつ持続可能な体制整備の取組
（協定参加者が活動等を継続できなくなった場合に備え、集団で活動を継続できる体制を構築）



【機械の共同利用】



【ゆずの加工】

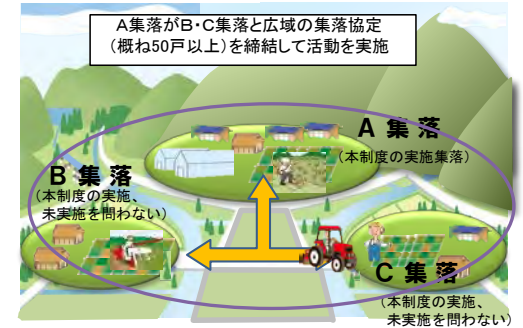
加算措置

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを支援

地目にかかわらず3,000円/10a

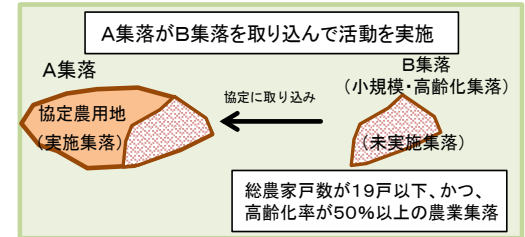


【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a



② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

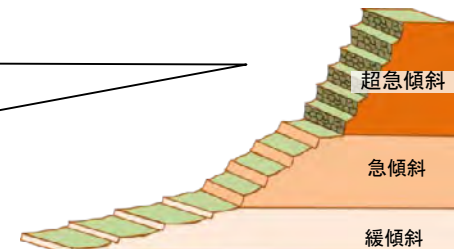
【対象活動の例】



石積み保全活動

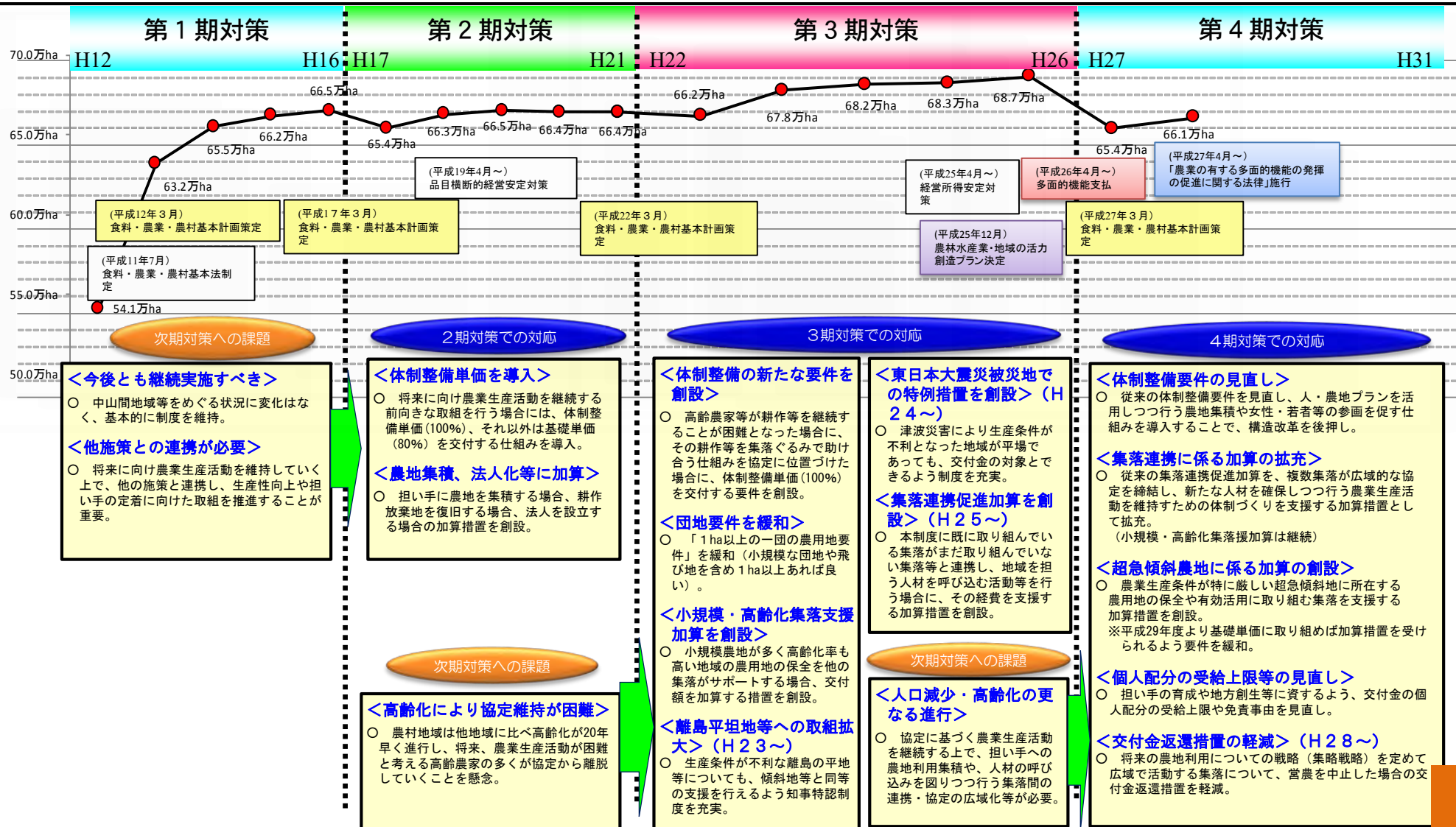


棚田オーナー制度



4. 制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- 平成28年度から、集略戦略を作成して、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。



5. 日本型直接支払として実施

【平成30年度予算概算決定額 77,190(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される。
- このため、このため、平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。更に、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し。

1. 多面的機能支払 48,401(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



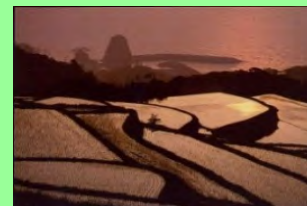
水路のひび割れ補修

植栽活動

2. 中山間地域等直接支払

26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域

3. 環境保全型農業直接支払

2,450(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業

カバークロープ

堆肥の施用

Ⅱ 中間年評価の目的と方法

1 中間年評価の目的と評価の方法

- 中山間地域等直接支払制度においては、集落協定等に定められた活動の適切な実施、その効果発現のため、中間年評価、最終年評価を実施。中間年評価は、集落協定等に定められた取組が不十分な集落等に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うため、第2期対策から導入された仕組み。
- 第4期対策においては、集落協定等に定められた農業生産活動等の実施状況等、地方自治体の取組に対する評価、アンケート調査等を実施し、各評価項目毎に整理・分析した上で制度全体の総合的な評価を実施。

評価手法

- ① 集落協定等の自己評価票（集落等）
 - ・ 集落協定等に定められた農業生産活動等の実施状況等を農業者等が自ら点検・評価
- ② 集落協定等の市町村評価票（市町村）
 - ・ 農業者等による自己評価結果（①）を協定認定者である市町村の視点から客観的に評価
 - ・ 評価の結果、活動が進んでいない場合には指導・助言を実施
- ③ アンケート調査（集落等、市町村）
 - ・ 本制度の実施効果及び課題等の把握による定性的な評価
- ④ 中間年評価書（市町村、都道府県）
 - ・ 実施状況、活動の評価、アンケート調査等を踏まえた総合的な評価
 - ・ 市町村及び都道府県の推進体制、取組に対する支援の自己評価（都道府県は市町村の自己評価結果に対する評価を含む）
- ⑤ 農林業センサス等を活用した定量的な効果分析（国）
 - ・ 統計データを活用した実施効果の定量的な分析
- ⑥ 集落協定・個別協定の概要（市町村、都道府県、国）
 - ・ 本制度の実施状況

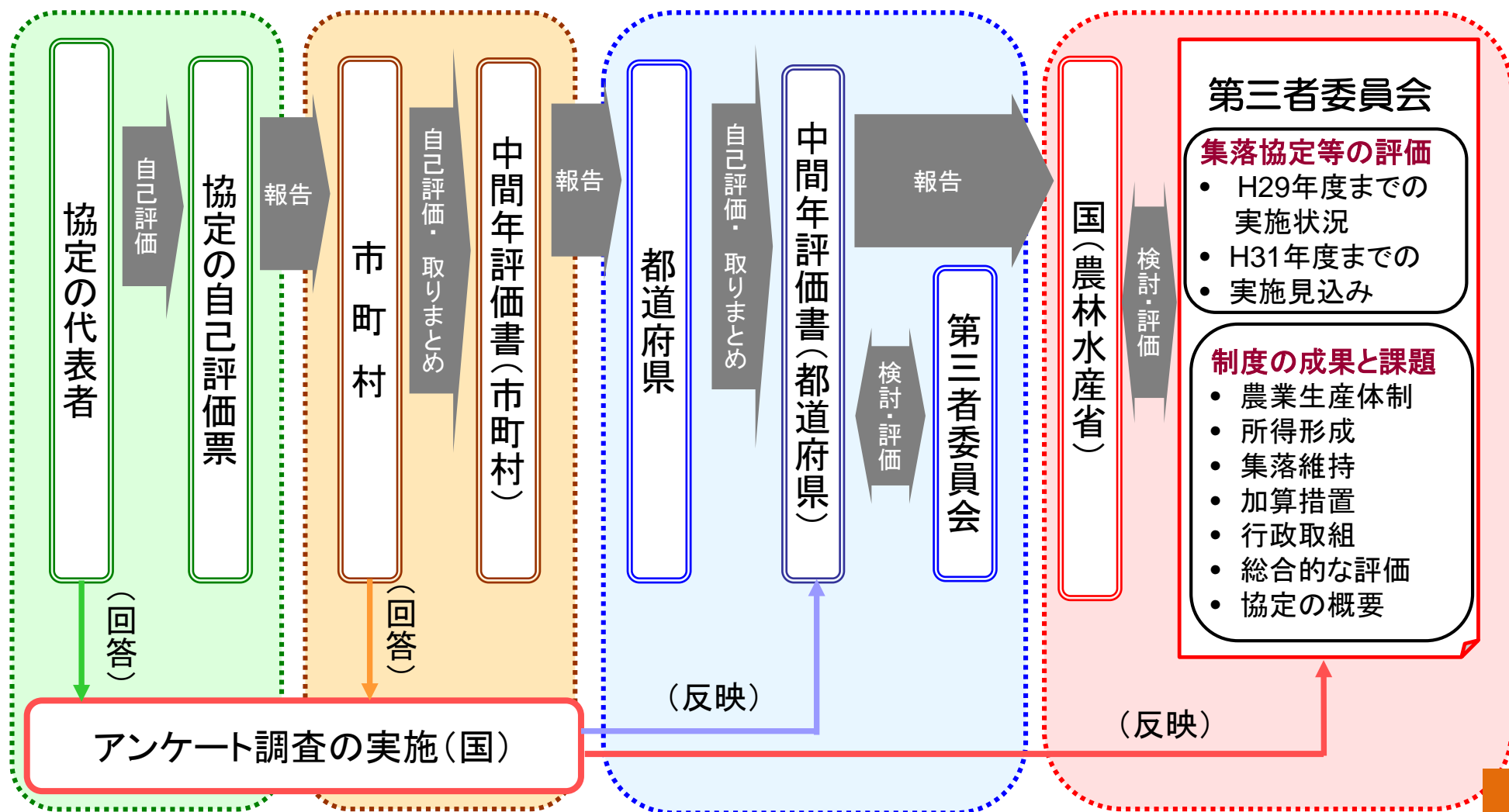
評価項目毎に整理・分析

評価項目

- ① 協定活動の実施状況（協定活動の総合評価）
- ② 具体的な取組の実施状況
 - 農業生産体制（農業経営体、農地利用）
 - 所得形成（6次産業化等の所得向上）
 - 集落維持（共同取組、集落コミュニティ）
 - 加算措置の取組
 - 集落戦略の取組
- ③ 行政取組等（市町村・都道府県の取組）
- ④ 制度そのものの評価（アンケート調査）
- ⑤ 制度全体の総合的な評価
 - ①～④の評価結果、都道府県の評価結果を踏まえた総合的な評価

2 中間年評価の流れ

- 中間年評価は、協定段階における自己評価及びアンケート調査を起点とし、市町村及び都道府県段階においては、協定の自己評価結果を客観的に評価するとともに、実施状況、アンケート調査結果も踏まえ、それぞれの区域全域における実施効果等を評価。
- 国は、都道府県段階の評価結果及び客観的なデータ分析結果から全国的、大局的な効果を分析・評価。



3 中間年評価の内容と評価基準①

- 協定に定められた活動等の実施状況を点検し、目標年度である平成31年度に向けても、その活動が維持され、効果の発現が見込まれるかを評価するとともに課題が明らかになった協定に対する指導・助言を強化。
- 協定の活動に重要な役割を果たす行政（市町村・都道府県）の推進体制を把握するとともに支援結果を評価。
- 本制度が地域に与えた様々な効果や課題を把握するため、評価結果を補完するものとして、集落段階・市町村段階でアンケート調査及び農林業センサス等の客観的データを活用した効果分析を実施。

① 集落による自己評価、市町村による評価

○ 集落協定等に定められた活動項目毎の評価（協定、市町村が実施）

1. 協定に定められた活動

平成29年度までの実施状況

- ① 「◎：優良」（目標に対し80%以上実施）
- ② 「○：適当」（確実に実施又は目標に対し50～80%未満の実施）
- ③ 「△：要指導・助言」（一部に遅れ等がみられる又は目標に対し50%未満の実施）
- ④ 「×：返還等」（実施していない）

注 赤文字は数値目標のある取組のみに適用

2. 集落協定内での話し合いの状況

- ① 集落協定段階
 - ・話し合い回数、回数増加の有無
- ② 市町村段階
 - ・取組に必要な話し合いの実施状況（十分か、不足しているか）
 - ・農業生産活動の継続に向けた話し合いを実施、話し合い回数の増減

3. 集落戦略の取組状況（集落協定）

- ① 集落協定段階
 - ・必要性に関する意識、策定の有無、集落戦略の実現に向けた取組の有無
- ② 市町村段階
 - ・集落の現状を客観的に策定の必要性を判断できているか
 - ・策定の有無、集落戦略の実現に向けた取組の有無

平成31年度までの実施見込み（評価）

- ① 「◎：優良」（目標以上の達成が見込まれる）
- ② 「○：適当」（目標の達成が見込まれる）
- ③ 「△：要指導・助言」（指導・助言で改善が見込まれる）
- ④ 「×：返還等」（指導・助言しても改善が見込まれない）

注1 数値目標を設定した取組は、その達成見込みで評価
注2 数値目標のない取組は、毎年度継続実施が見込まれ、更に協定が見込んでいた内容以上の取組が見込める場合は「◎」、毎年度継続実施が見込める場合は「○」と評価

○ 協定毎の総合評価（市町村が実施）

- ① 「優」（◎又は○が6以上かつ×がない）
- ② 「良」（◎又は○が4以上かつ必須事項に×がない）
- ③ 「可」（×が必須事項にない）
- ④ 「不可」（×が必須事項にある）

注 「集落協定内での話し合い」「集落戦略の策定」は交付金交付の要件ではないため総合評価から除外

②市町村・都道府県の推進活動等に関する評価

協定活動の継続に向け重要な役割を担う市町村・都道府県の推進体制や支援活動の内容を把握・評価。

市町村の推進活動等

- (推進体制) 担当者数、主な業務内容
- (支援体制) 他部局、都道府県、農業委員会や土地改良区など関係団体との連携、支援チームの有無
- (支援内容) 協定等への支援の主な内容
- (支援の成果) 協定等への支援の効果・自己評価
推進に関する課題、必要な支援

報告

都道府県の推進活動等

- (市町村の状況) 市町村の自己評価に対する評価
- (推進体制) 他部局、出先機関の関与、農業会議や土地改良連合会など関係団体との連携、支援チームの有無
- (支援内容) 市町村への支援の主な内容
- (支援の成果) 市町村への支援の効果
推進に関する課題、必要な支援

③集落、市町村におけるアンケート調査

協定等の評価結果を補完するものとして、農業生産活動等の継続に向けた体制整備の状況、広域化・集落連携及び人材の確保・育成の状況、耕作放棄の防止や集落維持の効果等に関し、定性的な効果を把握。

【アンケート調査の視点】

今後も農業生産活動等を継続できる体制の整備状況、取組内容、課題、必要な支援、耕作放棄の防止及び集落維持に関する効果 等

- 次期対策（平成32年度～：予定）～10年後も協定の活動を維持できる体制整備の状況 ○ 広域化、集落間連携の状況・効果
- 人材の確保の状況 ○ 集落戦略の取組状況 ○ 耕作放棄防止の効果 ○ 集落維持に関する効果 ○ 本制度の必要性・改善点 等

④ 農林業センサ等の客観的データを活用した効果分析

農業経営体、農地利用、6次産業化、集落維持に向けた取組に関し、本制度を実施している集落と実施できるが未実施の集落を農林業センサ等の客観的データにより比較することで本制度の実施効果を定量的に分析する。

分析手法等

中山間地域等直接支払制度への取組による、農地の保全や構造改革の後押しなどの効果については、本制度への取組の有無だけに関わらず、社会情勢や各種施策等の様々な外部要因が影響していると考えられる。このため、中山間地域等直接支払制度以外の要因を極力排除して評価できるよう、傾向スコアマッチング手法を活用して、中山間地域等直接支払制度の取組の有無の区分で、「農業生産体制」や「所得形成」、「集落維持」の状況等について比較分析を行った。

①比較区分

「実施集落」・・・センサ集落のうち、本制度の第1期～第4期対策まで継続して取り組んだ協定が存在する集落。

「未実施集落」・・・傾斜地を持ち、本制度の対象となる地域（「特定農山村法」等に指定）であるが本制度（1～4期対策）に取り組んだ実績のない集落。

※ 農業条件が他の府県と大きく異なる北海道と沖縄県に属する農業集落、都市化が進んだ東京都、神奈川県、大阪府に属する農業集落は分析から除外し、データ不備の集落についても対象外とする。

②比較方法

傾向スコアマッチングにより選定された集落の各データから1集落当たりの増減を求め比較（DID法）

③分析に使用したデータ

農林業センサ（2005年（平成17年）、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）、中山間地域等直接支払交付金の取組状況

分析対象集落数（マッチングされた集落数）

実施地域：22,248集落 未実施地域：5,163集落

（留意事項）

※ 中山間地域等直接支払制度の取組は集落単位、複数の集落単位、対象農用地のカバー率など様々であるが、今回は集落単位で一定の条件のもとに「取組あり」「取組なし」を区分して分析を行ったものである。

※ 本制度の効果は今回用いた指標がすべてではなく、指標化が困難な成果も存在。

傾向スコア算出に用いた指標

分類	指標	年次	備考
農業構造	販売農家率の割合	2005年	販売農家数/総農家数
	販売農家数	2005年	
	専業農家の割合	2005年	専業農家数/販売農家数
	平均年齢	2005年	
	一戸あたり平均耕地面積	2005年	耕地面積/総農家数
生産基盤	借入耕地面積	2005年	
	耕地面積	2005年	
	田の傾斜面積割合	2001年	田1/20°以上面積/耕地面積
	畑の傾斜面積割合	2001年	畑15°以上面積/耕地面積
	田(20～30a)区画面積の割合	2001年	田(20～30a)区画面積/耕地面積
他施策	排水良好面積の割合	2001年	排水良好面積/耕地面積
	多面的機能支払い実施面積の割合	2015年	多面的機能支払協定面積/耕地面積
その他	府県ダミー	2015年	府県別フラグ

(参考) 傾向スコアマッチング分析の考え方

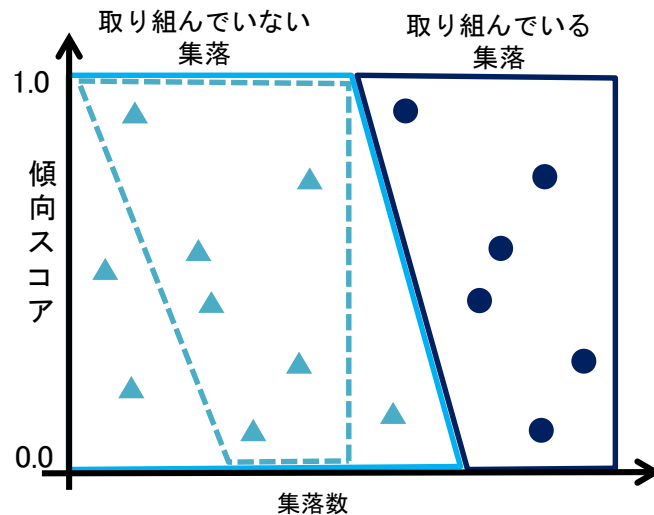
中山間地域等直接支払制度への取組状況は、農家の状況、地域の農用地の地目・傾斜条件・整備状況、農業地域類型等によって異なることから、本制度に取り組んでいる集落と取り組んでいない集落を単純に抽出すると、条件が異なる集落を比較する可能性がある。このため、比較の結果は取組有無による違いだけでなく、他の要因の違いによる影響を含んでいることとなる。

取組有無以外の条件の違いを「中山間地域等直接支払制度へ取り組む確率(傾向スコア)」という1つの指標で表し、取り組んでいる集落の傾向スコアに対して最も近い傾向スコアを持つ取り組んでいない集落を抽出する(マッチング)。その後、取り組んでいる集落とマッチングされた取り組んでいない集落間の比較を行う。傾向スコアを用いたマッチングにより、取り組んでいる集落と取り組んでいない集落の取組有無以外の条件の違いによる影響を極力小さくして評価を行うことができる。

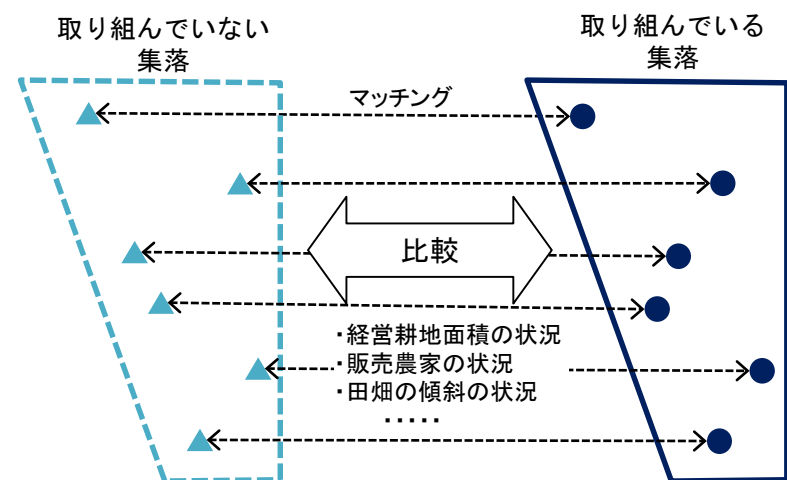
$$\begin{aligned} \text{傾向スコア (} p \text{)} &= \text{各集落が中山間地域等直接支払に取り組む確率} \\ &\quad \text{(中山間地域等直接支払への取り組みやすさ)} \\ &= f(\text{農地の傾斜面積割合, 販売農家率, 1戸当たり平均耕地面積, \dots}) \end{aligned}$$

傾向スコアマッチング分析のイメージ

【マッチング前】



【マッチング後】

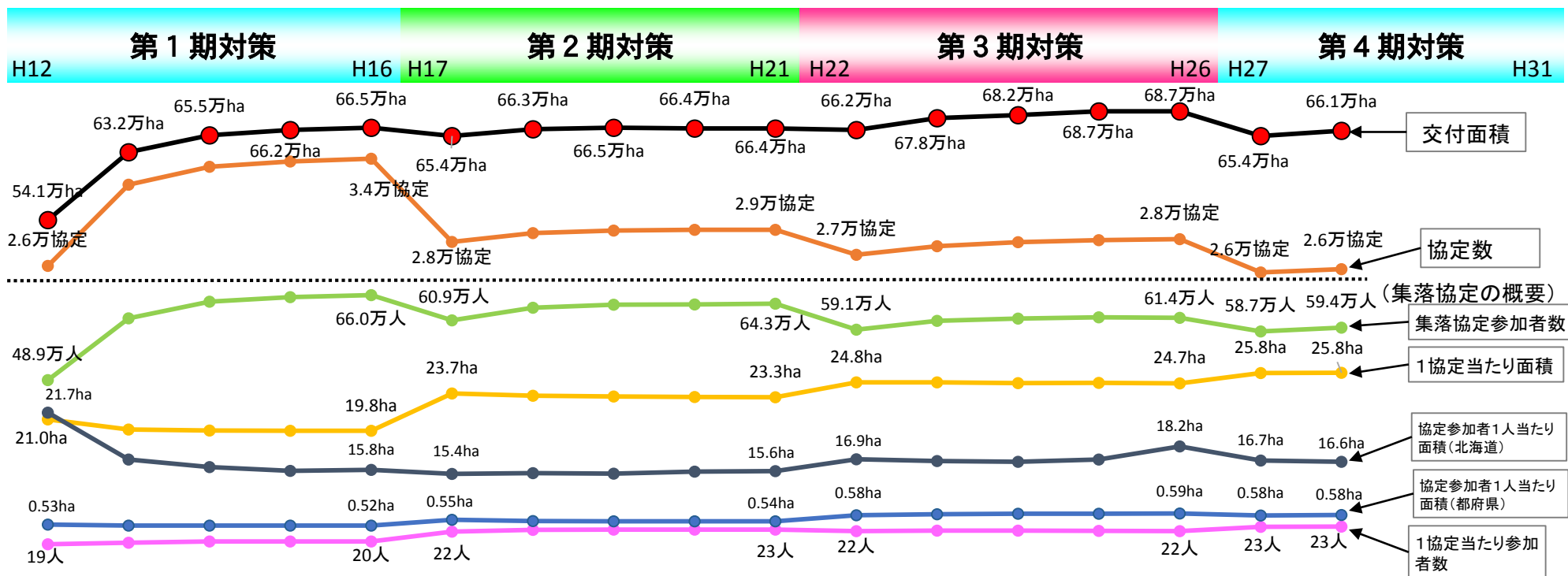


Ⅲ 中山間地域等直接支払の実施状況（平成28年度）

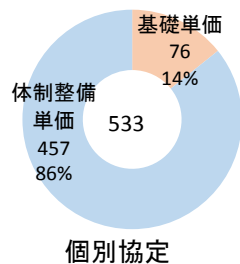
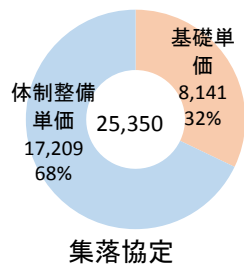
1. 交付面積、協定数、協定参加者数

- 平成28年度までに締結された協定数は25,883協定（うち集落協定25,350、個別協定533）、取組面積は66万ha（うち集落協定65.4万ha、個別協定0.6万ha）となっている。
- 集落協定の参加者は59.4万人で、1集落協定あたりの参加者数は23人、取組面積は25.8haとなっている。
- 制度発足当初からの推移を見ると、1協定あたり参加者数は19人から23人に、1協定あたり面積は21.0haから25.8haに増加しており、集落協定の広域化が進んできていることが伺える。

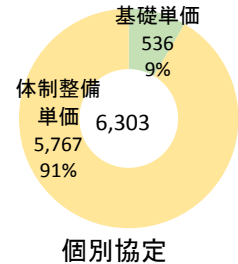
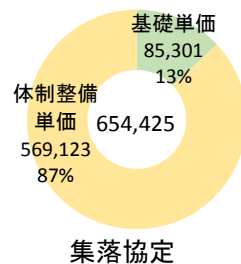
○ 交付面積、協定数、協定参加者数の推移



○ 単価別協定数



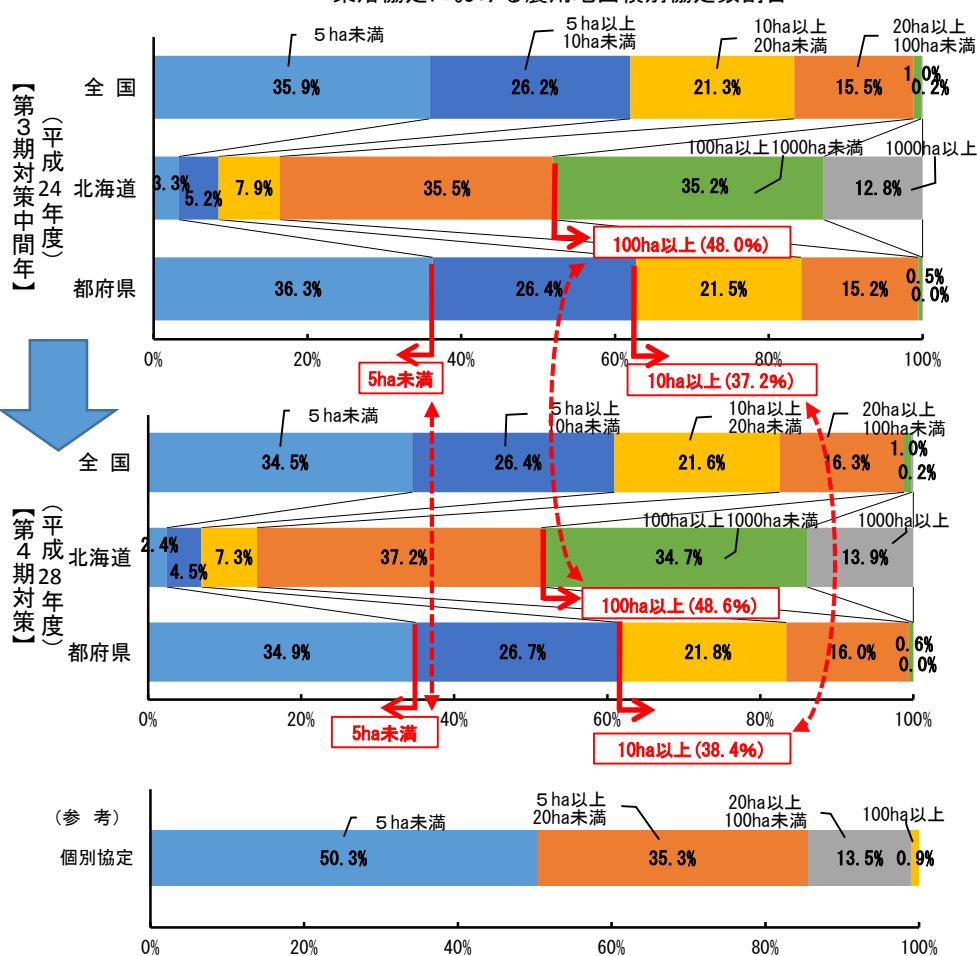
○ 単価別交付面積 (単位: ha)



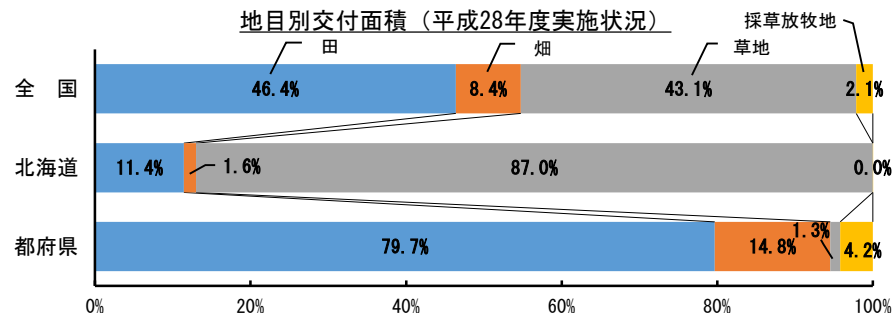
2. 地目及び交付基準別交付面積、集落協定の規模、加算措置

- 地目別の交付面積の割合は、田46.4%、畑8.4%、草地43.1%、採草放牧地2.1%、また、交付基準別の交付面積の割合は、急傾斜29.4%、緩傾斜27.8%、草地比率の高い草地41.1%などとなっている。
- 農用地面積規模別の協定数の割合を第3期対策中間年(平成24年度)における取組状況と比較すると、都府県では10ha以上の集落協定が37.2%から38.4%に、北海道では100ha以上の集落協定が48.0%から48.6%に増加しており、集落協定の規模拡大が進んでいることが伺える。
- 加算措置への取組では、集落協定の広域化支援加算は138協定で1万6千ha、小規模・高齢化支援加算は26協定で5百ha、超急傾斜農地保全管理加算は1,320協定で1万4千haの取組が行われている。

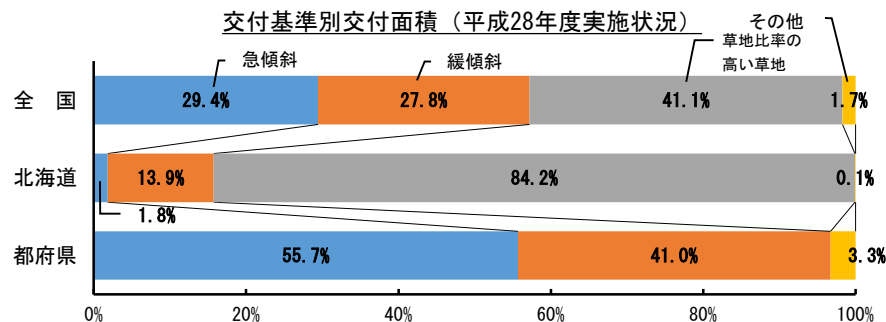
集落協定における農用地面積別協定数割合



地目別交付面積(平成28年度実施状況)



交付基準別交付面積(平成28年度実施状況)



加算措置への取組

(単位: 件、ha)

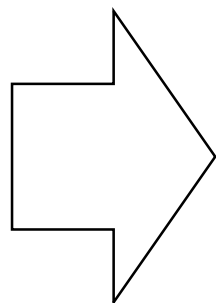
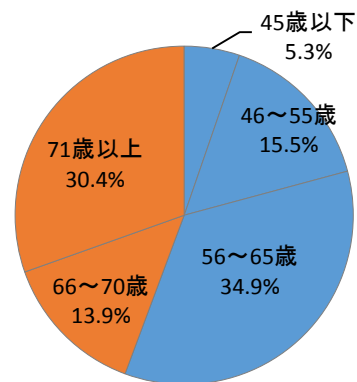
	集落協定の広域化支援加算		小規模・高齢化支援加算		超急傾斜農地保全管理加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	138	15,836	26	544	1,320	14,127
北海道	2	8,342	-	-	2	12
都府県	136	7,494	26	544	1,318	14,116

3. 集落協定参加者の年齢構成

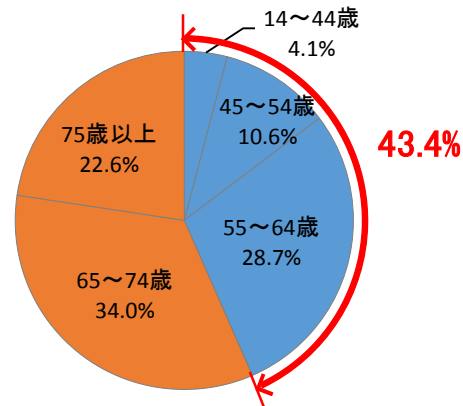
- 協定参加者及び協定役員は、第3期対策の中間年評価時に比べ高齢化が進んでいることが伺える。
- 一方で協定参加者のうち64歳以下の割合は43.4%となっており、平地農業地域の農業就業人口(2015農林業センサス)の40.9%よりも高く、比較的若い世代が活動に参画していることが伺える。

【年齢構成の変化(第3期→第4期)】

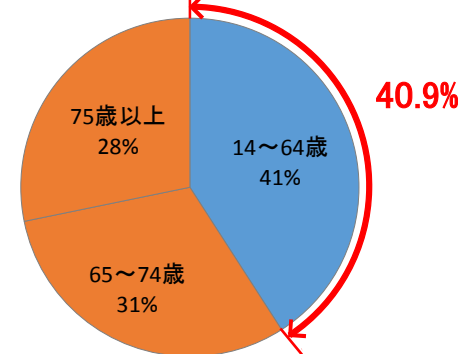
第3期対策
集落アンケート(中間年評価時)



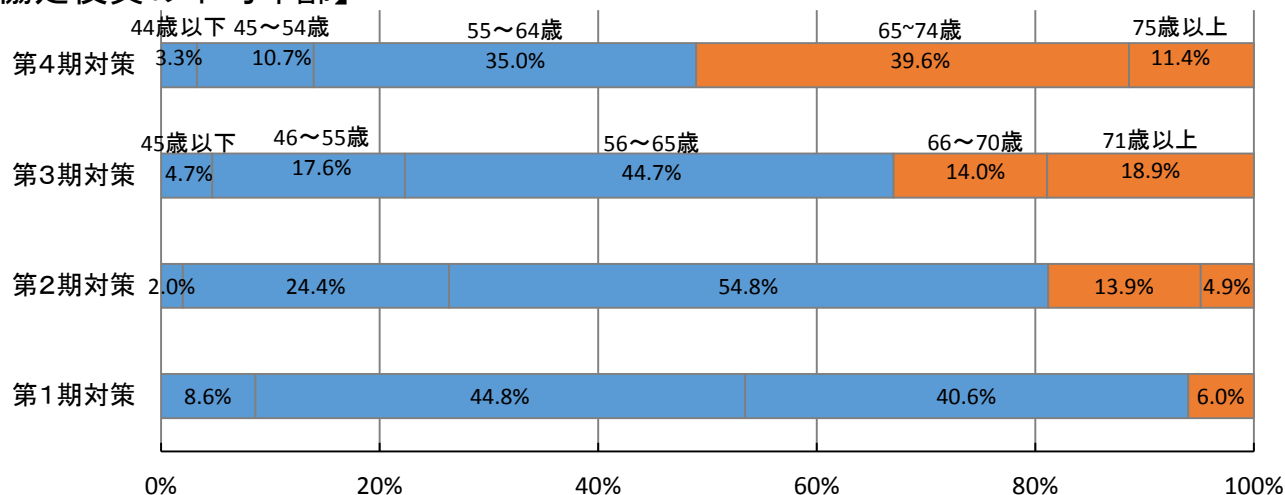
第4期対策
平成28年度実施状況調査



(参考)
年齢別の農業就業人口
(2015年農林業センサス 全国・平地)



【協定役員の平均年齢】



役員平均年齢の試算結果
(第4期対策) 64.0歳
↑
(第3期対策) 61.6歳
↑
(第2期対策) 59.5歳
↑
(第1期対策) 54.8歳

(平均年齢試算方法)
各年齢階層の中間年齢×役員数の合計÷協定役員総数
※年齢階層の中間年齢とは、例えば46~50歳であれば48歳

4. 交付金の支出状況

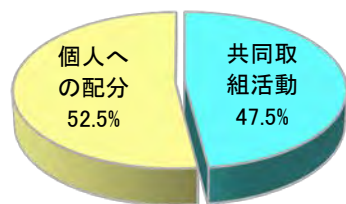
- 平成28年度における交付金の配分割合は、農業生産活動を行う個人への配分が52.5%、農道・水路・農地の管理や共同利用機械・施設の導入などの共同取組活動への交付が47.5%となっている。

注) 「個人への配分」は集落協定の個人配分に個別協定の交付金額を加えた割合

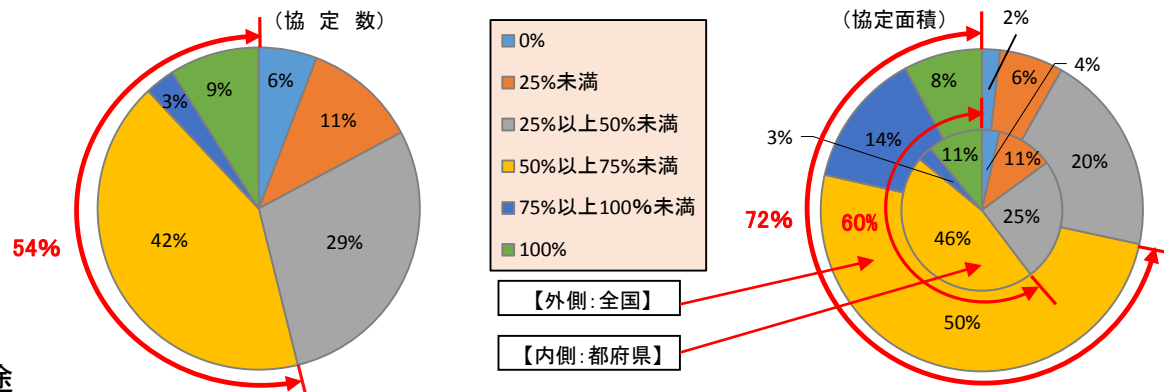
- 共同取組活動の内訳は、「農道・水路、農地の管理」が約4割を占め、次いで「鳥獣害防止対策」及び「共同利用機械・施設整備費」が約1割、更に、将来に向けた農業機械施設の整備・更新、農業基盤の整備等に備えた積立や春先の活動に充てるための繰越経費が約2割となっている。

- 共同取組活動分については、協定毎、毎年毎に変動があり、現場のニーズに合った活用がなされている。

○ 交付金の配分割合



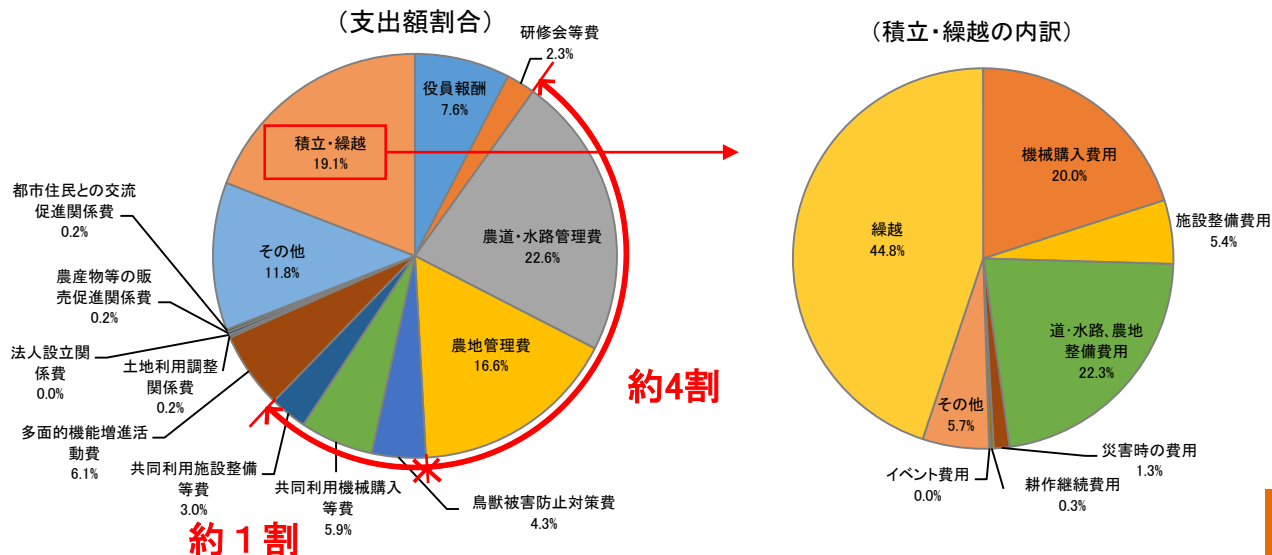
(共同取組活動への配分割合別の協定数、面積)



・共同取組活動(集落協定)に配分された交付金の使途

(交付金の使途別協定数)

集落協定総数	25,350	(割合)
役員報酬	20,986	82.8%
研修会等費	6,918	27.3%
農道・水路管理費	18,995	74.9%
農地管理費	11,180	44.1%
鳥獣被害防止対策費	5,919	23.3%
共同利用機械購入等費	3,445	13.6%
共同利用施設整備等費	1,396	5.5%
多面的機能増進活動費	6,506	25.7%
土地利用調整関係費	148	0.6%
法人設立関係費	25	0.1%
農産物等の販売促進関係費	196	0.8%
都市住民との交流促進関係費	224	0.9%
その他	12,206	48.1%
積立・繰越	10,263	40.5%



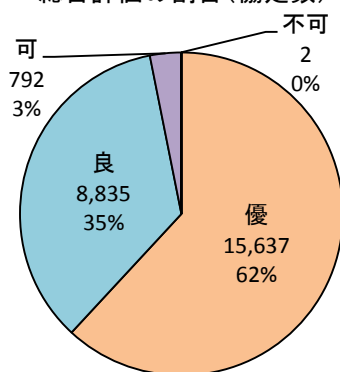
Ⅲ 中間年評価の結果

1. 協定に定められた活動に関する市町村が実施した協定毎の総合評価

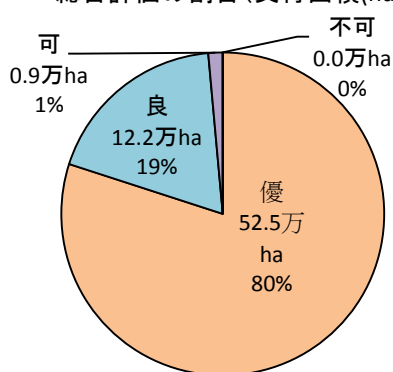
- 市町村が実施した協定毎の評価は、全協定25,816（集落協定25,266 個別協定550）のうち、「優」、「良」と評価された協定は24,677協定で協定数で97%、交付面積で99%を占めており、協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれていると考えられる。
- 集落協定では、評価が高い協定ほど、協定面積が大きく、協定参加者も多い傾向にある。
- 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定が集落協定で792協定（3.1%）となっており、今後、市町村等による指導・助言が実施され改善が見込まれている。
- 個別協定で「可」と評価された344協定（63%）については、全ての取組が「◎」又は「○」となっており、順調に取り組まれている。
- 集落協定で「不可」と評価された2協定は、いずれも協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの。

集落協定

総合評価の割合(協定数)

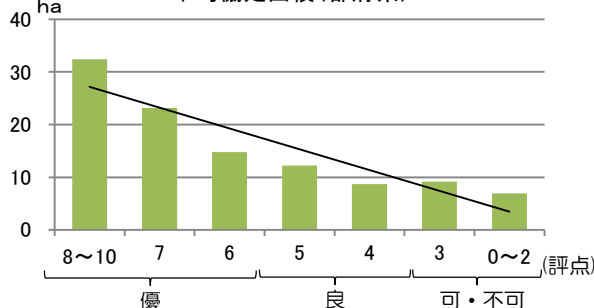


総合評価の割合(交付面積(ha))

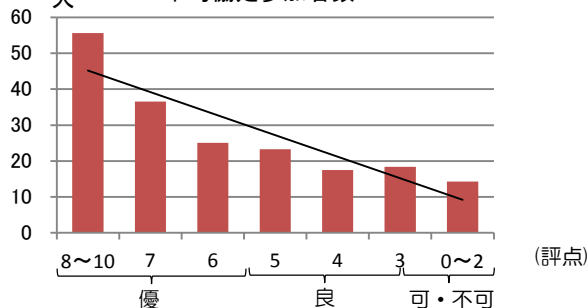


- (注1) 総合評価とは、活動項目毎の評価結果(◎、○等)の合計数等に応じて各協定を、「優」、「良」、「可」及び「不可」で評価。
 (注2) 交付面積はH28年度実施状況。ただし、H29年度の新規協定及び統合協定については中間年評価におけるアンケートの基礎情報を使用。

平均協定面積(都府県)

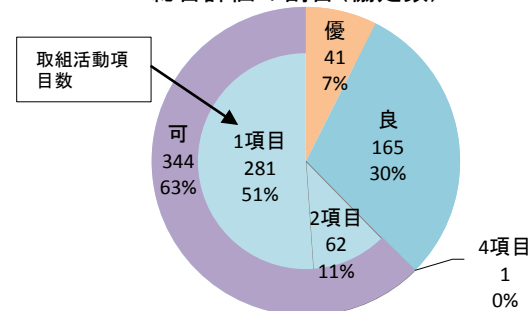


平均協定参加者数

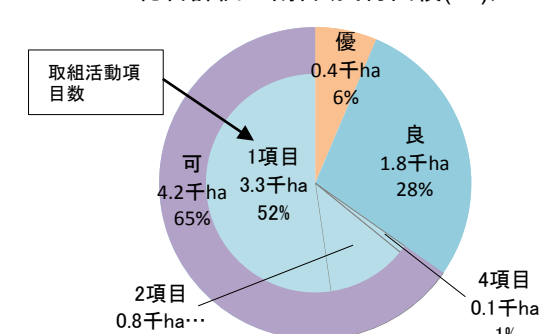


個別協定

総合評価の割合(協定数)



総合評価の割合(交付面積(ha))



- (注)
 ・ 総合評価は「より多くの取組を確実に実施」することを基準とし、個別協定では3項目以上の活動を確実に実施する場合に「優」又は「良」となることとしている。
 ・ 個別協定の場合、自作地を含まない協定や自作地を含んでいても取組内容によっては、1又は2項目で交付要件を満たす場合がある。
 ・ このため、全ての取組を確実に実施していても総合評価では「可」となる場合がある。

2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (1) 集落協定

- 集落協定に定められた各活動とも、概ね9割以上が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「水路・農道等の管理活動」、「耕作放棄の防止等の活動」については、それぞれ11%、8%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定も1,883協定(7%)あり、今後、話し合いの充実、共同取組活動の充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。
- 「×：返還」となったのは9協定で、うち2協定は協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの、7協定はC要件に取り組む協定において、死亡・高齢化等により農業生産活動の継続が困難となった農用地（交付金返還の面積に該当）を協定農用地から除外せざるを得なかったことによるものである（交付金の2割を遡及返還、協定は継続）。

【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果				計
			◎：優良 <small>(目標以上の達成が見込まれる)</small>	○：適当 <small>(達成が見込まれる)</small>	△：要指導・助言 <small>(改善が見込まれる)</small>	×：返還等 <small>(改善が見込まれない)</small>	
必須事項	① 集落マスタープラン	概ね5年間の具体的な活動計画	6% 1,407	93% 23,401	2% 457	0% 1	25,266
		耕作放棄の防止活動	8% 2,015	89% 22,571	3% 678	0% 2	25,266
	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	水路・農道等の管理活動	11% 2,804	88% 22,244	1% 217	0% 1	25,266
		多面的機能を増進する活動	7% 1,802	90% 22,777	3% 686	0% 1	25,266
選択事項	③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全体制整備	6% 978	91% 15,644	3% 515	- -	17,137
		A要件	7% 96	84% 1,084	8% 108	- -	1,288
		B要件	9% 41	84% 376	7% 31	- -	448
		C要件		98% 15,811	2% 282	0% 7	16,100
	④ 加算措置	集落連携・機能維持加算		94% 221	6% 14	- -	235
		超急傾斜農地保全管理加算		97% 1,670	3% 50	- -	1,720
合計(重複除く)			4,197	25,027	1,883	9	

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」（目標以上の達成が見込める）、「○：適当」（達成が見込める）、「△：要指導・助言」（改善が見込まれる）、「×：返還等」（改善が見込まれない）の4区分で評価。

1. 集落マスタープラン

集落マスタープランは、集落の実情を踏まえ、10年～15年後の集落の将来像を明確化し、それを実現するために、協定締結期間（5年間）に実施する活動内容とその達成すべき目標を定めたもの。

集落の目指すべき将来像

	集落協定総数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数 総数に占める割合	25,350	20,627 (81.4%)	4,116 (16.2%)	1,716 (6.8%)	2,284 (9.0%)

将来像を実現するための活動方針

	集落協定総数	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集团的かつ持続的な体制整備	⑩その他
協定数 総数に占める割合	25,350	3,404 (13.4%)	679 (2.7%)	1,565 (6.2%)	1,607 (6.3%)	1,639 (6.5%)	484 (1.9%)	512 (2.0%)	303 (1.2%)	19,422 (76.6%)	2,605 (10.3%)

2. A、B、C要件

A、B、C要件は、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の選択的必須要件（通常単価を適用する要件）であり、協定農用地において、農用地等保全体制の整備、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動を行うこと。

項目	取組内容
A要件 (次のうち2つ以上を選択)	機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
B要件 (次のうち1つ以上を選択)	(集落協定に新規参加者（女性、若者、NPO法人等）の1名以上の参加を得た上で) 新規就農者等の確保、地場農産物等の加工・販売、消費・出資の呼び込み
C要件	農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けておくこと

3. 集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算

集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）については、加算の対象となる取組に加え、人材確保（必須）とA要件、B要件の一部を実施している。超急傾斜農地保全管理加算に対しては、超急傾斜農地の保全及び当該農地等で生産される農産物の販売促進活動を実施している。

項目	取組内容
集落連携・機能維持加算 (次のうちいずれかを選択)	(活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で) 機械・農作業の共同化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託、地場農産物の加工販売、消費、出資の呼び込み
超急傾斜農地保全管理加算 (それぞれ1つ以上に取組)	①超急傾斜農地の保全 石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、土壌流出防止対策 等 ②農産物の販売促進活動等 農産物のブランド化、パンフレットの作成、景観作り、棚田オーナー制度など都市住民との交流 等

(注) 集落連携・機能維持加算の「小規模・高齢化集落支援」については、加算の対象となる取組のみ。

2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (2) 個別協定

- 個別協定に定められた各活動とも、9割以上の協定が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「利用権設定等として取り組むべき事項」「利用権設定等又は農作業の受委託」「水路・農道等の管理活動」については、それぞれ23%、12%、9%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定もごく僅かであるが存在する。取組としては「耕作放棄の防止活動」「多面的機能を増進する活動」など、地域との連携が必要な取組であると考えられることから、今後、話合いの充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果				計
			◎：優良 <small>(目標以上の達成が見込まれる)</small>	○：適当 <small>(達成が見込まれる)</small>	△：要指導・助言 <small>(改善が見込まれる)</small>	X：返還等 <small>(改善が見込まれない)</small>	
必須事項	① 利用権設定又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託	利用権の設定等又は農作業の受委託	12% 66	88% 483	0% 1	- -	550
選択事項	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止活動	9% 19	90% 191	1% 3	- -	213
		水路・農道等の管理活動	9% 18	91% 177	- -	- -	195
		多面的機能を増進する活動	5% 9	94% 156	1% 1	- -	166
	③ 利用権の設定等として取り組むべき事項	一定割合以上の新たな利用権設定等(10%又は0.5ha以上の増加)	23% 22	77% 72	- -	- -	94
	④ 加算措置	超急傾斜農地保全管理加算	/	100% 16	- -	- -	16
合計(延べ計)			84	496	4	- -	

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」(目標以上の達成が見込める)、「○：適当」(達成が見込める)、「△：要指導・助言」(改善が見込まれる)、「×：返還等」(改善が見込まれない)の4区分で評価。

2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (3) 指導・助言の内容等

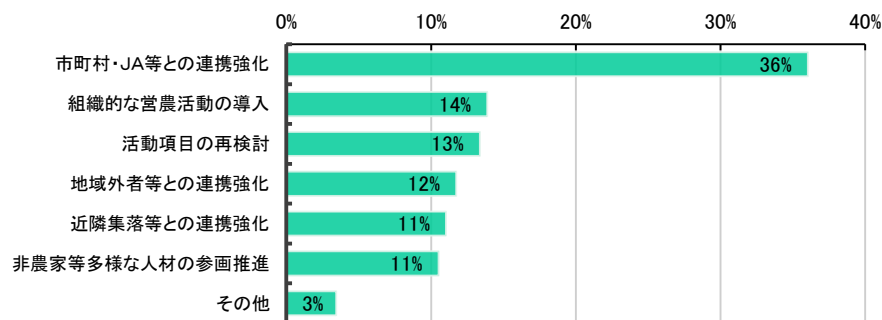
- 協定に定められた活動に対する市町村の指導・助言は「話し合い活動の充実」が集落協定で37%、個別協定で60%と最も多く、次いで、集落協定では「共同取組活動の充実」(25%)となっている。
- 「話し合い活動の充実」、「共同取組活動の充実」を指導助言した協定に対し、併せて行った指導助言の内容では、市町村・JA等との連携強化を指導した割合が最も高く、それ以外では、組織的な営農活動の導入や地域外者等との連携強化など組織化、広域化へ促す指導、取組活動項目の再検討といった指導内容の割合が高い。

【市町村が実施した指導助言の内訳】

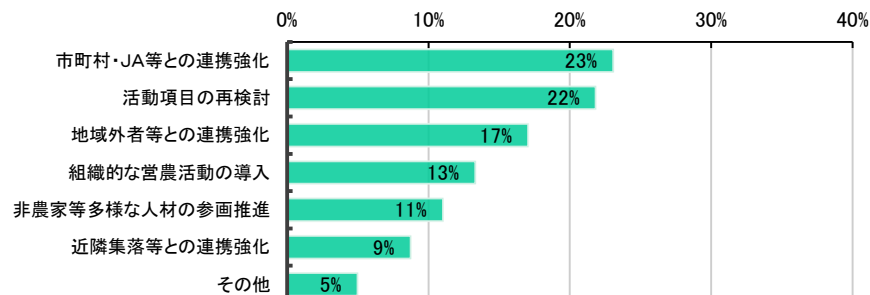
(単位：協定数)

対応の方向	集落協定	個別協定
話し合い活動の充実	37% 1,927	60% 3
非農家等多様な人材の参画推進	4% 220	- -
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	11% 577	- -
地域外者等との連携強化	4% 202	- -
近隣集落等との連携強化	4% 193	- -
活動内容の再検討	10% 512	20% 1
組織的な営農活動の導入	4% 220	- -
共同取組活動の充実	25% 1,306	- -
その他	1% 70	20% 1
合計(延べ)	5,227	5

話し合い活動の充実と併せて実施した指導助言の内容



共同取組活動の充実と併せて実施した指導助言の内容



3. 具体的な取組の実施状況 (1) 農業生産体制（農業生産活動の基礎となる担い手の確保、農地集積等の取組）

- 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、担い手(新規就農者等を含む)の確保や農地集積に取り組んでいるのは1,572協定(約6%)。
- 取組は「機械・農作業の共同化」が974協定(62%)で最も多く、次いで「担い手への農作業の委託」が433協定(28%)、「担い手への農地集積」344協定(22%)となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね8割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で2割前後の協定で、取組に若干の遅れがみられるものの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

				取組内容						全協定数	
				A要件				B要件		A要件	B要件
				機械・農作業の共同化	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	協定の新規参加者の確保	新規就農者の確保		
協定数				62%	17%	22%	28%	17%	12%	1,572	
				974	275	344	433	272	194	1,278	
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況(実施率)	◎(80%以上)	14%	9%	12%	11%	13%	18%		
			○(50~80%未満)	73%	69%	66%	71%	73%	68%		
			△(50%未満)	13%	21%	21%	17%	13%	12%		
			X(未実施)	1%	1%	1%	1%	1%	2%		
	市町村評価	H31目標実施見込	◎(目標以上の達成)	7%				10%			
			○(目標の達成)	84%				83%			
			△(改善が見込まれる)	8%				6%			
			X(改善が見込まれない)	-				-			

(参考：取組毎の目標要件)

A要件	機械・農作業の共同化	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定面積の10%又は0.5haの増加
		基幹的農作業のうち田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定農用地の30%以上又は3haの増加
	農業生産体制の強化	自己施工による、ほ場、農道、水路、法面の整備・改修等による受益面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加
	担い手への農地集積	利用権の設定等がなされる面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加
B要件	協定の新規参加者の確保	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の10%又は0.5ha以上の増加
		利用権の設定等又は田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加
B要件	新規就農者等の確保	集落協定に新規参加者(女性、若者、NPO法人等)の1名以上の参加
		新規就農者、生産組織等の新規雇用のオペレーター、集落協定に参加する農業者(新規の認定農業者等)を1名以上確保

(1) 農業生産体制（特徴的な取組：法人を主体とした農業生産体制の整備 T県T市K集落協定）

取組の特徴

- 法人が中心となった共同取組活動により、農業を継続できる環境を整備するとともに耕作者が不在となった農地の引き受けや荒廃農地の再生を実施
- 付加価値を高めた農産物の直接販売や女性の力を活用し、野菜栽培など収益向上の取組を実施

協定概要

協定開始：平成12年度
 協定面積：13ha（田急傾斜10ha、田緩傾斜3ha）
 交付金額：240万円（個人配分56.8% 共同取組活動43.2%）
 体制整備単価：0要件 加算：なし
 協定参加者数：7人（うち法人：1）
 主要作物：米、アスパラガス、ネギ、ほうれん草 等

取組のポイント

1 法人が中心となった生産環境の整備(共同活動)

- 協定の構成員である農事組合法人が中心となり鳥獣害防止柵の設置、草刈作業軽減のためのカバープランツの導入、橋梁の掛け替え等を実施

2 法人への農地集積

- 同法人が協定農用地の約9割を超える12.4haを引き受け
- 荒廃農地(800㎡)を再生し、なたねの植え付けを行うなど集落景観を向上
- 農地の受け手としての法人の存在が耕作放棄地の発生を予防



【協定農用地】

3 所得向上の取組

- 水稻は、県の特別栽培農産物の認証を取得し「棚田清流育ち・特別栽培米」として、直売等により販売（9,500円/30kgで販売）
- ジャガイモ、ブロッコリー、ネギ等の野菜を導入
- 法人の女性運営委員を中心とした女性グループがアスパラ等の野菜生産や餅の加工を行い販売

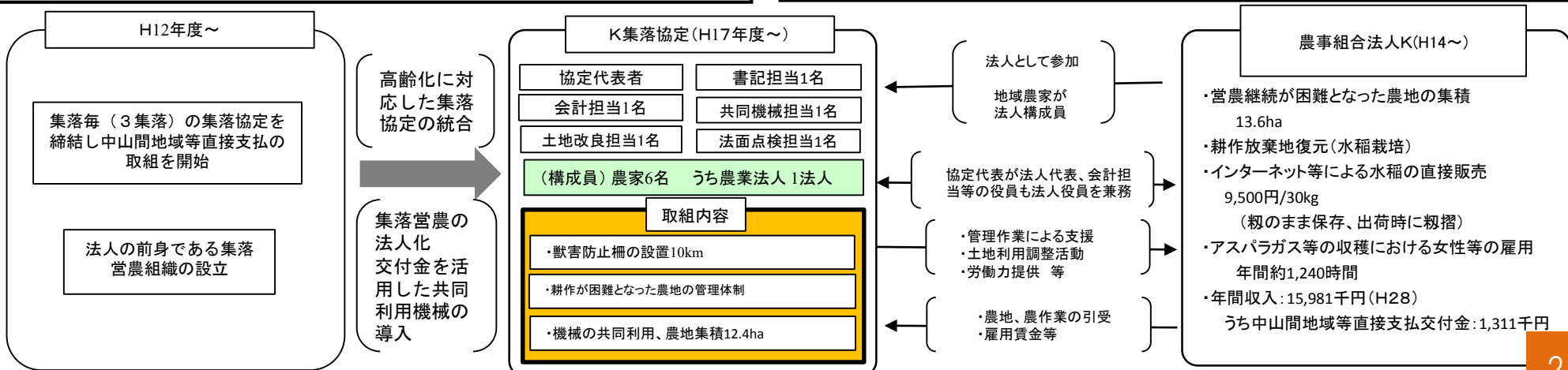
【特別栽培農産物認証】



【野菜栽培】

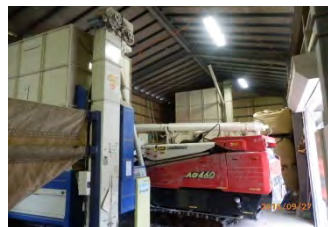
その他

- 中山間地域等直接支払交付金を活用し、法人の農業機械等を整備
- 集落内の農家を年間約1,240時間のパートとして雇用（雇用創出）
- 法人での共同活動を通じ連帯感が高まり集落が活性化





主な作物
水稲



【共同利用機械の整備】

Step1 (H11~12)

集落の話し合い
集落営農組織の設立

- 県単事業である「農地を守る集落営農組織育成事業」を活用し、各集落で農地管理に熱心な3人がリードして集落営農の設立に関する集落の話し合いや先進地視察を実施。農地管理の方向性を決定
- 集落営農組織を設立 (H12)

Step2 (H12~)

中山間地域等直接支払制度
への取り組みを開始

- 草刈りや泥上げなどの管理作業の実施や「共同でないといけない、共同の場は楽しい」といった協働意識の醸成など集落営農組織と役割を分担しあった集落活動を実施するため、各集落(3集落)で集落協定を締結。



【法人の設立】

Step3 (H14~)

集落営農の法人化

- 先進地視察やアンケート調査の結果から、集落営農の役員が中心となって集落営農の法人化を推進
- 平成13年11月に法人設立に向けた発起人会を設立。平成14年に法人を設立。
- 中山間地域等直接支払交付金で機械・施設を整備
- 法人の運営委員に女性枠を設置

農地管理の方向性

- ① 集落の活性化は、一集落市農業による村づくり
- ② 農家の収益を、向上させるためには、共同で営農組織を組織し、運営
- ③ 耕作放棄地を作らないためには、個々の農家では限界があり、共同で取り組む
- ④ 個々の農家の税務を含めた会計の労力軽減、効率化のためには、それを営農組織で分担



【荒廃農地の再生】

将来に向けて

- 販売価格の高い米の直売に係る販路拡大
- 補助に頼らない農業経営の確立を目指し、野菜作の拡大、加工品の開発、販路拡大
- 近隣集落の農用地の作業受託の拡大
- 電柵化による鳥獣被害の更なる防止

集落内農用地の引き受け
所得向上に向けた取組

- 利用権設定を中心に集落内の農用地を集積
- 水稲は県の特別栽培農産物認証を取得。「棚田清流育ち・特別栽培米」として直売
- 女性の力を活用した、高収益作物の導入(アスパラガス等)、餅加工等の6次産業化への取組

Step4 (H17~)

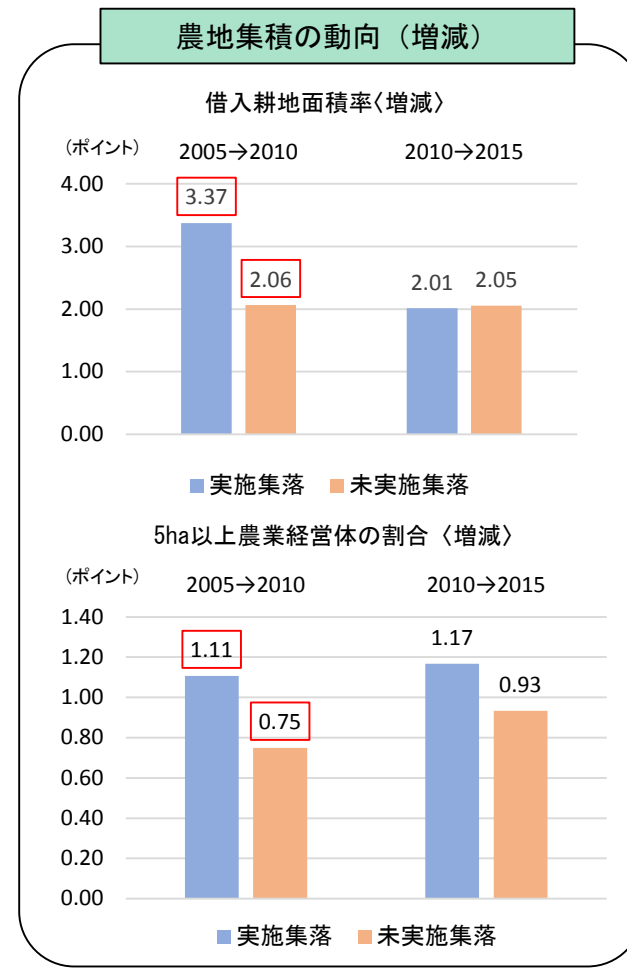
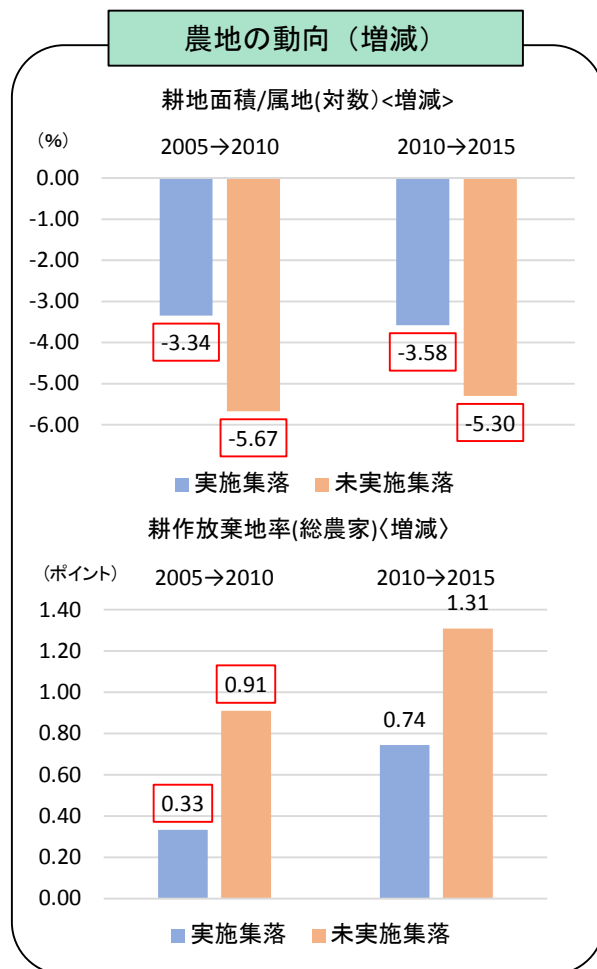
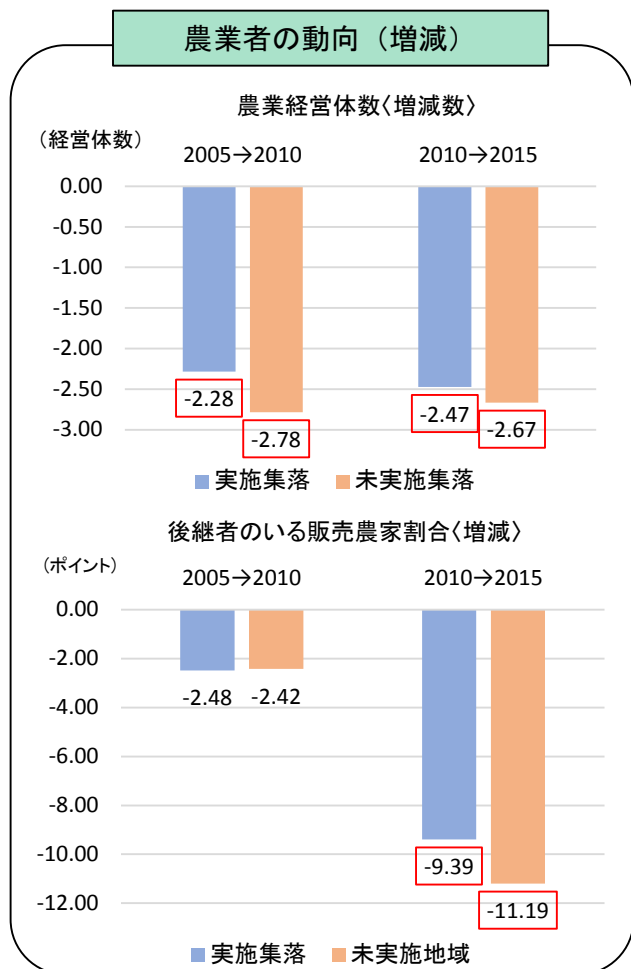
3つの集落協定を一本化

- 法人運営が軌道に乗り、耕作放棄発生を防止する体制が確立されたことから、各協定の代表者が中心となり集落毎の協定を統合
- 法人と集落協定の活動区域が同じとなり、法人による鳥獣害防止柵の設置やカバープランツの導入、荒廃農地の復旧などが実施できるようになるなど、より効率的な協力体制を構築

今後の展望

(1) 農業生産体制 (参考：農林業センサ等を活用した効果分析)

- 農業経営体は、未実施集落に比べ実施集落の方が減少傾向が抑制され、後継者のいる販売農家の減少傾向も抑制されていることが伺える。
- 経営耕地は、未実施集落に比べ実施集落の方が耕作放棄の発生が抑制され、経営耕地面積の減少が抑えられていることが伺える。
- 農地集積は、未実施集落に比べ実施集落の方が進んでおり、農業経営体の規模拡大が進んでいることが伺える。



出典：農林業センサス (2005年、2010年、2015年)

注) は、実施集落と未実施集落の間に統計的有意差 (効果) が確認された分析結果であり、その他については統計的有意差 (効果) は確認できなかった。(以下の分析結果も同様)

(2) 所得形成（農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組）

- 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、高付加価値農業の実践や6次産業化等に取り組んでいるのは345協定。
- 取組は「高付加価値農業の実践」が166協定（48%）で最も多く、次いで「地場農産物等の加工・販売」が165協定（48%）、「消費・出資の呼び込み」21協定（6%）となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね7割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で2割～3割の協定で取組に若干の遅れがみられるものの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

				取組内容			全協定数	
				A要件	B要件		A要件	B要件
				高付加価値農業の実践	地場農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み		
協定数				48%	48%	6%	345	
				166	165	21	166	183
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況（実施率）	◎（80%以上）	11%	13%	14%		
				18	21	3		
			○（50～80%未満）	72%	70%	57%		
				120	115	12		
			△（50%未満）	15%	17%	29%		
		25	28	6				
		X（未実施）	2%	1%	-			
			3	1	-			
	市町村評価	H31目標実施見込	◎（目標以上の達成）	7%	5%			
				12	10			
○（目標の達成）			84%	85%				
			140	156				
△（改善が見込まれる）			8%	9%				
		14	17					
	X（改善が見込まれない）	-	-					
		-	-					

（参考：取組毎の目標要件）

A要件	高付加価値農業の実践	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加
B要件	地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の取組を実施
	消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園の実施面積、NPO法人や企業等の耕作面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加

取組の特徴

- 営農継続が困難となった農用地を法人が集積し、農地を安定的に利用
- 農家レストランや都市部との交流、ブランド米の輸出など地域ぐるみの6次産業化により農産物等の販売を拡大することで所得形成に寄与

協定概要

協定開始: 平成12年度
 協定面積: 33ha (田急傾斜20ha、田緩傾斜12ha)
 交付金額: 524万円 (個人配分32% 共同取組活動68%)
 体制整備単価: B要件 加算: なし
 協定参加者数: 45人 (うち法人: 1)
 主要作物: 米、そば、アスパラガス

取組のポイント

1 離農者の農用地の引き受けと安定的な利用

- 農事組合法人が、随時、離農者の農用地に利用権を設定し引き受け
- 町のブランド米の生産拡大やブランドそば、アスパラガス等の高収益作物を導入し、農地を安定的に利用

2 農家レストランを中心とした加工・直売

- 地元で収穫したブランド米や蕎麦、野菜等を使用した郷土料理やそば等を提供する農家レストランを設置。生蕎麦(麺)等の製造にも取り組み、レストラン内の直売コーナーで販売。
- 常時2名を雇用(うち女性1名)



そば膳

3 都市農村交流活動の取組

- 「お米づくり体験交流倶楽部」として水田のオーナー制度を実施し、収穫した米の提供に加え、田植え・稲刈り体験、そば打ち体験等を実施(18万円/10a+体験料)
- 首都圏の住民と相互交流を実施 (H20~)



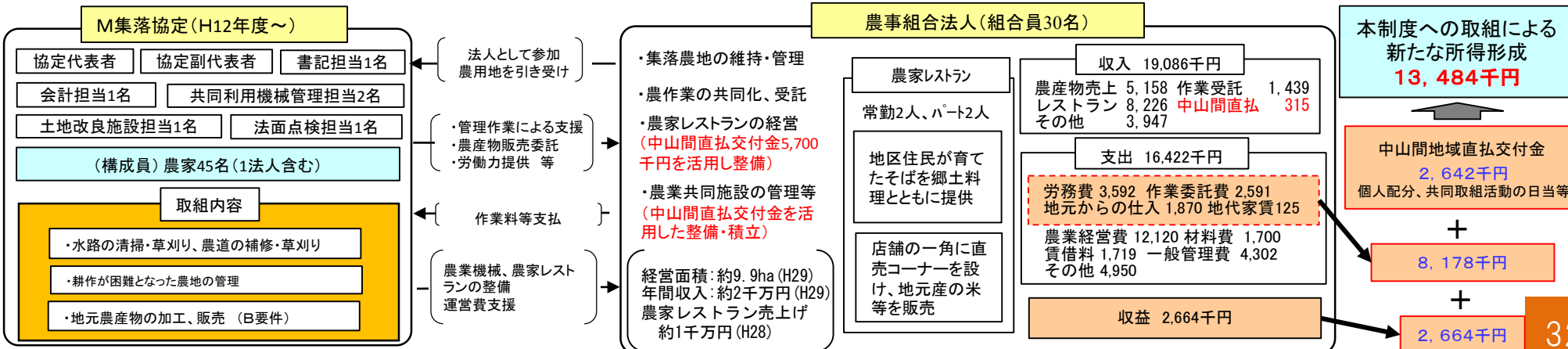
農業体験の様子

4 ブランド米の輸出

- イタリア・ミラノ「テイスト・オブ・東北」試食会、ドバイ(UAE)で国際食品見本市「Gulfood (ガルフード)2016」に出展
- 「究極のすし米」として、ドーハ(カタール)、アブダビ、ドバイ(UAE)で販売を開始



販売開始セレモニー





主な作物
 水稲、そば、アスパラガス



【農家レストラン】

将来に向けて

- 一集落一農場によるコスト低減、収益性の高い集落農業
- そばの作付拡大と農家レストランの売上拡大
- 交流イベントの開催、首都圏販売活動による販路拡大
- 福祉ワゴンの運行や生活必需品の販売・配達など福祉活動の拡大
- 活動の核となる若手人材の育成

Step1 (H12~)

中山間地域等直接支払制度への取り組みを開始

- 将来の農地管理に不安を持っていたところで、町から中山間地域等直接支払制度の活用について指導
- 自治会代表、役員が本制度の活用について地域住民に説明し取組を決定
- 農地維持のための草刈り等の共同作業を開始

Step2 (H20~)

集落営農組織の設立

- 中山間地域等直接支払制度に取り組み様々な会合の中で、更なる取組が必要との意識
- 自治会代表、役員が「自分たちで作った作物を自由に売れる組織」として集落営農組織の設立を住民に説明し合意。集落営農組織を設立
- 組織名での米の作付・販売やアスパラガスの生産を開始 (H22~)

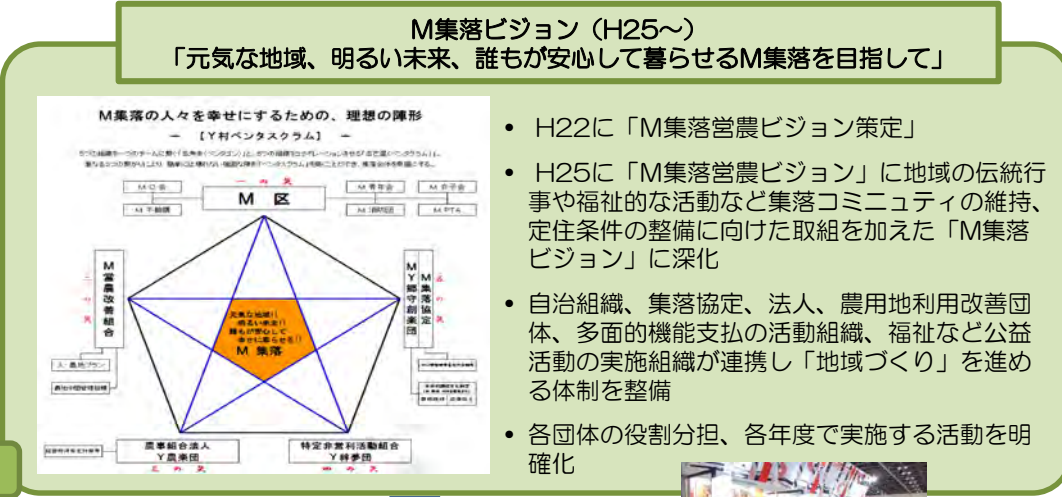
都市との交流

首都圏の自治会と相互交流を開始

（田植え体験やアスパラガスの収穫体験を実施）



【農業体験の様子】



Step3 (H25~)

集落営農組織の法人化

- 作物の販売等を有利に進めるため、集落営農を法人化した方が良いと考え、集落営農の代表、役員が法人化によるメリットを組合員に説明
- H25に法人を設立
- 農地の最終的な引き受け組織として協定農用地を利用権設定で集積
- 地域活動の核となる組織としての立場が明確となり、地域住民との協力関係が強化

中山間地域等直接支払交付金

- 農家レストランの建設
- コンバイン購入
- フォークリフト購入など



国際食品見本市 (ドバイ)

今後の展望

集落内農用地の引き受け 所得向上に向けた取組

- 利用権設定を中心に集落内の農用地を集積（農地維持のセーフティネット）
- 農家レストランを核とした地域農産物の販売拡大、コメの輸出
- 水田のオーナー制度など都市との交流による所得拡大 など

「ブランド米」の輸出

イタリア・ミラノ、ドバイ (UAE) に出展。中東での販売を開始

Step4 (H26~)

農家レストラン開業

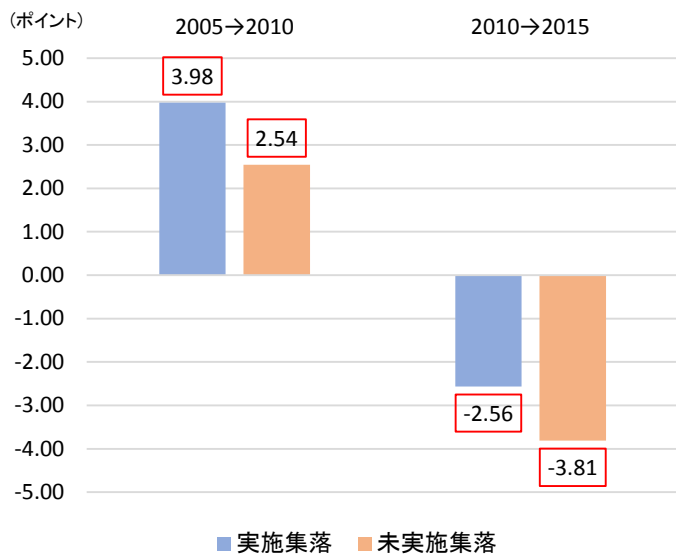
- 地元産そば等を調理して提供することにより、地域外から人を呼び込み、収益向上を図るため、法人の代表、役員が中心となり話し合いを進め、農家レストランを整備
- 集落の活性化向け「何かやろう」といった住民意識の変化

(2) 所得形成（参考：農林業センサス等を活用した効果分析）

- 農業生産関連事業（6次産業化）を行っている農業経営体の割合は、増加から減少に転じているが、未実施集落に比べ実施集落の方が増加時点ではその傾向が高く、減少に転じてからもその傾向が抑制されていることが伺える。
- 取組の内訳別では、2005～2010年では、未実施集落に比べ実施集落の方が「加工」「直売」「農家レストラン」に取り組む農業経営体の増加傾向が高い。また、同様に2010～2015年では、「輸出」「農家レストラン」の増加傾向が高く、「直売」についても減少傾向が抑制されていることが伺える。

6次産業化の動向（増減）

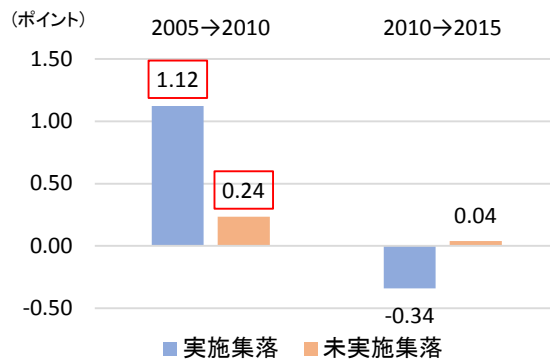
農業生産関連事業を行っている経営体割合（増減）



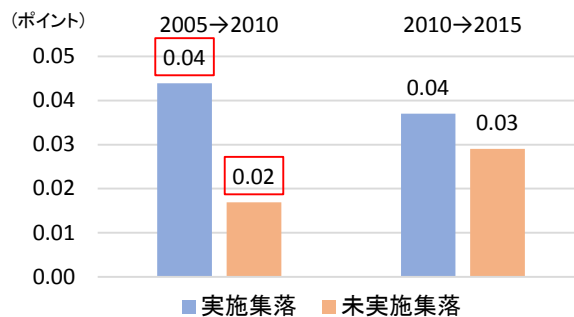
※「農業生産関連事業」
「農産物の加工」「消費者に直接販売」「農家レストラン」「海外への輸出」等の農業生産に関連した事業

(取組別の経営体割合)

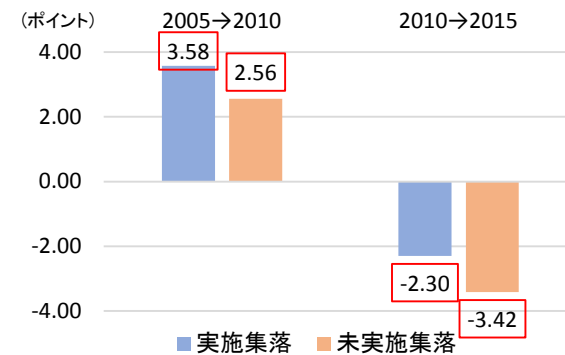
(加工)



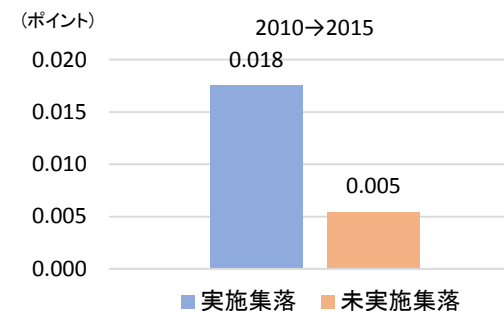
(農家レストラン)



(直売)



(輸出)



(3) 集落維持（共同取組活動、集落機能（コミュニティ）の強化に向けた取組①）

- 集落協定の合意のもと実施される共同取組活動のうち、耕作放棄の防止等の活動として、農地の法面管理が18,766協定（74%）で最も多く、次いで柵、ネット等の設置に11,588協定（46%）、賃借権の設定・農作業の委託に8,551協定（34%）に取り組んでいる。また、同様に水路・農道等の管理では、農道は99%、水路は95%の協定が取り組んでいる。
- 協定の自己評価では、概ね8割以上の協定で確実に実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注)「×」未実施は、協定違反の2協定以外は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

(1) 耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理（必須事項）

				耕作放棄の防止等の活動							水路・農道等の管理			全協定数			
				賃借権の設定・農作業の委託	既荒廃農地の保全管理	農地の法面管理	柵・ネット等の設置	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	土地改良事業	自然災害を受けている農用地の復旧	その他		水路の管理	農道の管理	その他
協定数				34%	9%	74%	46%	7%	3%	1%	0%	1%	2%	95%	99%	3%	25,266
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況(実施率)	○(確実に実施)	91%	95%	99%	96%	84%	88%	86%	78%	84%	89%	99%	99%	98%	
			△(遅れが見られる)	9%	5%	1%	4%	15%	12%	14%	22%	16%	11%	1%	1%	2%	
			×(未実施)	0%	-	-	0%	0%	-	-	-	-	-	0%	0%	-	-
				数	7,801	2,142	18,486	11,147	1,528	616	172	68	159	469	23,539	24,568	724
			数	747	121	280	435	277	85	29	19	31	56	348	335	15	
			数	3	-	-	6	6	-	-	-	-	-	1	1	-	
	市町村評価	H31目標実施見込	◎(目標以上の達成が見込まれる)	8%									11%				
○(達成が見込まれる)			89%									88%					
△(改善が見込まれる)			3%									1%					
×(改善が見込まれない)			0%									0%					
			数	2,015									2,804				
			数	22,571									22,244				
			数	678									217				
			数	2									1				

その他の主な取組

既荒廃農地の復旧（106協定）、既荒廃農地の林地化（90協定）、限界的農地の林地化（42協定）、地目変換（37協定）等

(3) 集落維持（共同取組活動、集落機能（コミュニティ）の強化に向けた取組②）

- 集落協定の合意のもと実施される共同取組活動のうち、多面的機能を増進する活動として周辺林地の草刈りが17,003協定(67%)で最も多く、次いで景観作物の作付に7,379(29%)、堆きゅう肥の施肥に2,590協定(10%)が取り組んでいる。
- 協定の自己評価では、概ね9割以上の協定で確実に実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注)「×」未実施は、協定違反の1協定以外は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

(2) 多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

				多面的機能を増進する活動										全協定数	
				国土保全機能		保健休養機能				自然生態系の保全					その他
				周辺林地の 下草刈り	土壌流亡 に配慮し た営農	棚田オー ナー制度	市民農園 等の開 設・運営	体験民宿 (グリー ン・ツー リズム)	景観作物 の作付	魚類・昆 虫類の保 護	鳥類の餌 場の確保	堆きゅう 肥の施肥	緑肥作物 の作付		
集落協定数				67%	1%	0%	1%	1%	29%	2%	1%	10%	1%	5%	25,266
実施状況・ 目標までの 実施見込み	自己評価	実施状況 (実施率)	○(確実に実施)	96%	90%	87%	88%	94%	94%	93%	88%	95%	93%	93%	
			△(遅れが見られる)	4%	10%	13%	13%	5%	6%	7%	12%	5%	6%	6%	
			×(未実施)	0%	-	-	-	1%	0%	0%	-	0%	1%	1%	
	市町村評価	H31目標 実施見込	◎(目標以上の達成 が見込まれる)	7%											
			○(達成が見込まれる)	90%											
			△(改善が見込まれる)	3%											
			×(改善が見込まれない)	0%											
					17,003	374	126	144	198	7,379	456	303	2,590	367	1,248
				16,286	336	109	126	187	6,927	422	268	2,448	341	1,161	
				716	38	17	18	10	447	32	35	140	23	75	
				1	-	-	-	1	5	2	-	2	3	12	
				1,802											
				22,777											
				686											
				1											

その他の主な取組

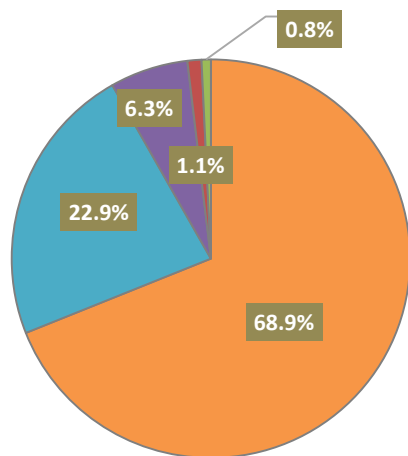
粗放的畜産（196協定）、拮抗作物の利用（47協定）、合鴨・鯉の利用（84協定）、輪作の徹底（91協定）等

(3) 集落維持（参考：評価票「集落協定内での話し合いの状況」）

- 集落協定内での年間の話し合い回数は、平均2回で、2回(21.5%)が最も多く、次いで3回(21.2%)、4回(15.9%)となっており、高齢化や人口減少が進む中、大部分の協定では話し合いの回数が維持されている。特に4期対策以前から話し合い回数が増加した協定は3,883協定で15.4%を占めている。
- 大部分の協定で、協定参加者の合意形成や活動の詳細な調整など協定活動を行う上で十分な話し合いが行われている、又は市町村の指導により十分な話し合いが可能であるとしている。特に1,557協定(6%)では、集落営農の組織化や6次産業化など農業生産活動を発展的に継続させるための話し合いが行われている。
- 話し合いの回数が減少又は本制度の実施に必要な話し合いが不足している協定に対しては、市町村が「協定参加者の意向把握」「共同取組活動や集落行事の再点検」「農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)」などの指導・助言を行っていく予定である。

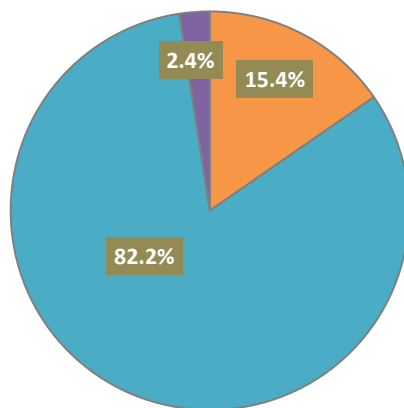
集落協定の話し合いの動向

年間の話し合い回数



■ 5回未満 ■ 6～10回 ■ 11～15回
■ 15～20回 ■ 20回以上

集落協定内での話し合いの状況



■ 4期対策前から増加した
■ かわらない
■ 減少した

※ 集落協定のほか、協定参加者が概ね構成員となっている農家組合、生産組合等の会合を含む。

市町村の評価、指導・助言		集落協定数
※ 本制度の実施に必要な話し合いが十分に行われているか		
◎	自律的かつ継続的な農業生産活動の実施に向けた話し合いの実施 話し合い回数が増加	6% 1,557
○	本制度の実施に必要な十分な話し合いの実施 指導助言により改善が見込める。	86% 21,793
△	話し合いの回数が減少 本制度の実施に必要な話し合いが不足	8% 1,916
指導・助言	共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）	53% 1,011
	協定参加者の意向把握	74% 1,416
	農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）	22% 417
	市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	11% 206
	地域外者等との連携強化	4% 72
	近隣集落等との連携強化	7% 130
	非農家等多様な人材の参画推進	4% 81
	組織的な営農活動の導入	9% 166
	その他	3% 63

取組の特徴

- 共同取組活動の実施や話し合い活動の増加、6次産業化や都市住民との交流など、地域ぐるみでの前向きな取組を開始(「げんき村」プロジェクト H26～)
- 協定参加者の高齢化が進む中、集落協定の統合により取組を継続する体制を強化

協定概要

協定開始:平成12年度
 協定面積:28ha(畑急傾斜28ha)
 交付金額:258万円(個人配分96%、共同取組活動4%)
 体制整備単価:なし 加算:なし
 協定参加者数:39人
 主要作物:果樹(みかん、柿、梅)

取組のポイント

共同取組活動による協働意識の向上

- 中山間地域等直接支払制度に取り組み、共同活動を実施したことで、集落内だけでなく、協定内に農地を所有する集落外の農業者とも話し合いを行う回数が増加。
- 担い手を中心に農地法面、農道、水路の定期的な点検を実施することによる荒廃農地の発生防止。
- 農地と一体となった周辺林地の下草刈りによる土壌流亡防止。



急傾斜地のみかん畑



【山羊の放牧による取組も実施】

地域ぐるみで6次産業化や都市住民との交流

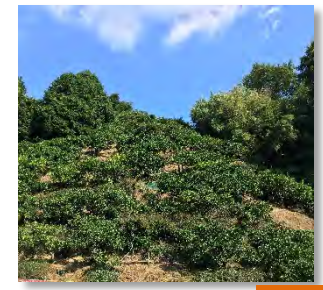
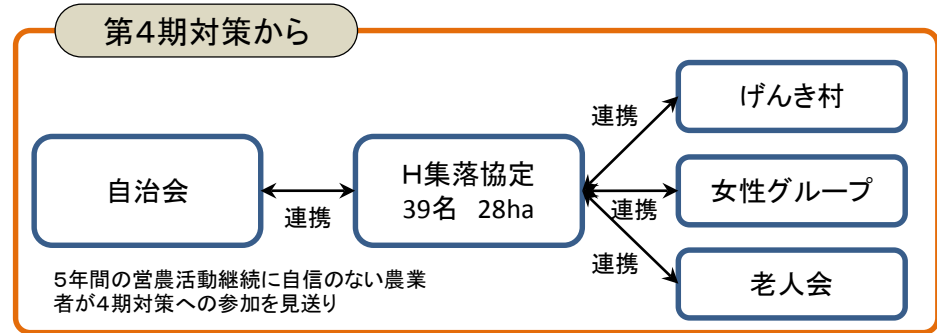
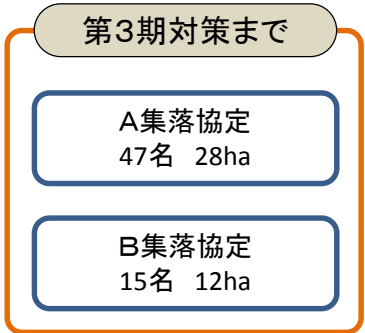
- 集落内の話し合い活動が活発になったことで、前向きな取組への話し合い行われ、集落の活性化を目的とした「げんき村」プロジェクトへとつながった。
- 協働意識の向上により、「げんき村」プロジェクトの誘客場所となる、里山山頂のあずま屋や遊歩道の整備も協定参加者が自ら行った。

取組体制の強化

- 集落同士が連携して地域資源を保全していくための基礎ができあがり、これまで二つの組織で活動していた協定が、4期対策から統合された。



山腹の柿畑



山腹のみかん畑



主な作物
みかん、柿、梅



【集会所横に整備した食品加工場】

Step1 (H12)

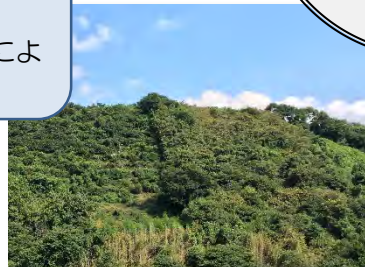
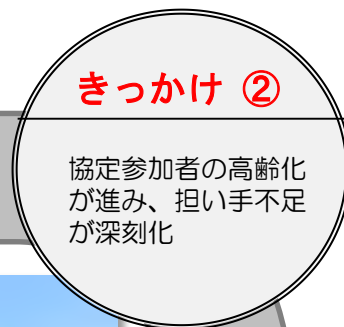
中山間地域等直接支払制度への取組に向けた話し合い

- 区長、自治会役員等がリードして、地域住民に本制度の内容を丁寧に説明
- 地域住民も高齢化等による荒廃農地発生への危機感を持っており、農地維持について積極的に話し合い、本制度への取組を決定

Step2 (H12~)

2つの集落協定を締結して耕作放棄を防止する活動等を実施

- 農地法面、農道、水路の定期的な点検
- 水路及び農道の清掃・補修・草刈
- 周辺林地の下草刈りによる土壌流出防止
- 周辺林地の法面への桜の植栽による法面の崩壊防止と景観保全



【管理されなくなった樹園地(右側)】

H26~

Hげんき村協議会設立

○県の補助事業を活用し「Hげんき村」協議会を設立しげんき村創造プロジェクトを開始

新たな名所づくり

- 里山に住民自らの手で遊歩道とあずま屋を整備し、誘客空間を創造
- 遊歩道に桜やふじを植樹



山頂に整備したあずま屋

Step3 (H27~)

第4期対策開始

2つの集落協定を統合して活動を継続できる体制を整備

- 協定の統合を通じ、個々の協定が抱える現状と課題を話すことで、問題意識が共有された。
- 協定の統合により作業の省力化が図られた。

将来に向けて

- 地域の魅力に磨きをかけ、里山の暮らしや風景が楽しめる「誘客空間」の創造
- 朝市や交流イベントの開催などによる地域の活性化や、地域外住民との交流
- すべての樹園地を管理し続けることは困難であり、極端に条件の悪い樹園地は林地化も検討

今後の展望

特産品を活用した名物づくり

- 集会所横に食品加工・製造拠点を設置し、加工品の開発に取り組む(生芋こんにゃく、ゆず味噌、山椒味噌、山菜加工品等)

誘客・販売の仕掛けづくり

- イベント情報や四季折々の魅力をインターネットで発信
- 大学のマーケティング指導による販売促進活動

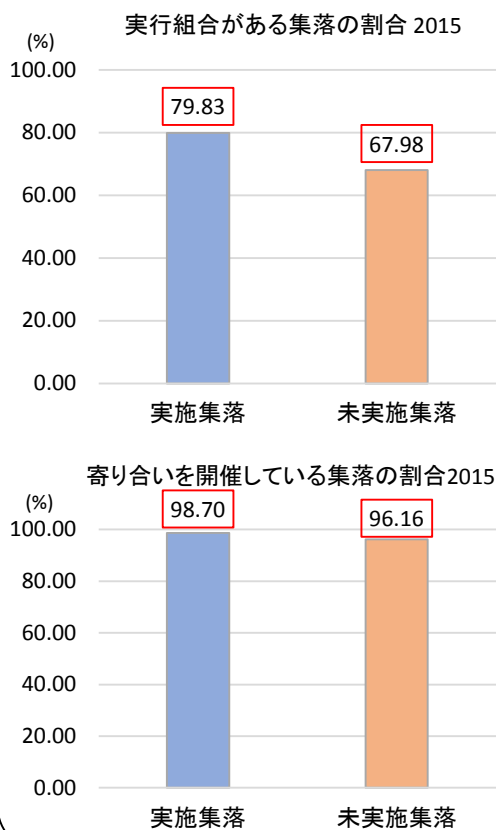
ポイント

地域資源である樹園地を守り、地域を活性化するために、Hげんき村協議会と連携

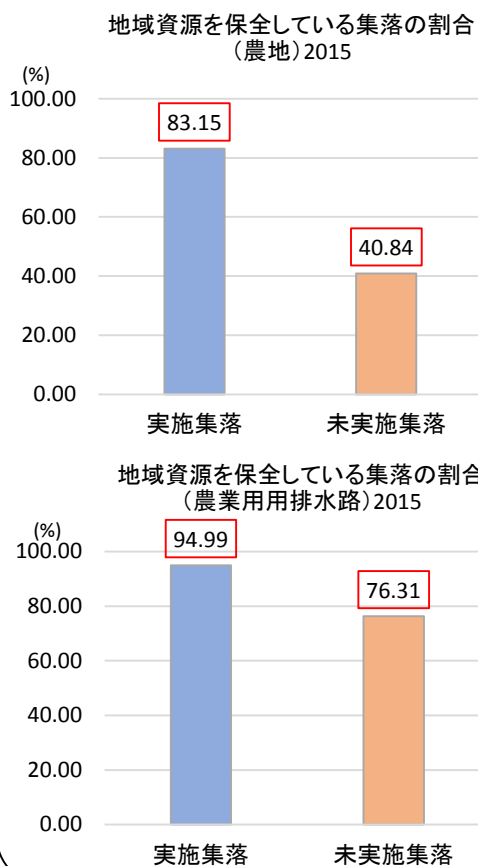
(3) 集落維持（参考：農林業センサス等を活用した効果分析）

- 生産組合や農事実行組合など農業生産活動における最も基礎的な農家集団である実行組合は、未実施集落に比べ実施集落の方が組織されている割合が高い。同様に寄合を開催している集落の割合も高い。
- 地域資源（農地、水路）の保全は、未実施集落に比べ実施集落の方が保全している集落の割合が高い。また、都市住民やNPO法人など地域外と連携している集落の割合が高い。

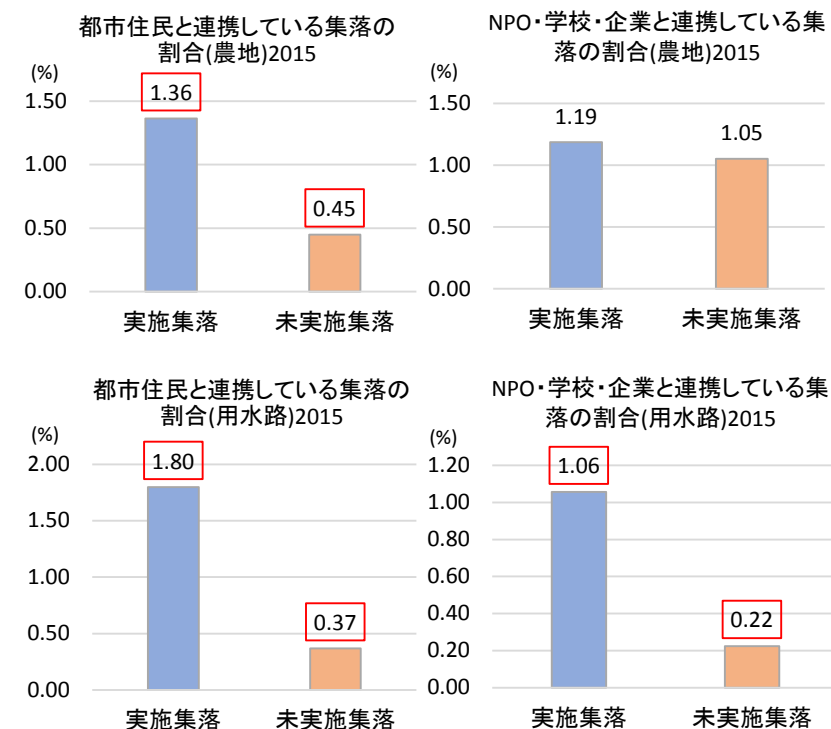
組織・寄合の動向（割合）



地域資源保全の動向（割合）



地域外との連携の動向



(4) 加算措置 ① 集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）

- 集落連携・機能維持加算のうち広域化支援に取り組む集落協定は212協定で、全ての協定で主導的な役割を担う人材が確保される見通しである。
- 広域化とともに取り組まれている活動として、機械・農作業の共同化(46%)が最も多く、次いで、担い手への農地集積(41%)、地域農産物等の加工販売(24%)となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね7割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で3割前後の協定で、取組に若干の遅れがみられるもの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

① 集落連携・機能維持加算（広域化支援）

				取組内容						全協定数
				活動において主体的な役割を担う人材の確保（必須）	機械・農作業の共同化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	地域農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	
集落協定数				100% 212	46% 97	41% 86	20% 42	24% 51	1% 3	212
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況(実施率)	◎	100% 212	12% 12	8% 7	10% 4	4% 2	-	-
			○	100% 212	72% 70	85% 73	50% 21	69% 35	67% 2	
			△		15% 15	7% 6	40% 17	27% 14	33% 1	
			X	-	-	-	-	-	-	
	市町村評価	H31目標実施見込(再掲)	◎			4% 8				
			○			90% 190				
			△			7% 14				
			X			-				

（自己評価）

- 「◎」目標に対し80%以上の実施
- 「○」目標に対し50～80%未満の実施
- 「△」目標に対し50%未満の実施
- 「×」実施していない

（市町村評価）

- 「◎」目標を上回る達成が見込まれる
- 「○」目標達成が見込まれる
- 「△」改善が見込まれる
- 「×」改善が見込まれない

※ 超急傾斜農地保全管理加算も同様

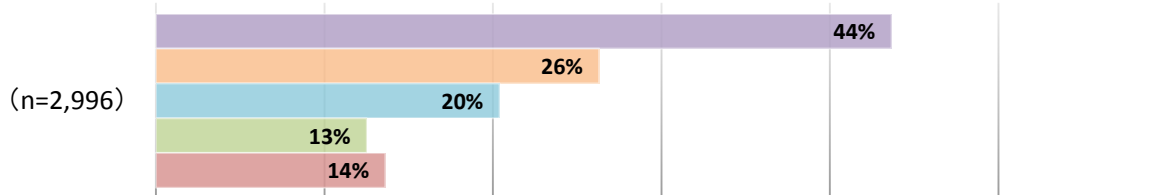
（参考：取組毎の目標要件）

必須	主導的な役割を担う人材の確保	地域の内外にかかわらず、協定、協定内の生産組織や6次産業化に取り組む組織において主導的な役割を担う者の参画
いずれか選択	機械・農作業の共同化	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定面積の10%又は0.5haの増加 基幹的農作業のうち田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定農用地の30%以上又は3haの増加
	担い手への農地集積	利用権の設定等がなされる面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加
	担い手への農作業の委託	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の10%又は0.5ha以上の増加 利用権の設定等又は田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加
	地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の取組を実施
	消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園の実施面積、NPO法人や企業等の耕作面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加

(4) 加算措置 ① 集落連携・機能維持加算 (参考：アンケート調査)

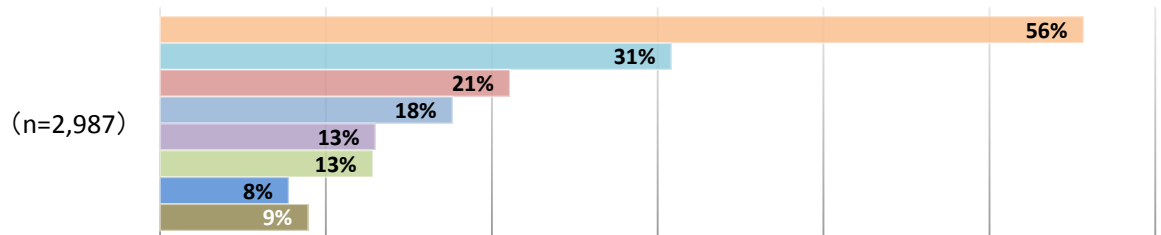
- 広域化(広域化支援を実施又は協定面積15ha以上)に取り組み、協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、広域化により、担い手の確保に繋がっているほか、共同取組活動参加者や事務担当者の確保により取り組み体制の強化につながっている。
- 協定を広域化できた理由としては、合意形成を図るための調整役となる人材の存在や、農道や水路がつながっているなど営農上の一体性を有する地域であることがポイントとなっている。
- 集落協定の広域化を進めるに当たっての課題として、関係集落の活動内容や交付金使途に差があることや、参加者の意見をまとめるリーダーの不足など人材に関する課題を上げた市町村が多かった。

10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由



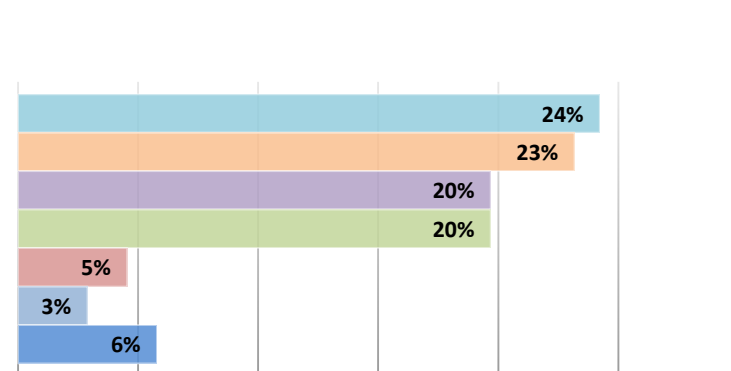
- 農業生産の担い手を確保することができた
- 協定参加者の人数が増え、役割分担を見直すことにより、農地の保全・管理が効率的に行えるようになった
- 事務作業を若手が担当するようになり組織運営が効率化した
- 集落戦略を作成することで、耕作放棄等による全農地の遡及返還がなくなり精神的負担が軽減された
- その他

集落協定の広域化に取り組めた理由



- 調整役となる集落リーダーがいた
- 広範にわたる協定の事務や会計作業を担える適格者がいた
- 農道や水路がつながっていることや出入作が多いなど、一体的に取組を進めた方が効率的であった
- 地形や圃場条件が類似しており、同じ問題を抱えていた
- 市町村、JAや土地改良区などの関係団体、それ以外のコーディネーター等による仲介や調整活動に対する支援があった
- 協定農用地外又は複数集落で耕作する認定農業者や生産組合・法人など担い手による仲介や調整活動への協力があつた
- 土地改良区やJA支店等の単位であり、会合など昔から交流があつた
- その他

広域化を進めるに当たっての課題 (市町村)



- 関係集落の活動内容や交付金の使途に差がありまとまらない
- 関係集落や参加者の意見をまとめるリーダーがいらない
- 農業の担い手や集落営農が不足・不在
- 協定事務を行える者がいない
- 専任の事務担当者の設置にかかる経費負担
- 問題はない
- その他

(参考) 協定の広域化、集落間連携の事例

(協定の広域化により担い手等の人材を確保)

○地区広域集落協定 〈T県T市〉

協定面積：37.9ha(田) 交付金額：928万円(個人95%、共同取組5%) 協定参加者：農業者27人、非農業者17人

地域の現状

- 当地域は、T市中央部の山間地に位置し、平成12年度から地域内の6集落が個々に本制度に取り組み、水路・農道の管理、農作業の共同化等により耕作放棄地を抑制。
- 高齢化・過疎化の進行により集落ごとの営農に支障が生じてきたことから平成27年度に広域連携協定を締結。

取り組みのポイント

- 広域化により、まとまった交付金額となったことで、事務作業に係る経費を共同取組活動経費により確保。事務担当者を選任。各集落協定ごとに行ってきた事務を一元化し、事務負担を大幅に軽減。
- 地域で有機農業や6次産業化に取り組む2つの法人と連携し、営農継続が困難な農用地が発生した場合、法人が引き受ける体制を構築。【法人への農地集積：H29:約18ha(47%)】
- 法人が、県外から加工・販売を担う新たな人材を確保。パンやマフィン等の焼菓子製造、シュークリームや生菓子の新商品開発等の担当として活躍し、東京の物産展へ出展。【新たに開発された商品：H27：6品、H28：2品】



【協定農地の様子】



【開発した加工品】

(連携組織を軸にした共助体制を整備)

A1、A2、M集落協定 〈S県H市〉

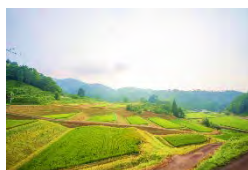
協定面積：269ha(田) 交付金額：4,327万円(共同取組100%) 協定参加者：農業者252人、農地所有適格法人8、その他7

地域の現状

- 当地域は、約9割を山林が占める中山間地域。
- 地区内には13の集落営農組織があるが、役員やオペレーターの世代交代や後継者確保の危機感から、平成27年に「Y自治区集落営農組織連携協議会」を設立し、組織間の連携を強化。
- 同協議会が主体となり、これまで集落ごとに締結していた19の協定を3つの広域協定に再編。

取り組みのポイント

- 集落単位による旧協定内で農業生産活動の継続が困難となった場合に備え、Y自治区集落営農組織連携協議会でカバーする体制を整備。
- 集落連携・機能維持加算を活用して、同協議会が協定事務を支援。
- 地区の特産品として、どぶろく、ライスバーガー、焼き米の加工販売を行うほか、超急傾斜農地保全管理加算を活用して、米のブランド化にも取り組み、平成28年より販売を開始。【ブランド米の販売額(H28)：700万円】



【協定農地の様子】



【ブランド米】

(関係団体による事務等支援体制の整備)

Y集落協定 〈A県Y市〉

面積：404.7ha(田) 交付金額：4,753万円(個人53%以内、共同取組47%以上) 協定参加者：農業者294人、土地改良区1

地域の現状

- 当地域は、起伏の多い山麓地帯。
- 旧Y町内では、平成12年度から本制度の取組を開始。
- 当初は、55協定が存在していたが、事務の煩雑さを理由に取組が困難になった集落が複数あり、土地改良区で事務を担うことで旧Y町を1協定とする広域協定を締結。

取り組みのポイント

- 土地改良区に事務を一本化。協定参加者の事務負担を軽減。
- 地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害時の復旧に本交付金を集中させるなど、地域全体の農地保全を念頭に置き、交付金を重点的、効果的に運用。
- 酒米、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど所得向上に向けた取組を実施【販売額(アスパラ、リンドウ)H27年度:12,000千円 →H29年度:16,000千円】
- 交付金を活用してラジコンヘリによる共同防除作業を行い、省力化と品質向上に向けた取組を実施



【共同作業後のほ場】



【ラジコンヘリによる防除】

(4) 加算措置 ② 超急傾斜農地保全管理加算

- 超急傾斜農地保全管理加算に取り組む協定は1,720協定で、急傾斜農地の保全活動の取組として、法面の維持・補修(61%)が最も多く、次いで鳥獣害防止施設の維持(30%)、耕作道・ほ場進入路の維持(23%)となっている。また、超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等の販売促進等の取組は、直売所等での販売(23%)が最も多く、次いでパンフレットの作成(13%)、ブランド化(12%)となっている。
- 協定の自己評価では、若干の遅れがみられる協定はあるものの、ほぼ全ての協定で実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注)「×」未実施は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

② 超急傾斜農地保全管理加算

			超急傾斜農地の保全 (いずれかを選択)					超急傾斜農地等で生産される農産物の販売促進等 (いずれかを選択)							全協定数	
			法面の維持・補修	耕作道、ほ場侵入路等の維持	共同防除体制の構築	鳥獣害防止施設の維持	その他	共通パッケージの作成	パンフレットの作成	農産物の加工	直売所等での販売	ブランド化	景観作物の植栽	都市住民との交流		その他
協定数 (集落・個別)			61%	23%	7%	30%	8%	4%	13%	8%	23%	12%	6%	7%	42%	1,720
			1,051	397	121	508	142	61	229	141	388	209	106	128	729	
自己評価	実施状況 (実施の有無)	○	98%	98%	95%	98%	97%	75%	86%	88%	89%	89%	88%	91%	91%	
		△	2%	2%	5%	2%	3%	23%	14%	11%	11%	11%	12%	9%	9%	
		×	-	-	-	-	-	2%	-	1%	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-		
市町村評価	H31目標実施見込	◎	1%													
			14													
		○	96%													
			1,656													
	△	3%														
		50														
	×	-														
		-														

その他の主な取組

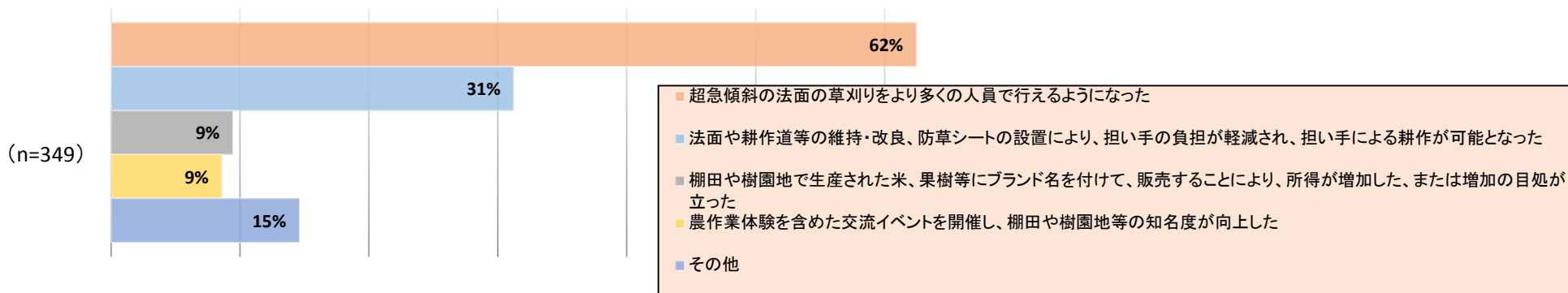
- ① 超急傾斜農地の保全
土壌流入、土壌流出の防止、農薬散布等の施設の整備等
- ② 超急傾斜農地等で生産された農産物の販売促進等
環境に配慮した農業の取組、施設の設置・運営等

(4) 加算措置 ② 超急傾斜農地保全管理加算 (参考: アンケート調査)

② 超急傾斜農地保全管理加算

- 超急傾斜農地保全管理加算に取り組み協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、農地の法面管理をより多くの人員で行えるようになったことや法面や耕作道等の維持・管理等により、担い手の負担が軽減され、担い手による耕作が可能となったことが伺える。

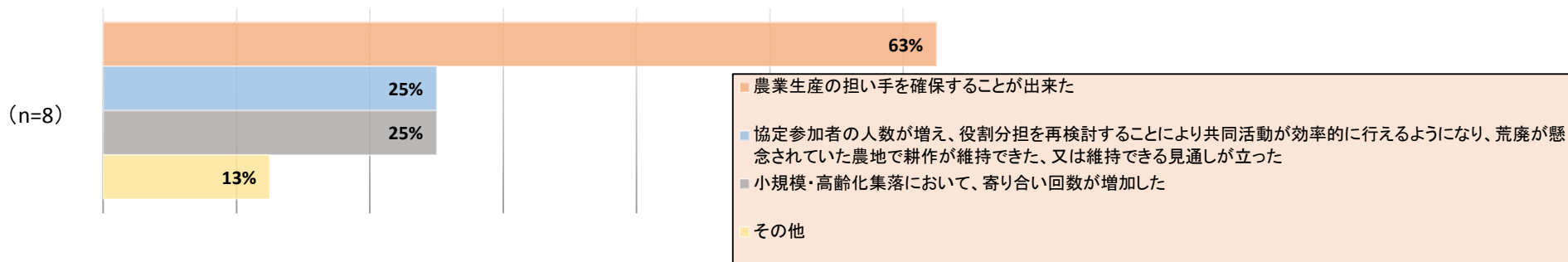
10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由 (超急傾斜農地保全管理加算に取り組んだ協定)



③ 集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化支援)

- 集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化支援) に取り組み協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、小規模・高齢化集落において、農業生産の担い手を確保できたことが伺える。

10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由 (小規模・高齢化支援に取り組んだ協定)



(参考) 超急傾斜農地の取組事例

(棚田の景観を活用した所得向上の取組)

W集落協定 〈S県K市〉

協定面積：30ha(田) 交付金額：787万円(個人60%、共同取組40%) 超急傾斜農地：29ha 協定参加者：46人

地域の現状

- 当地域は、K市に合併した旧A町南端の最上流集落で、棚田百選や重要文化的景観に選定。
- 美しい景観を有するものの高齢化、担い手減少により耕作放棄が増加。平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み、地域で話し合い、棚田米のブランド化を推進。販路開拓により、稼げる仕組みづくりを確立。

取り組みのポイント

- 棚田を活かした地域づくりを推進するため、「W棚田保存会」と「棚田と菜の花実行委員会」を設立し、集落ぐるみの取組を実施。
- 保存会では、営農活動と棚田保全、棚田米の販売促進。実行委員会では棚田ウォークなどの交流事業を実施。
- 米は特別栽培米の認証を取得。棚田米としてJAカントリーエレベーターにて他地区と区分管理。棚田保存会では3,150円/5kgで直売(棚田保存会におけるH28年産米の販売実績は23.8t)。
- 中山間地域等直接支払交付金を活用して直売所を整備するとともに各種支援を活用し、交流広場、展望所、畦畔のコンクリート補強等を実施。農産物の販売拡大と、都市との交流を核に、大学、企業等とも連携し地域を活性化。



【協定農地の様子】



【棚田米】



【棚田ウォークの様子】

(樹園地の保全と所得向上の取組)

K地区集落協定 〈W県K市〉

協定面積：66ha(畑) 交付金額：1,352万円(個人90%、共同取組10%) 超急傾斜農地：65ha 協定参加者：75人(土地改良区を含む)

地域の現状

- 本地区は、K市の南部に位置。みかん、雑柑類、びわ、もも、柿等の果樹栽培が盛んで、「方横山みかん」として地域ブランドを形成し、特に貯蔵みかんは県内有数の産地。
- 平成12年度から本制度を実施。多面的機能支払交付金への取組開始を契機に、畑地灌漑に大きな役割を果たしている土地改良区が協定に参加。

取り組みのポイント

- 地区内の2つの農道組合と維持管理に関わる協定を締結し、舗装・修繕等の事業を委託。
- 3期対策までは2つの集落協定で3つの山の丘陵みかん畑を維持していたが、出作と入作が交錯していたため、2つの集落協定を統合。取組が効率化されるとともに、集落連携機能維持加算に取り組み、2集落共通の課題である消毒・灌水用給水施設の設置を計画し交付金を積立。
- 施設の老朽化や運営管理にかかる経済的負担が課題となっていたが、超急傾斜農地保全管理加算に取り組み、手薄だった石垣の補修を実施。
- 新たに会報を配布するなど、環境保全型農業の実践など高付加価値農業の普及活動を実施。



【協定農地の様子】



【舗装作業の様子】

(耕作放棄地の復旧と棚田オーナー制度の取組)

I集落協定 〈S県M町〉

面積：3.6ha(田) 交付金額：97万円(共同取組100%) 協定参加者：4人 超急傾斜農地：3.6ha

地域の現状

- 当地区は、I半島の西側に位置する棚田。基盤整備が実施されておらず荒廃農地化。
- 棚田を復元し集落を活性化させるため、H11に「I地区棚田保全推進委員会」を設立。
- 委員会が中心となりH12より本制度を実施。所有者から農道・水路の管理を引き受け。

取り組みのポイント

- 荒廃していた棚田を復旧するとともに、農作業体験を通じた「百笑の里」づくりを目指して棚田オーナー制度を協定農用地の約5割で実施。「田植え」「稲刈り」の農作業体験などにより、棚田を保全。約100組のオーナー会員、トラスト会員約60組が参加。
- 地元酒造会社と提携し、棚田で収穫した古代米(黒米、赤米)を使用した焼酎を商品化。そのほか、パン、せんべい、饅頭、うどん等も商品化され県内外で販売。売上の一部を委員会に寄付。棚田保全活動の継続に貢献。
- 小規模の集落協定であるが、棚田オーナー制度による集落外の人材の活用、加工用農産物の栽培・加工品の生産・販売によって農業生産を維持。



【協定農地の様子】



【棚田オーナーによる稲刈り】



【加工品】

(5) 集落戦略（集落戦略の作成状況、市町村の評価等）

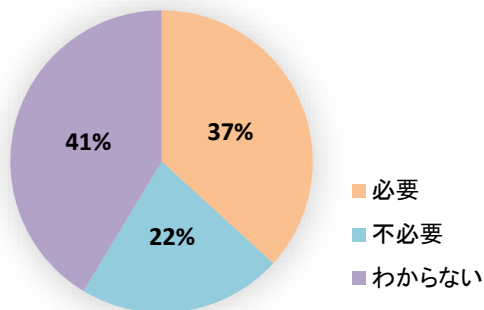
- 平成28年度に創設した「集落戦略」の取組は、3,314協定（13.1%）で作成済み又は作成中となっており、協定農用地の5割をカバーしている。うち、交付金返還の特例の対象となる協定は1,911協定で、集落戦略を作成した協定の58%、協定面積では97%を占めている。
- 集落戦略を作成した協定の約9割で、同戦略の実現に向けた取組を実施又は実施を検討している。
- 市町村の評価では、約6割の協定で集落戦略を作成済み又は作成が見込まれている、若しくは、担い手が確保されているなど、農業生産活動を維持していく体制を整備済みとなっている。
- 約4割の協定で、「作成に向けた取組が困難」としている。今後、「協定参加者の意向把握」「近隣集落との連携強化」「農業者や農業生産活動の状況提示（課題の明確化）」などの指導・助言を行い同戦略への取組促進や作成および戦略の実現に向けた支援を実施していくこととしている。

集落戦略の取組状況等

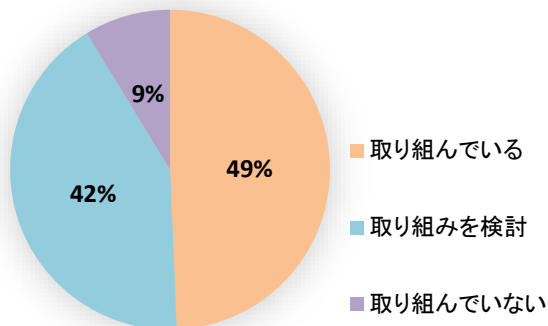
	協定数			協定農用地面積 (ha)		
	全体	交付金返還の特例措置の対象		全体	交付金返還の特例措置の対象	
		15ha以上の協定	集落連携・機能維持加算に取組む協定		15ha以上の協定	集落連携・機能維持加算に取組む協定
作成済	6.9%	4.5%	0.3%	31.2%	28.8%	2.0%
	1,740	1,141	67	204,889	189,043	12,918
作成中	6.2%	2.7%	0.1%	18.8%	17.7%	0.2%
	1,574	680	23	123,232	116,551	1,370
未作成	86.9%	17.5%	0.5%	50.0%	33.4%	0.6%
	21,952	4,412	122	328,678	219,164	3,710
計	25,266	24.7%	0.8%	79.9%	2.7%	
		6,233	212	656,799	524,759	17,998

(注) 交付面積はH28年度実施状況。ただし、H29年度の新規協定及び統合協定については中間年評価におけるアンケートの基礎情報を使用。

集落戦略に対する意識(協定)



集落戦略の実現に向けた取組状況



市町村の評価、指導助言

市町村の評価、指導・助言	集落協定数
◎ 集落戦略を作成し、かつ、同戦略の実現に向けた取り組みを実施中又は実施を検討中	2% 517
○ 集落戦略を作成済みで、指導助言により同戦略の実現に向けた取り組みの実施が見込まれる 集落戦略を作成中 指導助言を行うことにより、集落戦略の作成が見込まれる 担い手が確保されているなど農業生産活動を維持していく体制を整備済み（作成不要）	57% 14,430
△ 集落戦略の作成に向けた取り組みが困難	41% 10,319
指導・助言	
協定参加者の意向把握	62% 6,354
近隣集落等との連携強化	27% 2,764
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	22% 2,271
共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）	22% 2,260
農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）	21% 2,135
組織的な営農活動の導入	4% 415
地域外者等との連携強化	4% 371
非農家等多様な人材の参画推進	3% 346
その他	5% 524

(参考) 「集落戦略」について

中山間地域等直接支払制度の取り組みを断念した方や継続を心配している方へ

こういった理由ではありませんか？

まだ農業は続けるけど、万が一耕作できなくなったときに集落に迷惑かけたくない…

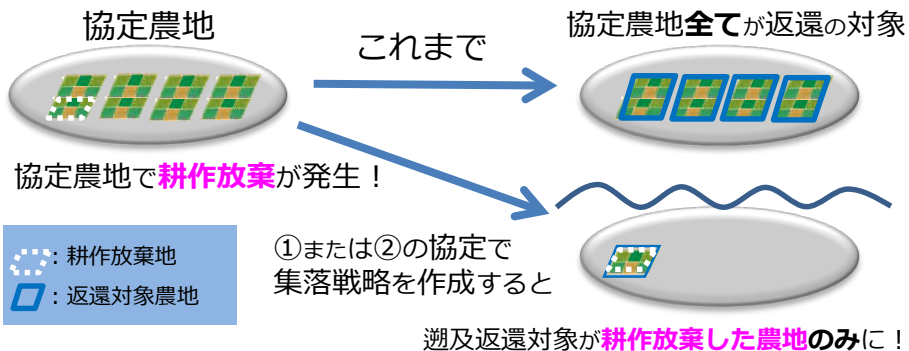


こういった声を受けて、中山間地域等直接支払制度を一部見直しました！！

見直しのポイント

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地**から**耕作放棄された農地のみ**に緩和されます。

- ①協定農地が合計15ha以上（現況でも新規統合でもOK）
- ②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



Q. ①を満たすために協定を統合したいけどそのための手続きの量は？

A. 統合に必要な手続きは煩雑ではありません！

協定の統合については、右図のようにそれぞれの旧協定がそれぞれの考え方を持った状態としてもかまいません。（無理に一元化する必要はありません。）



集落戦略の記載例

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

○集落マスタープランの内容を使う場合は、“集落マスタープランと同じ”と記入して下さい。

○地域のその他の計画(市町村の計画などに定めた地域の将来像)の内容を使う場合は、“○○計画で作成した内容と同じ”と記入し、その資料を添付して下さい。

【集落戦略の作成イメージ】

集落戦略を作成するに当たっては、地域の重要な資源である農地をどのように将来に引き継いでいくか等、無理のない範囲で集落の将来について話し合うことが重要。

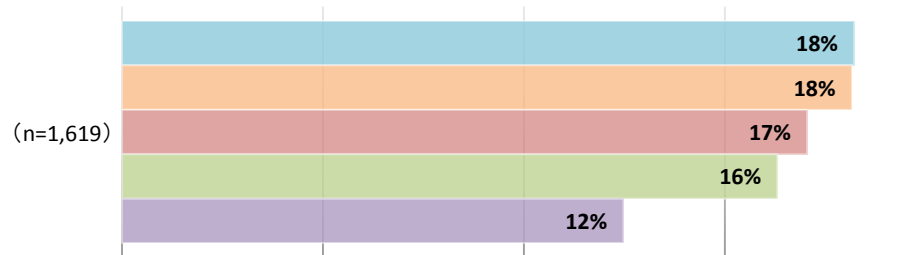


(5) 集落戦略（参考：アンケート調査）

(1) 集落が戦略の実現に向けて取り組んでいる内容

- 集落戦略で示された将来方向実現のために取り組んでいる内容は、農地中間管理機構への農地の貸し付けや生産組合や法人の設立など、農地の集積、集約化に関する取り組みが最も多く、次に集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施、他集落との連携となっている。

集落戦略の実現に向けた取組(協定)

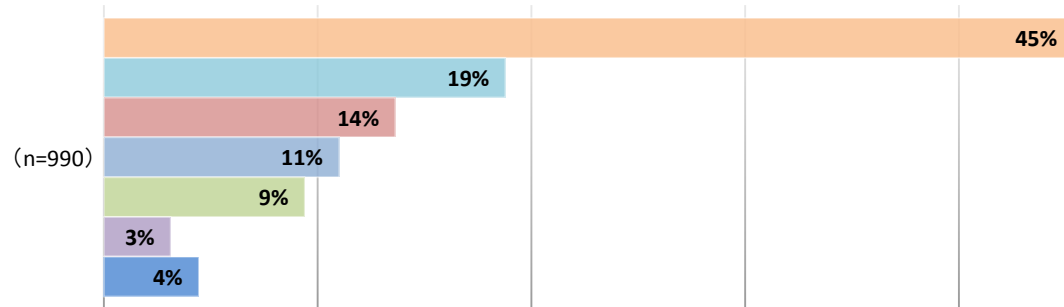


- 農地中間管理機構へ農地を貸し付け
- 生産組合や法人の設立
- 集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施
- 他集落との連携
- 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など新たな担い手の確保

(2) 市町村が集落戦略の推進に向けて取り組んでいる内容

- 市町村が集落戦略の作成の促進や、同戦略で示された将来方向実現のために取り組んでいる内容は、集落の会合等における周知活動が最も多く、次に「協定農用地の将来像」の作成に関する事務支援などとなっている。

集落戦略の実現に向けた取組(市町村)



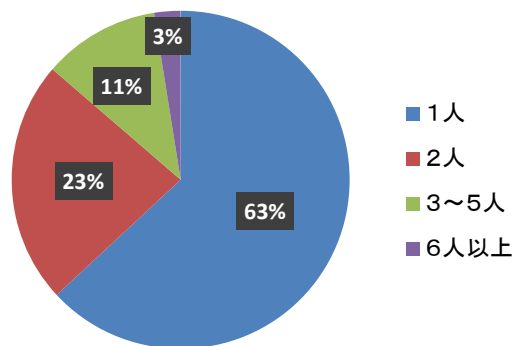
- 集落の会合等において周知
- 「協定農用地の将来像」の作成に関する事務支援
- 農地中間管理機構との連携
- 新規就農者、地域おこし協力隊など新たな担い手の確保
- 生産組合や法人の設立に向けた支援
- 他集落とのマッチングなど広域協定化に対する支援
- 集落全体の課題解決に必要な補助事業の実施

4. 行政取組等 (1) 市町村の推進活動等 (推進体制)

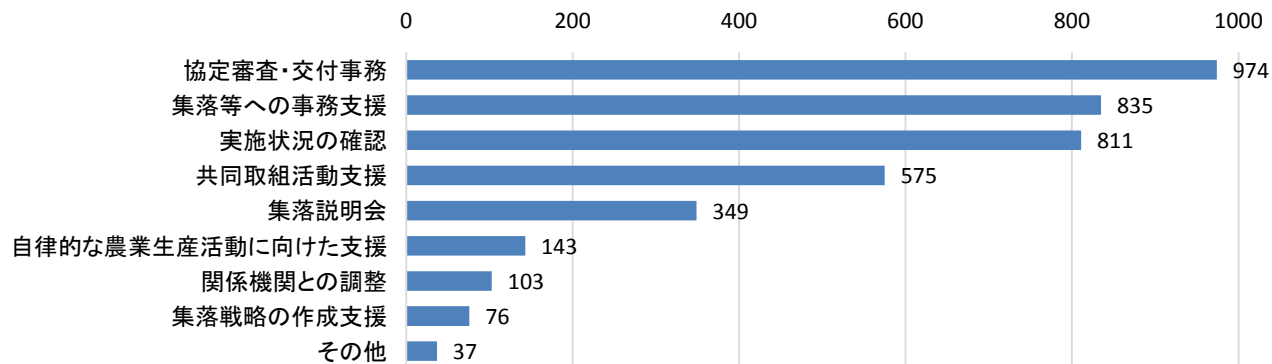
- 本制度に従事する市町村担当者は1～2名が約9割を占めている。
- 業務としては、協定審査・交付金の交付事務、集落等への事務支援、実施状況の確認が大きなウエイトを占めており、協定活動の支援や将来に亘り農業生産活動を継続していくための体制づくりへの支援までは手が回っていない状況が伺える。
- 関係機関との連携は、農業委員会(56%)が最も多く、次いで都道府県の出先機関(47%)、市町村の他部局(33%)となっており、主に農地情報、農地集積、制度に関する問い合わせ、所得要件の確認等について連携している。
- 関係機関等と「支援チーム」を組織し、取組に関係する分野について重層的な支援を行っている市町村は57市町村(6%)となっている。

市町村の推進体制

本制度に従事する市町村の担当者数



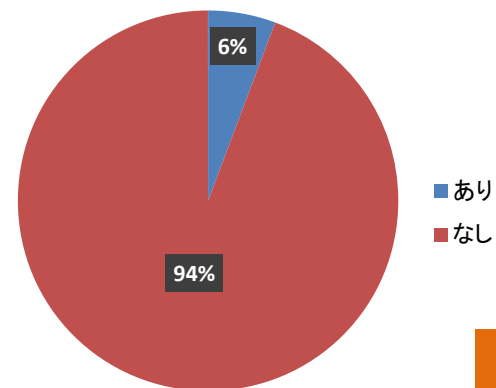
業務の内訳(従事日数上位4業務)



関係機関等との連携

関係機関等	連携している市町村	主な連携内容
市町村の他部局	33% 331	①課税や農業所得に関する情報及び資料の提供 ②必要情報の収集・提供
都道府県の出先機関	47% 466	①制度に関する指導・助言 ②交付金交付に関する支援
JA	28% 282	①農業生産活動全般に関する指導・助言 ②交付金交付に関する支援
農業委員会	56% 557	①荒廃農地調査結果等ほ情報共有 ②農地の集積に関する情報提供等
土地改良区	15% 151	①水路・農道等施設の保安全管理 ②ほ場整備に関する農地の情報共有
農地中間管理機構	16% 156	①農地の利用集積等に関する連携 ②農地情報の共有
その他	6% 55	①作付状況、ほ場の確認 ②鳥獣被害防止対策の指導

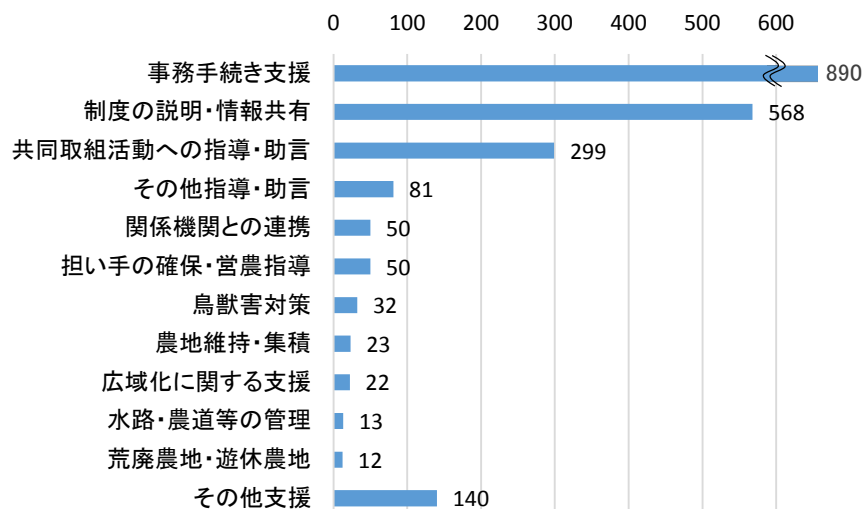
支援チームによる推進の有無



(1) 市町村の推進活動等（市町村が行った集落等への支援内容）

- 協定等に対する支援は、事務手続き支援(37%)が最も多く、次いで制度内容の周知・相談(22%)、共同取組活動への指導・助言(12%)となっており、主な効果としては、事務負担の軽減、制度への理解、耕作放棄の発生抑制等があげられている。
- 支援に関する市町村の自己評価では、全ての支援に関して概ね9割以上が効果があったとしている。
- 主な効果としては、「書類作成支援により、協定の事務手続きの軽減が図られた」「制度への理解は深まり交付金の有効活用に対する意識が高まった」「集落営農や法人設立の支援を行うことにより、その動きが周辺集落にも波及した」「広域化により、集落間の協力体制の整備や事務負担の軽減が図られた」「共同機械の導入により労力の軽減が図られ農業が維持された」「JAや農業委員会との協力により農地の現状把握が進み農地集積が進んだ」等があげられている。

集落等への支援内容



支援内容	主な効果
事務手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「書類作成支援により、協定の事務手続きの軽減が図られた ・集落協定へ事務関係の指導・助言は疑問点を解消する効果があり十分な支援ができた。
制度の説明・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・制度への理解は深まり交付金の有効活用に対する意識が高まった。 ・新規協定の立ち上げが実現し、情報を定期的に共有することで、協定内容への取組も再確認することができた。
共同取組活動や取組体制への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の今後の取組において、町として積極的に関わることができ、組合の意欲向上等に大いに効果があり、十分な支援ができた。 ・広域化により、集落間の協力体制の整備や事務負担の軽減が図られた。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・JAや農業委員会との協力により農地の現状把握が進み農地集積が進んだ。 ・耕作放棄地の発生を抑制できている。
担い手の確保・営農指導	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農や法人設立の支援を行うことにより、その動きが周辺集落にも波及した。 ・地域おこし協力隊の募集をかけ、担い手を確保することができた。

支援内容の評価

		事務手続き支援	制度の説明・情報共有	共同取組活動への指導・助言	その他指導・助言	関係機関との連携	担い手の確保・営農指導	鳥獣害対策	農地維持・集積	広域化に関する支援	水路・農道等の管理	荒廃農地・遊休農地	その他支援	計
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
自己評価	回答数	49%	20%	12%	3%	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	6%	100%
		850	354	216	60	36	35	27	13	19	11	12	106	1,739
	◎（大いに効果あり）	4%	4%	5%	10%	6%	9%	4%	0%	0%	0%	0%	2%	4%
		34	15	10	6	2	3	1	0	0	0	0	2	71
○（一定程度の効果あり）	92%	90%	90%	88%	92%	83%	85%	92%	89%	100%	92%	94%	85%	
	778	320	195	53	33	29	23	12	17	11	11	100	1,482	
△（あまり効果がない）	4%	5%	5%	2%	3%	9%	11%	8%	11%	0%	8%	4%	5%	
	38	19	11	1	1	3	3	1	2	0	1	4	80	

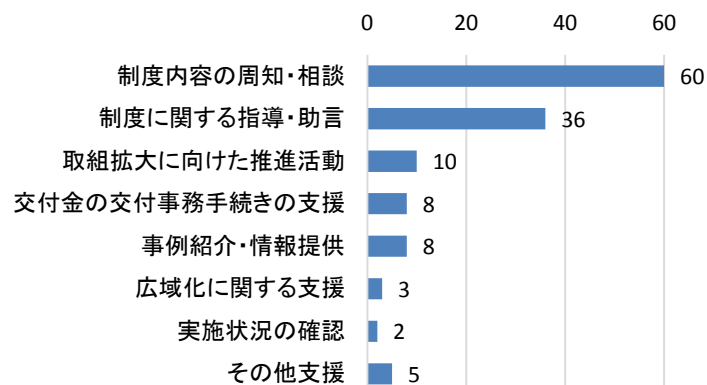
(2) 都道府県の推進活動等

- 中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる全ての都道府県で関係機関・団体と連携し市町村を支援しており、内訳は出先機関の関与(96%)が最も多く、次いで都道府県庁内の他部局(49%)となっている。農地中間管理機構との連携も12都道府県(27%)で取り組まれている。
- 支援の内容では、制度の周知・相談(60%)が最も多く、次いで制度に関する指導・助言(36%)、取組拡大に向けた推進活動(10%)となっており、市町村が行っている主な業務にあわせた支援内容となっている。
- 支援の効果としては「制度に関する理解の高まり」「新たな集落協定の締結や取組面積の増加」「交付金事務や協定への指導の円滑化」などがあげられており、適正な本制度の取組や取組面積の増加に寄与していることが伺える。
- 都道府県では、本制度を推進していく上で「交付金事務や協定に対する事務支援に係る市町村担当者の事務負担」「高齢化の進展や担い手不足」「広域化が進まない」などが課題とされ、その解決に向け「事務作業の簡素化」「新規就農者や担い手確保に向けた支援」「集落間連携、広域化に向けた支援」「農地中間管理事業など他の支援策との連携・活用」「研修会の開催などによるリーダーの育成・確保」などの支援が必要と考えている。

都道府県の推進体制及び支援内容

関係機関等	連携している都道府県
都道府県の他部局	22(49%)
出先機関の関与	43(96%)
市町村支援チーム	4(9%)
農地中間管理機構	12(27%)
JAの都道府県組織	8(18%)
農業会議	8(18%)
その他機関・団体	13(29%)

市町村への主な支援内容



市町村に対する支援の主な効果

- 制度に対する理解が高まった。
- 新たな集落協定の締結や取組面積の増加につながった。
- 交付金交付事務や集落への指導を円滑に実施することができた。

(本制度の推進に関する課題)

- 協定参加者の高齢化により事務作業の支援に多大な労力を費やしている。
- 交付金に係る担当者の事務負担が大きい。
- 協定参加者の高齢化や担い手不足が進み、各種活動の継続が難しくなっている。
- 広域化を推進するように働きかけているがなかなか進んでいない。

(本制度の推進に必要な支援)

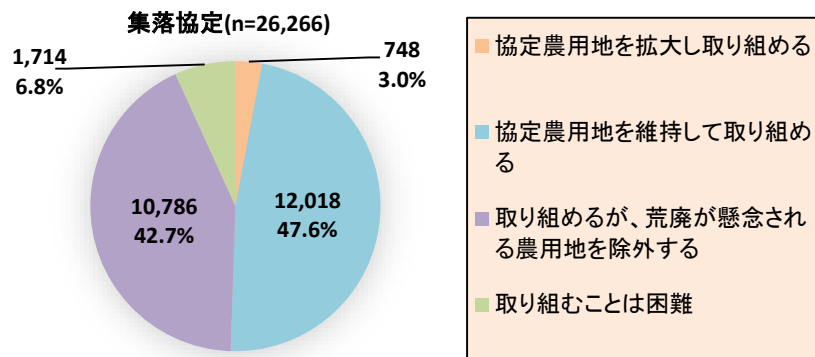
- 市町村担当者や集落役員の負担が軽減できるよう事務作業の簡素化の検討
- 新規就農者や担い手の確保に向けた支援や広域化に向けた取組支援
- リーダー研修会等の開催を通じて、リーダーの育成、確保を図る取組
- 集落間の広域的な連携、農地中間管理事業など他の制度の活用などに向け支援

5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

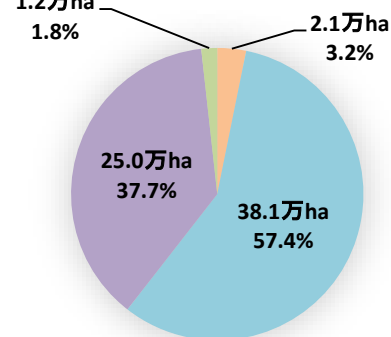
（1）次期対策～10年後の協定農用地を維持管理できる体制づくり

- 9割以上の集落協定が次期対策にも取り組めると回答している。うち、現在の協定農用地を拡大又は維持したまま取り組める協定は約5割で、約4割の協定では荒廃が懸念される農用地を除外して取り組むこととしている。また1割弱の協定では次期対策に取り組むことが困難と回答している。
- 協定農用地面積別で見ると、次期対策に取り組めると回答した集落協定の協定農用地面積は98%、次期対策に取り組むことが困難と回答した集落の協定農用地面積は2%となっている。
- 次期対策で現在の協定農用地を拡大又は維持したまま取り組める協定のうち、更に10年後も耕作又は維持管理が継続されていると回答した協定は約6割、荒廃が懸念される農用地を除外して取り組むかもしれないと回答した協定は約4割となっている。

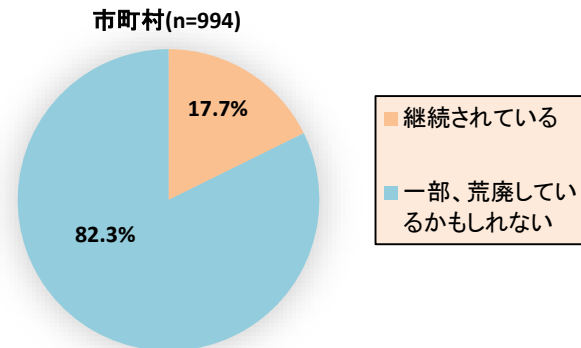
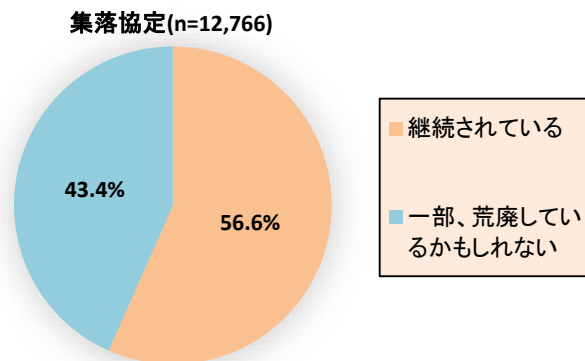
次期対策に取り組めるか



【参考】回答内容別協定面積



次期対策～10年後も協定農用地を拡大又は維持したまま取り組めるか

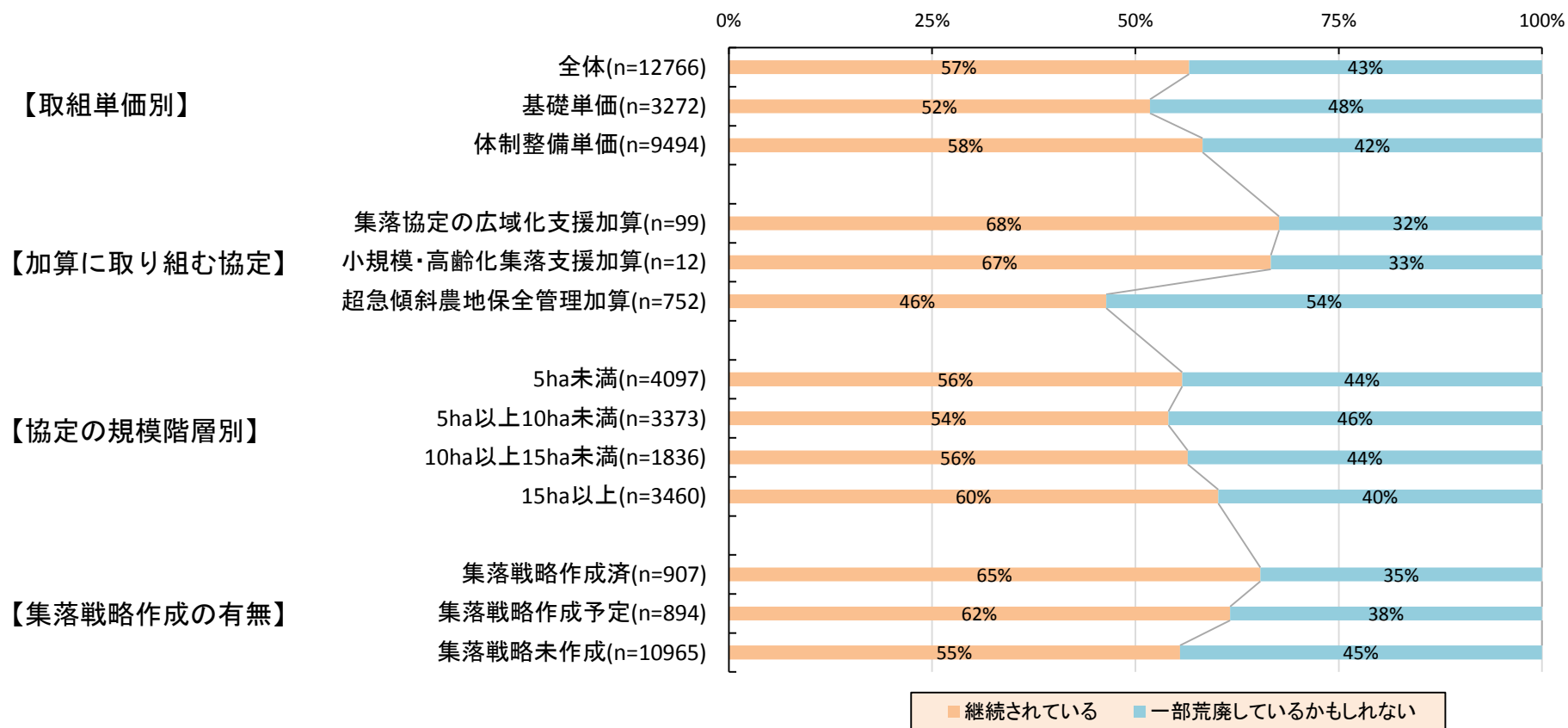


5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

（1）次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる体制づくり

（取組単価別、体制整備の要件別、加算への取組別、協定規模別の状況）

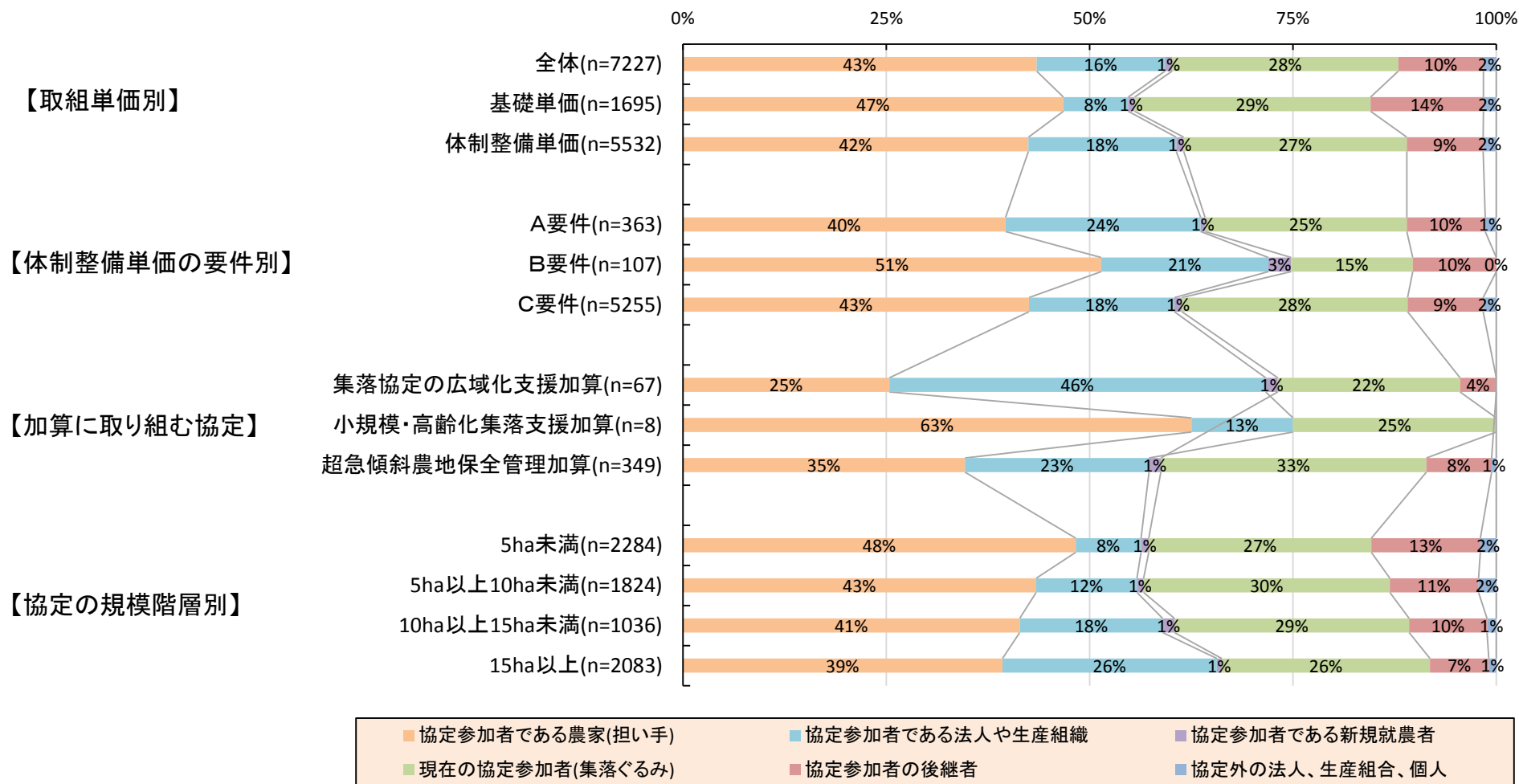
- 取組単価別では、体制整備単価に取り組んでいる協定が58%であり、基礎単価よりも体制整備単価に取り組んでいる協定のほうが協定農用地の維持管理が継続されていると考える割合が高い。
- 加算への取組別、協定の規模階層別では、協定の広域化に取り組み協定規模が大きくなるにつれて協定農用地の維持管理が継続されていると考える協定の割合が高くなっている。
- 集落戦略作成の有無別では、作成済の協定では65%、作成予定の協定が62%でとなっており、未作成の協定よりも維持管理が継続されていると考える協定の割合が高くなっている。



5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

（2）次期対策～10年後に協定農用地の維持管理の中心となる者について

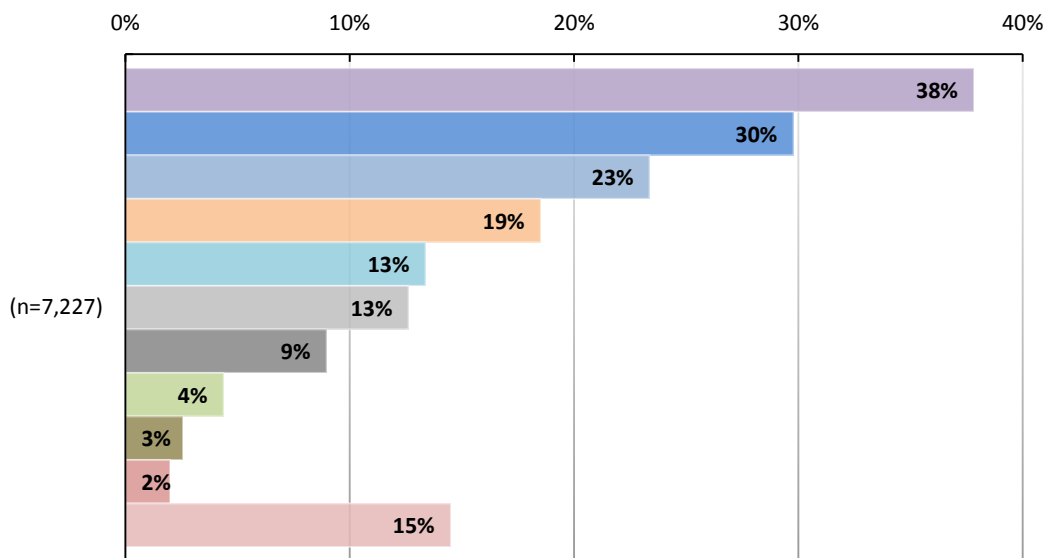
- 次期対策～10年後も耕作又は維持管理が継続されている集落協定で維持管理の中心となる者は、協定参加者である農家（担い手）が43%、現在の協定参加者（集落ぐるみ）が28%、協定参加者である法人や生産組織が16%となっている。
- また、体制整備単価に取り組む協定や集落協定の広域化支援に取り組む協定では、法人や生産組織であると回答した割合が高くなっており、集落の広域化が、安定的な農業生産体制の整備に繋がっていることが伺える。



5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

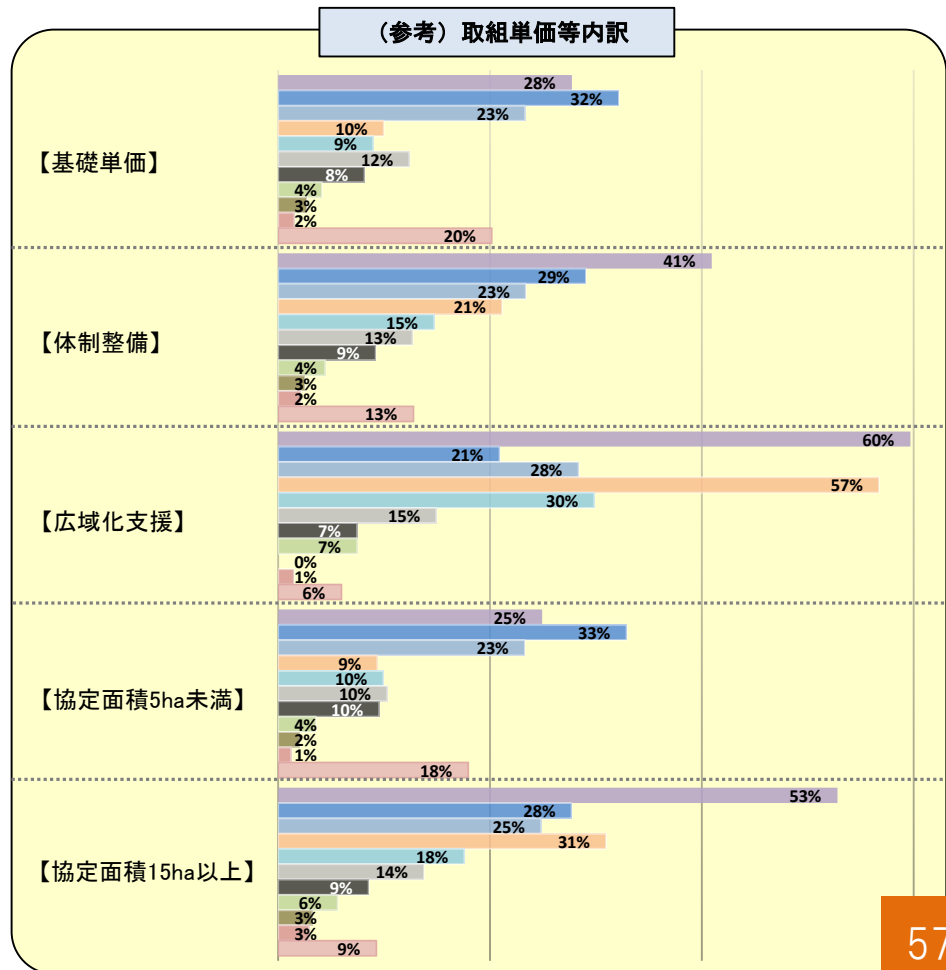
（3）次期対策～10年後も協定農用地を拡大または維持したまま取り組める理由

- 次期対策～10年後も耕作又は維持管理が継続されていると回答した集落協定では、担い手への農地の集積・集約化を図ることや、人材の確保、生産組織の設立により、維持管理できる体制が整ってきたことが伺える。
- 取組別では、基礎単価よりも体制整備単価に取り組む協定、協定規模が大きい協定において、担い手への農地の集積・集約化や、生産組織の設立生産組織の設立が進んでいる。特に協定の広域化に取り組む協定において、その割合が高くなっており、広域化による協定参加者数の増加や協定規模の拡大が、農業生産活動を担う者の確保に繋がっていることが伺える。



(n=7,227)

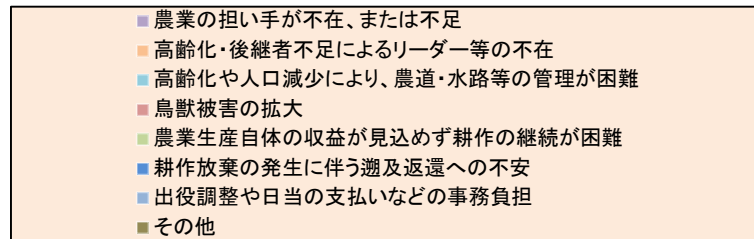
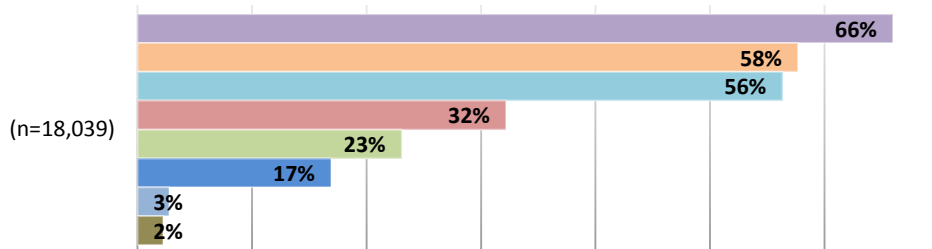
- 担い手への農地集積・集約面積、作業委託面積が増加した
- 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ、または気運が高まった
- 活動の核となる若手人材を確保できた、または確保できる目処が立った
- 生産組合や法人を設立できた、またはその機運が高まった
- 新規就農者やオペレーターが確保できた、または確保の目処が立った
- 寄り合い回数の増加や祭りの復活など地域活動が活発となった
- 地域での役割分担が明確となり、女性や高齢者、子供の活動が活発になった
- 新規作物や有機栽培等を導入し、所得が増加した、または増加の目処が立った
- 若年層の定住化や移住者により集落の人口が維持・増加した
- 加工、直売、農家レストラン等に取り組み所得が増加した、または増加の目処が立った
- その他



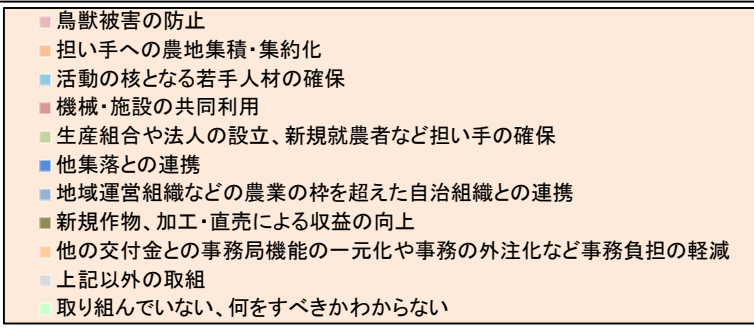
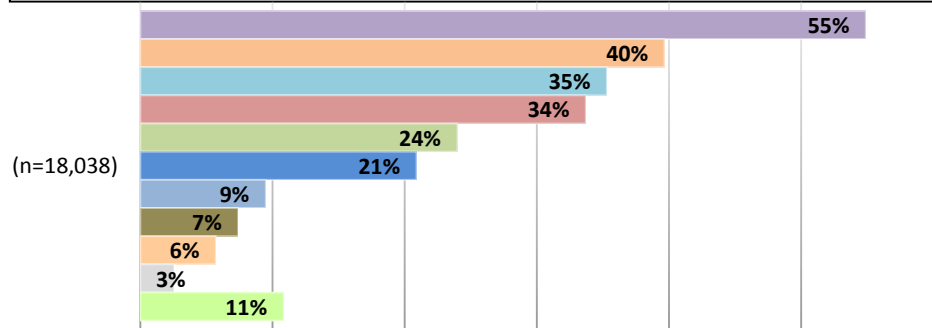
5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

（4）次期対策に取り組めない又は10年後は一部荒廃しているかもしれないと回答した集落協定について

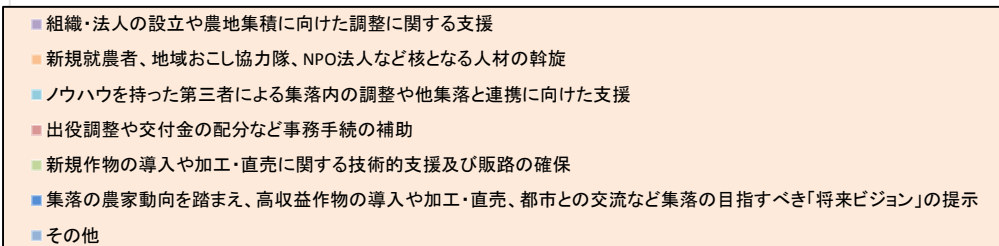
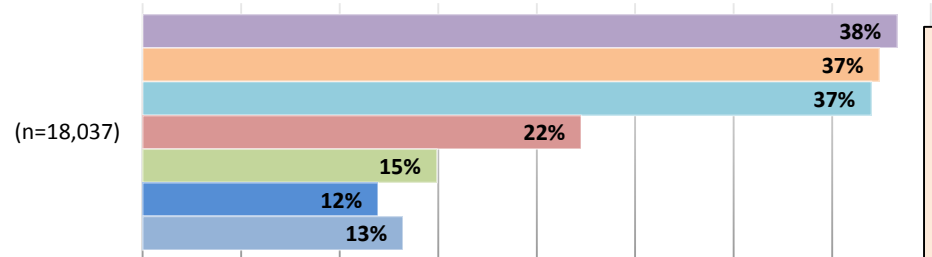
- 協定農用地の耕作又は維持管理、農道・水路等の管理等に係る共同活動が出来なくなると考える理由では、「農業の担い手が不在又は不足」「リーダー等の不在」「高齢化や人口減少」と回答した協定が多く、人材の確保に関する課題を抱えている。【複数回答（3つまで）】



- 協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するために取り組んでいる活動では、「鳥獣被害の防止」が最も多く、次いで「担い手への農地の集積・集約化」「活動の核となる若手人材の確保」「機械・施設の共同利用」「生産組合や法人の設立、新規就農者など担い手の確保」となっており、地域の農業生産を安定させた上で農地の集積・集約化を進めながら、それを担う人材の確保に取り組んでいる協定の割合が多いことが伺える。【複数回答（3つまで）】



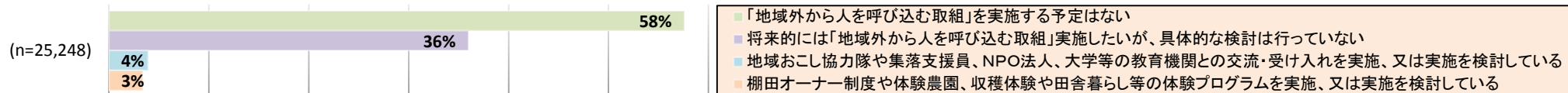
- 協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するために取り組んでいる、あるいは今後取り組もうとしている活動を実現していくために必要な支援では、核となる人材の確保や、農地の維持管理の継続に向けた地域の合意形成を図るための具体的な支援が求められていることが伺える。【複数回答（3つまで）】



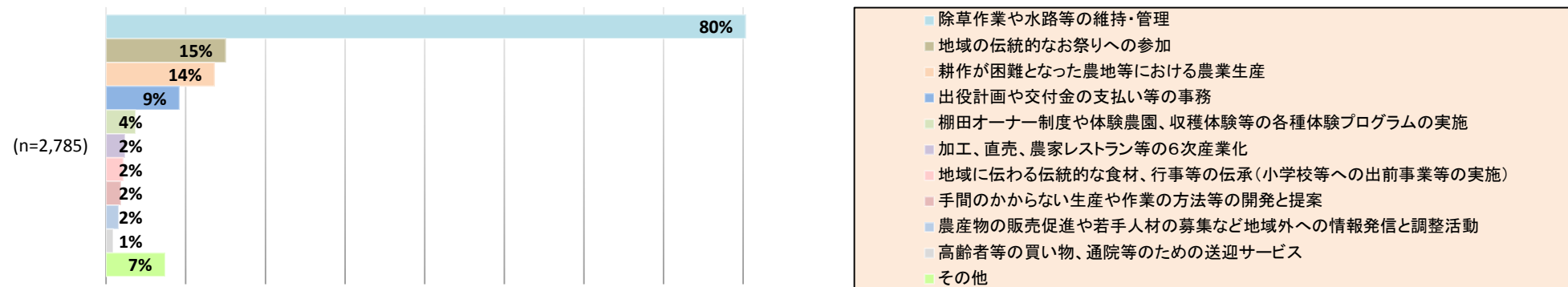
5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

（5）人材の確保について（地域外からの「人の呼び込み」）

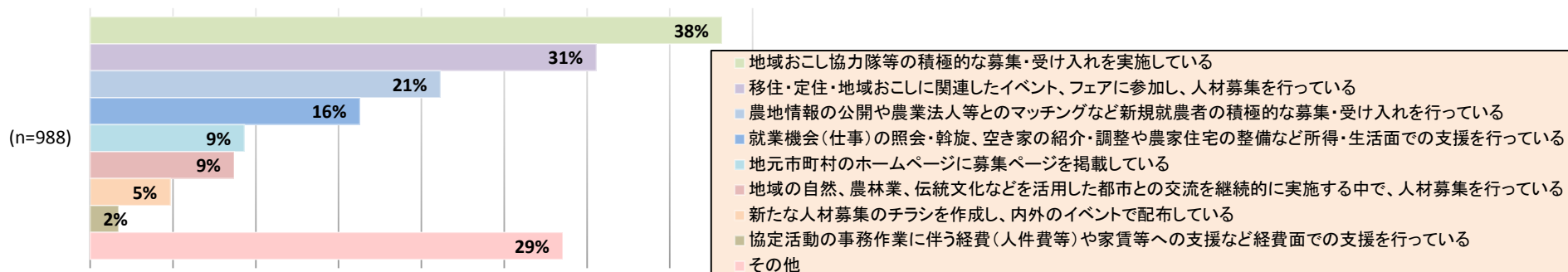
- 都市との交流や地域おこし協力隊など「地域外からの人の呼び込み」に取り組んでいる協定は1割弱であり、意向を持っている協定を含めると約4割の協定で必要性を感じている。



- 地域外からの呼び込んだ者が担っている役割は「除草作業や水路等の維持・管理」が最も多く、次いで「地域の伝統的なお祭りへの参加」「耕作が困難となった農地等における農業生産」となっており、農地等の維持管理や地域の活性化において重要な役割を担っている。



- 市町村が取り組んでいる人材確保の取組は。「地域おこし協力隊等の募集・受け入れ」が最も多く、次いで「移住・定住・地域おこしに関するイベントでの人材募集」となっている。また、農地情報の公開や農業法人等とのマッチング、就業機会の確保や空き家の紹介など所得・生活面での支援を行っている市町村も多い。



(都市との交流を契機とした担い手の確保・定住者の増加)

K集落協定 〈K県M市〉

協定面積：5.7ha (田) 交付金額：125万円 (個人90%、共同取組10%) 協定参加者：9人
(NPO法人、一般企業を含む)

地域の現状

- 本地区は、M市の北部に位置し、「にほんの里100選」に選ばれた美しい棚田が広がる笹葺きの里。農地のほとんどが急傾斜農地で小区画の棚田。
- H13年度から本制度を実施。第4期対策はB要件(都市との交流など)及び超急傾斜農地保全管理加算の取組を実施。
- 農業者の高齢化や担い手不足等の課題はあるが、市内の酢醸造会社との連携や都市住民を巻き込んだ棚田保全活動に取り組んでいる。

取り組みのポイント

- 協定参加者である市内の酢醸造会社と連携し、協定農用地で酢の原料となる無農薬米の契約栽培に取り組む。また、同社従業員が共同取組活動へ参加したり、無農薬米の栽培指導を実施。
- 同社や協定参加者であるNPO法人等が、棚田や笹葺き屋根の家等の恵まれた景観を活かした、都市住民を対象とした田植え・稲刈り体験、エコツアーなどを実施。
- 近年では都市部からの移住により若年層が増加し、うち1名が地域農業の中心的な役割を担っている。
地区人口：24人(H17) ⇒ 26人(H28)
うち40歳未満 (1人) (8人)
- 「稲木干し」、「コナワ」、「藤織」といった伝統的な技法が地域住民の努力により、維持・継承。



【協定農地の様子】



【稲刈り体験の様子】



【無農薬米の栽培】

(地域おこし協力隊と連携した農地保全の取組)

H村の18集落協定 〈G県H村〉

協定面積：158ha (田 118ha 畑 39ha) 交付金額：2,240万円 (個人48%、共同取組 52%)
協定参加者：379人(2法人を含む)

地域の現状

- 同村は、G県の東部に位置し、標高1,000m級の山々に囲まれ、総面積の90%が山林。水稻、茶のほか高級建築材を生産。
- 村内の18集落協定はすべて第1期対策から本制度に取り組んでおり、村内農振農用地の田の約9割が協定農用地。
- 過疎・高齢化に伴い耕作放棄地の増加が懸念されたことから、本制度の取組開始に合わせ、当該交付金を活用して公的な法人による作業受託を開始。農地の荒廃防止、村の基幹作物である茶の振興を推進。

取り組みのポイント

- H12から本交付金を活用し(交付金の7割)、第三セクターの農業環境サポート部門が作業受託に取り組み、高齢化等による農地の荒廃防止活動を実施。
- H28に村100%出資の「M(株)」を設立。第三セクターの農業環境サポート部門を引き継ぐ形で、本交付金の20%を活用し、水稻作業受託、茶刈作業受託等を開始。
【経営規模(H28)：水稻20a、茶1ha、水稻作業受託60ha】
- 村では、現在、6名の協力隊員が活動しており、定住と就職先(第三セクター)の条件を提示した上で採用。同社の社員として採用した2名は乗用茶刈機の操作、茶園管理、ライスセンターの運転等に従事。農業による村づくりへの意欲が高く、今後も同社の経営に関わり定住の予定。
- 村では同社を含む3つの第三セクターによる地域農業を守る仕組みとして、上質米の生産や煎茶・ペットボトル茶・トマトジュースの製造と販売を行うことで農家所得の向上を目指し、農地を守る活動を展開。



【協定農地(茶)の様子】



【農作業の様子】

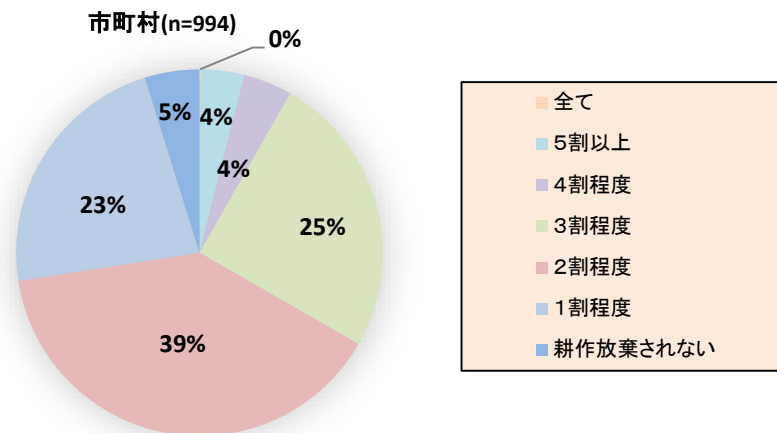
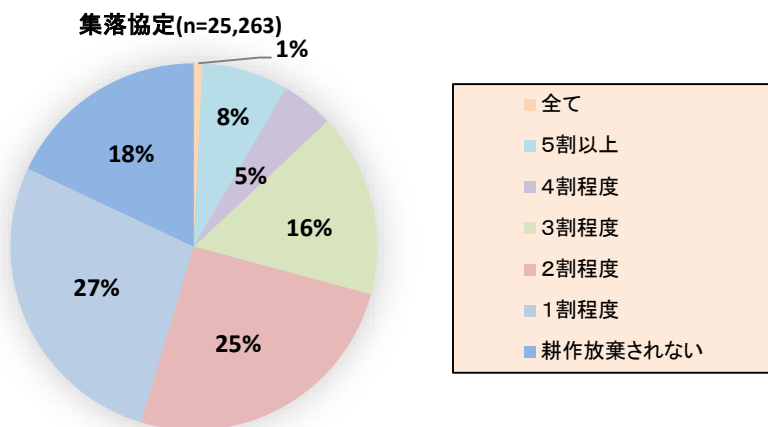


【ペットボトル茶】

5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：集落協定）

6) 耕作放棄地の発生防止

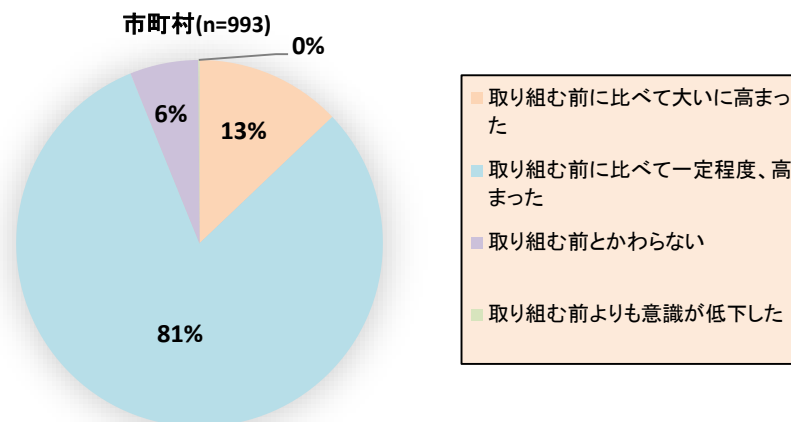
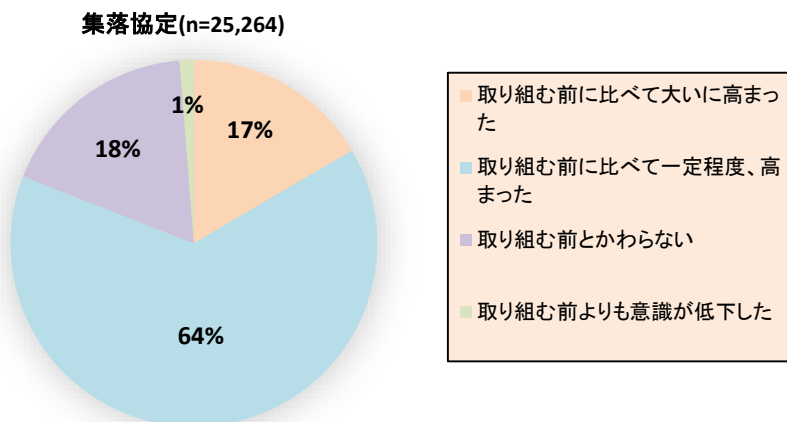
○ 本制度を取り組んでいなければ、協定農用地の一部が耕作放棄されたと考える集落、市町村が多く、本制度の実施により耕作放棄の発生が防止され農地の維持が図られていることが伺える



7) 集落機能の維持

○ 本制度に取り組むを通じ集落の「協働意識」が高まったとする協定及び市町村が、それぞれ約8割、約9割を占め、本制度の実施が集落機能の維持・コミュニティの活性化に繋がっていることが伺える。

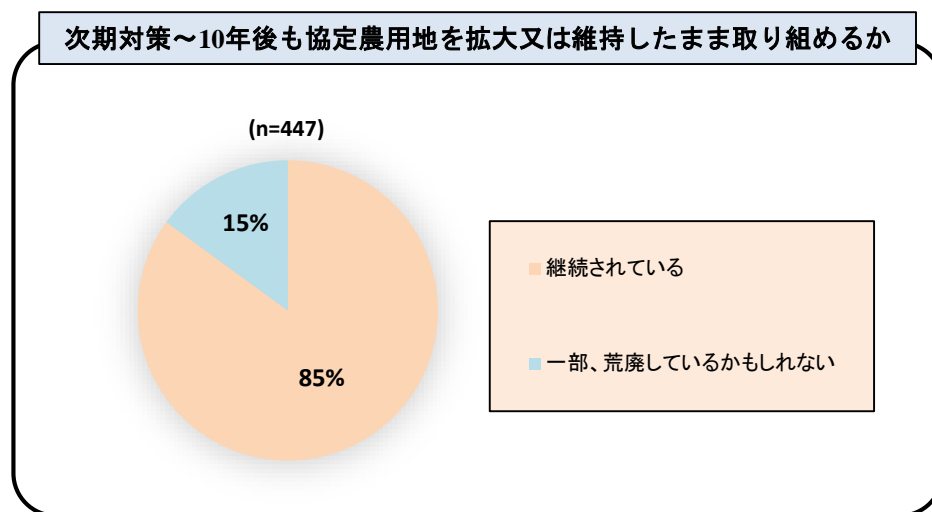
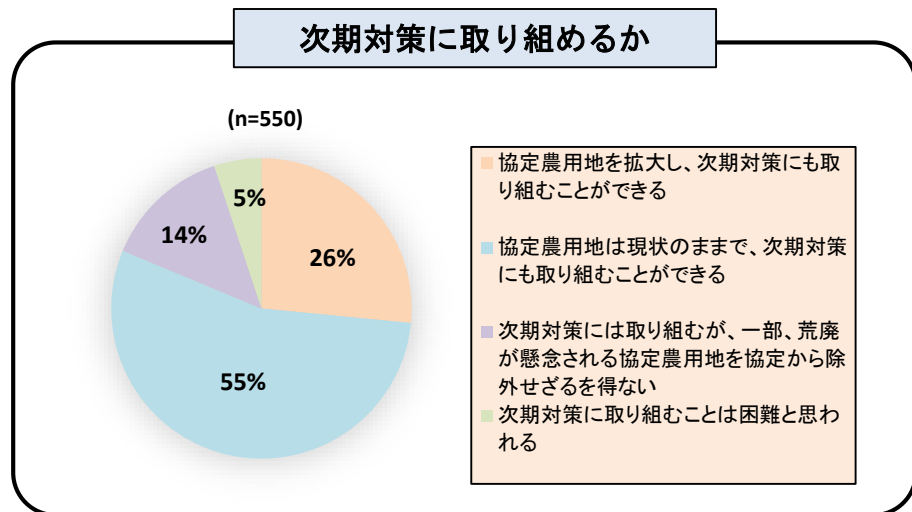
※この場合の「協働意識」とは、集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識



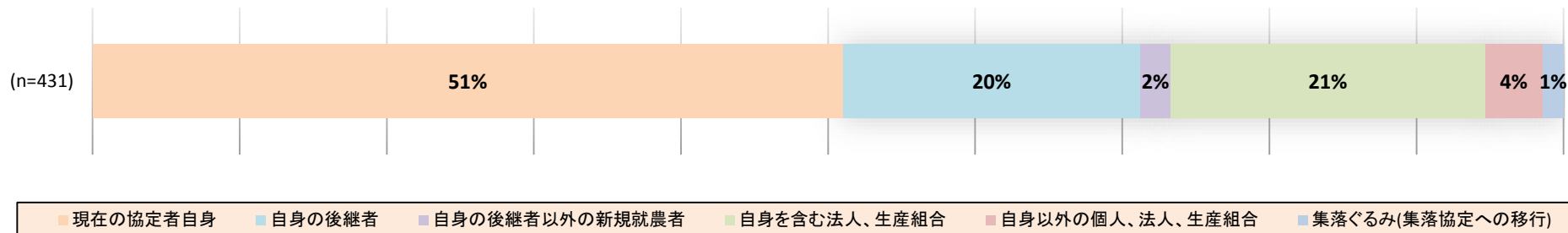
5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：個別協定）

（1）次期対策～10年後の協定農用地を維持管理できる体制づくり

- 95%の個別協定が次期対策にも取り組めると回答している。うち、現在の協定農用地を拡大又は維持したまま取り組める協定は81%で、14%の協定では荒廃が懸念される農用地を除外して取り組むこととしている。
- 次期対策で現在の協定農用地を拡大又は維持したまま取り組める協定のうち、更に10年後も耕作又は維持管理が継続されていると回答した協定は85%を占めており、個別協定を締結している認定農業者等においては、本人、後継者、組織経営体による安定的な農業生産体制を維持していることが伺える。



（参考）次期対策～10年後に協定農用地の維持管理の中心となる者について

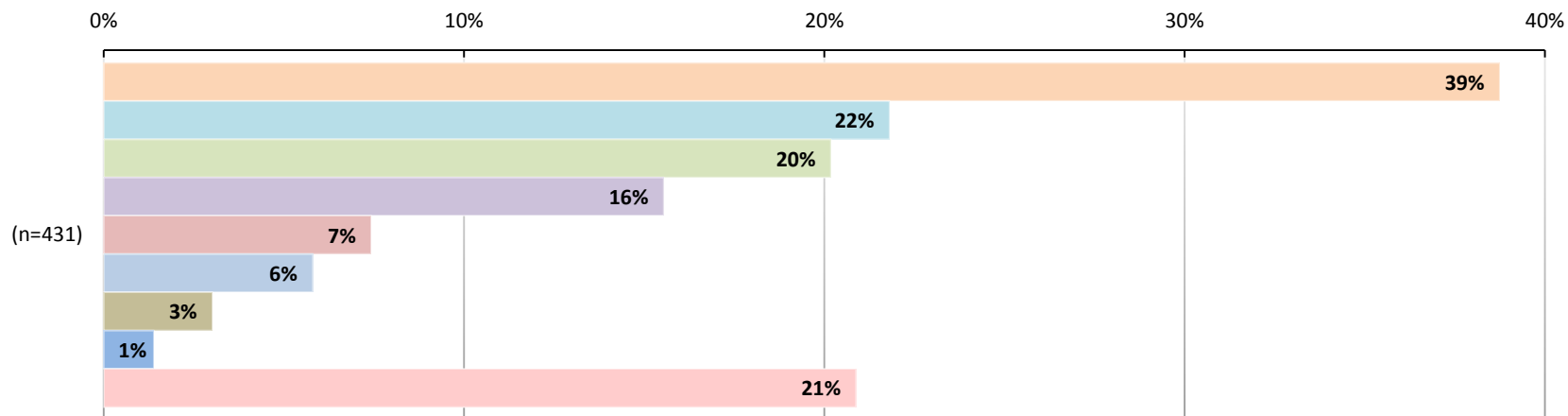


5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：個別協定）

（2）次期対策～10年後も協定農用地を拡大又は維持したまま取り組める理由

- 次期対策～10年後も協定農用地が耕作又は維持管理が継続されていると回答した個別協定で、10年後も協定農用地の耕作又は維持管理ができる体制が整ってきたと考える理由では、後継者や新たな人材の確保、規模拡大による生産性の向上、法人化などにより、維持管理できる体制が整ってきたことが伺える。

次期対策～10年後の協定農用地の維持管理できる理由（個別協定）

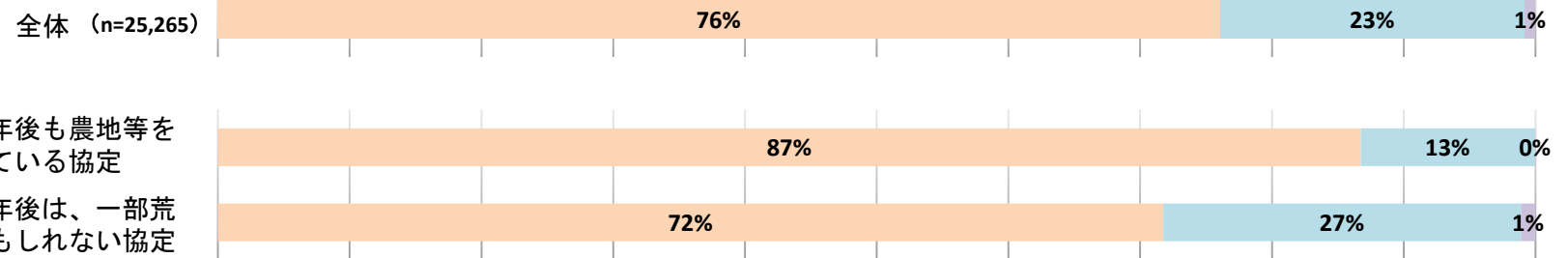


- 自身の後継者が確保できた
- 生産組合や法人を設立できた、またはその機運が高まった
- 担い手への農地集積・集約面積、作業受託面積が増加した
- 新規就農者やオペレーターなどが新たな担い手が確保できた、またはその機運が高まった
- 新規作物や有機栽培等を導入し、所得が増加した、または増加の目処が立った
- 加工、直売、農家レストラン等に取り組み所得が増加した、または増加の目処が立った
- 集落ぐるみの取組(集落協定への移行)に向けた機運が高まった
- 棚田オーナー制度や体験農園、収穫体験など各種体験プログラム等の取組により交流人口が増加し、地域外からの出資や消費、労働力を呼び込めた、またはその目処が立った
- その他

5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：今後の中山間地域等直接支払制度のあり方）

- 大部分の協定及び市町村で、中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要だと考えている。
- 農地維持の体制が整備されている場合に比べ、将来の農地維持に不安を持っている協定及び市町村では制度を改善して継続する必要があると考えている

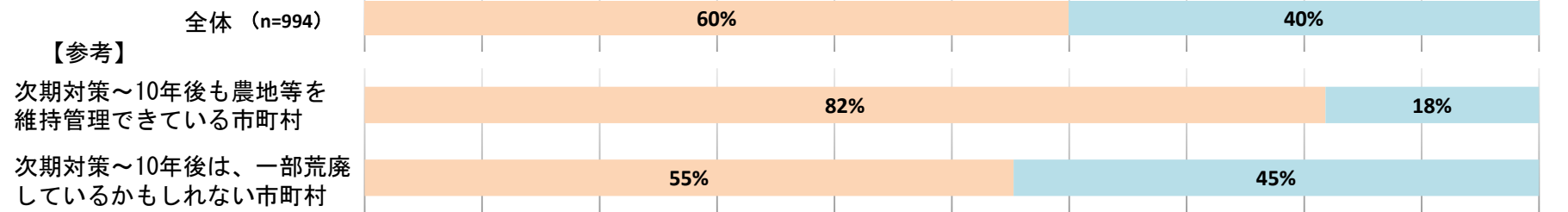
集落協定



個別協定



市町村



■ 現行の制度のまま、継続する必要がある ■ 制度を一部、見直した上で、継続する必要がある

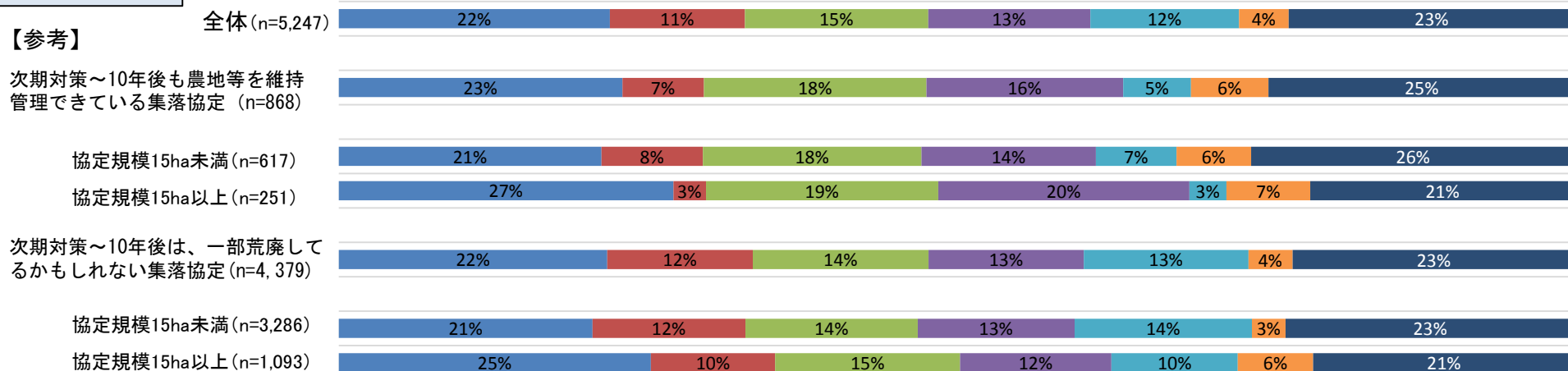
5. 制度そのものの評価（アンケート調査結果：今後の中山間地域等直接支払制度のあり方）

（参考）

- 中山間地域の農業農村を維持していく上で、「制度を改善する必要がある」と回答した集落協定からの、「具体的にどのような改善が必要と考えているか」という問いに対しての回答を大きく分類すると、事務の簡素化にかかる要望が最も多い。次期対策～10年後は一部荒廃しているかもしれないと回答した協定では、10年後も農地を維持管理できていると回答した協定に比べ、返還規定の見直しにかかる要望の割合が高くなっている。
- 市町村においては、返還規定の見直しにかかる要望が25%と多く、次に事務の簡素化にかかる要望が15%となっている。

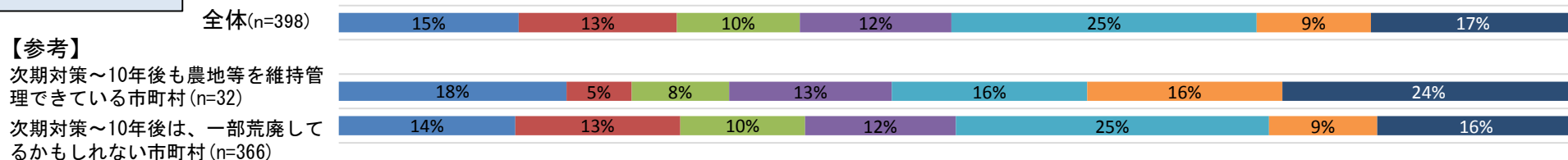
集落協定

【参考】



市町村

【参考】



■ 事務の簡素化 ■ 協定期間の見直し ■ 交付単価の見直し ■ 交付要件の見直し ■ 返還規定の見直し ■ 制度の簡素化 ■ その他

個別協定

- ・ 主に畑で果樹をしているが、田と比べかなり金額の開きがある。同じ傾斜地であるので草刈等同じ作業がある。
- ・ 農業者の減少によって、今後地域の合併が予想される。広域化の取り組みと、関連する事務を簡素化していただきたい。
- ・ 法人と地域集落との関係性を盛り込んだ制度にする。
- ・ 資材高騰のためコストが高まることから、交付単価の上方見直し。

6. 中間年評価の取りまとめの方向

(1) 本制度の実施状況

- 本制度は平成12年度の制度創設以降、5年を対策期間として、平成27年度から第4期対策として実施しており、平成28年度時点の実施状況は、約2.6万協定（集落協定25,350協定、個別協定533協定）、協定農用地は66.1万haとなっている。
- 実施状況の推移を見ると、対策期の移行時に若干の面積減少はあるものの第3期対策最終年では68.7万haとなっており、制度発足当初から取組面積は増加し続けていたが、第4期対策（平成27年度）では、高齢化の進展等により、協定数で約2千協定、集落協定参加者数で2.7万、面積で約3.3万ヘクタール減少した。
- 第4期対策では、高齢化や人口減少により協定参加者が減少した集落等を支援するため「複数の集落が連携した活動体制づくり」や「近隣集落による小規模・高齢化集落の農業生産活動への支援」（集落連携・機能維持加算）について、支援内容を拡充の上、引き続き実施するとともに、特に条件の厳しい超急傾斜農地における農業生産活動の継続を支援するため「超急傾斜農地保全管理加算」を創設した。
- また、現在の制度運用では協定活動の継続が難しくなった場合、原則として全農地に係る交付金の全額返還が必要であり、このことが、複数集落の連携等をためらう要因の一つとなっていたため、地域の将来に関する計画（集落戦略）を作成した上で、協定の広域化など集落間の連携による取組体制の強化に取り組む場合は、全農地に係る交付金の全額返還を求めず、当該一部農地のみ返還とする仕組みを創設した。
- 国、都道府県、市町村においては、集落等に対し制度の詳細な内容、加算措置、交付金返還に係る免責要件や緩和措置等の周知、協定の広域化を進めており、協定数、協定参加者数、取組面積は増加に転じている。
- 交付金は農業生産活動を行う個人への配分が約52.5%（個別協定を含む）、協定内での合意のもと実施する共同取組活動（集落協定）への配分が47.5%となっている。共同取組活動では、農道・水路・農地の管理作業、鳥獣害対策など農業生産活動を継続するための下支え的活動に加え、共同利用機械・施設の整備、基盤整備など将来を見据えた取組にも活用されている。

(2) 協定の概要

- 集落協定の平均規模は、面積で26ha（都府県13ha）、協定参加者数で23人となっている。都府県では、10ha未満の協定が約6割、うち5ha未満の協定が約3割を占めており、小規模な協定が多い。
- 協定参加者の年齢構成は、64歳以下が43.4%、65歳以上が56.6%、役員では64歳となっており、3期対策の中間年評価時点から高齢化が進んでいる。一方で、64歳以下の割合は、農業就業人口全体（2015農林業センサス）の36%よりも高く、比較的若い世代が活動に参画していることが伺える。
- 単価別では、農業生産活動等を継続するための「基礎単価」のみに取り組む協定は約3割、交付面積の約1割となっており、農業生産性の向上、人材確保や6次産業化、集団的かつ持続可能な体制整備など、より前向きな活動を実施する「体制整備単価」に取り組む協定は約7割、交付面積の9割を占めており、大部分の協定で自律的な農業生産活動に向けた取組が行われている。
- 個別協定の平均規模は、面積で11haとなっている。

6. 中間年評価の取りまとめの方向

(3) 協定に定められた活動の実施状況

- 集落協定の合意に基づき共同で取り組む「耕作放棄防止等の活動」「水路・農道等の管理」「多面的機能を増進する活動」など農業生産活動を継続するための基礎的な活動は、順調に取り組まれており、目標年度（平成31年度）まで、目標どおり活動が継続される見込みである。また、個別協定においても目標年次まで、農業生産活動が継続される見込みである。
- 基礎的な活動に加え、「農業生産性の向上（A要件）」「女性・若者等の参加を得た農産物の加工・販売や都市との交流など等（B要件）」「協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続する体制の整備（C要件）」といった、より前向きな活動（体制整備単価）及び集落間の連携や超急傾斜農地の保全管理といった加算措置に関する活動も、概ね順調に取り組まれており目標の達成が見込まれている（取り組んでいる協定）。
- また、集落協定では、「集落マスタープラン」に基づき「将来に亘り農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築」「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」「協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保」といった集落の将来像を明確にした上で、その将来像を実現するための活動が順調に進められている。
- このことから、目標年度まで農業生産活動等が継続されることにより協定農用地は適切に維持管理され、多面的機能の維持・発揮が確保されることが見込まれる。

(4) 中間年評価時点における実施効果の検証

ア) 耕作放棄の発生防止

- 「耕作放棄防止等の活動」「水路・農道等の管理」「多面的機能を増進する活動」など農業生産活動を継続するための基礎的な活動等が順調に進められていること、本制度を契機とした集落等での話し合いにより、農地保全に対する意識が高まったこと等から耕作放棄の発生防止に効果を上げていることが伺える。また、協定及び市町村に対するアンケート調査でも同様の回答となっている。
- 農林業センサス等を活用し、条件が類似する地域における本制度の実施・未実施の比較分析を行った結果、実施集落においては、未実施集落に比べ、耕作放棄地の増加率が低く、結果として経営耕地面積の減少を抑制していることが伺える。

イ) 集落機能の維持

- 集落機能を維持していく上で重要な「話し合いの状況」については、高齢化や人口減少が進む中、殆どの協定で、第4期対策以前に比べ話し合い回数を維持・増加させており、また、集落協定及び市町村に対するアンケート調査では本対策の取組を通じ、集落の「協働意識」が高まったとする回答が、それぞれ約8割、9割を占めていることから、集落機能の維持に効果を上げていることが伺える。

6. 中間年評価の取りまとめの方向

イ) 集落機能の維持（つづき）

- 地域おこし協力隊の受け入れ、企業との連携や都市との交流を通じた農業の担い手・移住者の増加など人材の確保や移住・定住を進める動きも見られる。
- 農林業センサス等の統計データを活用した本制度の実施・未実施集落の比較分析では、集落機能を維持するための組織作りや寄合の実施、農地や農業用排水路といった地域資源の保全に寄与していることが伺える。更に都市住民、NPO、学校、企業など農外・地域外の者と連携した地域資源の保全を通じた農村の活性化にも寄与していることが伺える。

ウ) 効率的な農業生産体制の整備や所得向上（構造改革への寄与）

- 集落協定では、第4期対策期間に留まらず、将来（次期対策～10年後）に亘り農地等を維持管理していける体制が整備されてきており、これらの協定では、本制度への取組を契機に農地の維持管理に対する意識が高まり、交付金を活用した共同利用機械の導入や農家レストランを整備するなど、集落営農の設立や法人化、個別の担い手や後継者、協定活動の核となる人材の確保、農地集積、高収益作物の導入や6次産業化、都市との交流など取組が進められている。また、協定によっては、これらの取組を組み合わせた「多業による所得向上」の取組も進められている。
- 農地等の維持管理に不安をもっている協定においても、将来に亘って農地等を維持管理していくため、生産組織や法人の設立、担い手への農地集積、機械・施設の共同利用、活動の核となる若手人材の確保などに取り組んでいる若しくは取り組む意思を持っている。
- このことから、現場段階では、本制度の実施により、現状を維持するだけでなく、農地の受け手となる担い手の確保や農地集積など将来に亘って農地等を維持していくための取組の実践若しくはその意識が高まっていることが伺える。
- 農林業センサス等の統計データを活用した本制度の実施・未実施集落の比較分析では、農業経営体や後継者、農地の維持といった農業生産を行うための基礎条件が維持されているほか、農地集積による規模拡大や6次産業化に取り組む経営体の増加・維持など農業の構造改革の取組に寄与していることが伺える。
- 個別協定を締結している認定農業者等においては、本人、後継者、組織経営体による安定的な農業生産体制を維持していることが伺える。

エ) 集落間連携の取組（協定の広域化、小規模・高齢化集落への支援）

- 広域化支援を実施している又は協定規模が15haを超える広域協定では、協定参加者の増加による農地等の保維持理の効率化、担い手の確保、事務担当者の確保など取組体制の強化が図られ、将来に亘って農地等を保全できる体制の整備に繋がっている。
- 協定の広域化等により協定面積が大きいほど、農地の受け手となる生産組合や法人の設立又はその機運が高まり、農地の集積・集約化が進んだ協定が多く、10年後も協定農用地を維持していける協定の割合が高い。
- このことから、高齢化や人口減少が進む中、農業生産活動の担い手や活動の核となる人材を確保し、将来に亘り協定農用地を保全していく体制を整備していく上で、協定の広域化による協定規模の拡大は有効な手段であることが伺える。

6. 中間年評価の取りまとめの方向

エ) 集落間連携の取組（協定の広域化、小規模・高齢化集落への支援）（つづき）

- 小規模・高齢化支援に取り組んでいる協定においては、既に取り組んでいる集落協定に参加することにより、農用地を保全する共同活動が可能となったり、担い手の確保等が図られ、将来に亘って農地等を保全できる体制の整備に繋がっている。

オ) 超急傾斜農地の保全管理の取組（超急傾斜農地保全管理加算）

- 本加算に取り組んだことにより、超急傾斜農地の法面の除草をより多くの人員で行えるようになったり、法面や耕作道の維持・改良が可能となり、耕作する担い手等の負担軽減に繋がったこと、農作業体験を含めた交流イベントにより棚田や樹園地等の知名度が上がったこと等により、将来に亘って農地等を保全できる体制整備に繋がっている。

カ) 集落戦略の取組

- 集落戦略を作成又は作成中である協定は約1割で、協定農用地面積の約5割をカバーしている。また、交付金返還措置の緩和要件（集落連携・機能維持加算に取り組んでいる又は協定面積15ha以上）を満たす協定で作成されていることが伺える。
- 約4割の協定が同戦略が必要であると認識しており、「今後、農地をどのように守り集落を維持していくか」といった集落の将来像を明確しつつ、協定の広域化等により取組体制を強化する重要性が認識されていることが伺える。更に、同戦略に掲げた将来像の実現に向けて、生産組織や法人の立ち上げや農地中間管理事業の活用などの取組が始まっている。
- 同戦略を作成に取り組んでいない協定に比べ、取り組んでいる協定の方が10年後も協定農用地を維持していけると回答した協定の割合が高い。このことから、協定農用地毎に将来の維持管理の見通しを「見える化」するにより、課題を集落内で共有し、将来に亘る協定農用地の維持管理手法を検討していく上で重要な取組であることが伺える。

(5) 課題

ア) 将来に亘り協定農用地を維持管理していくための体制づくり

- 集落協定に対するアンケート調査では、本制度への評価は高く、9割を超える協定が次期対策にも取り組めるとしているものの、約4割の協定が荒廃化を危惧する農用地を除外して取り組むこととしており、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補う取組体制の強化が必要である。

イ) 協定農用地の受け手となる担い手経営体の確保、活動の核となる人材の確保

- 協定農用地の維持管理に不安を抱えている協定では、農業の担い手不足、リーダーや協定参加者の不足といった課題を抱えている。
- これらの協定では、農地の受け手となる担い手経営体や活動の核となる若手人材の確保、機械施設の共同利用など安定的な農地の維持管理体制を整備し、農地の集積・集約化を進める取り組みを実施しており、組織・法人の設立、農地集積、集落内及び他集落との連携などに関する支援に加え、人材の確保に関しては、アンケート調査で約4割の集落協定が地域外から人を呼び込みたいと考えており、新規就農者や地域おこし協力隊をはじめとする外部人材の斡旋などの支援を求めている。

6. 中間年評価の取りまとめの方向

(6) 課題解決に向けた取組

- 中山間地域等では土地条件に加え、人口減少や高齢化の進行、鳥獣被害の拡大など厳しい状況に置かれているが、大部分の集落及び市町村では、本制度の継続を望んでおり、本制度を活用しつつ将来に亘り、地域の農地等を保全していく意欲を持っていると考えられる。
- このため、協定等に基づく活動を着実に実施しつつ、農地等の維持管理に不安を抱える集落等に対して、高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補い、将来に亘り協定農用地を維持管理していける体制づくりに向けた積極的な支援が必要である。
- 支援に当たっては、協定の現状や今回の中間年評価で明らかとなった協定毎に抱える課題を踏まえつつ、農業生産性の向上の取組や高収益作物の導入・6次産業化による所得向上など、より前向きな体制整備単価の取組、協定の広域化、集落戦略の作成に取り組んだ協定において、農業の担い手や活動の核となる人材の確保、農地の集積・集約化に繋がり、将来に亘り協定農用地を維持管理していくための体制が構築できている割合が高いことを踏まえ、引き続きこれらの取組を積極的に推進していくことが必要と考えられる。
- また、担い手以外の協定参加者が共同で水路・農道・農地の管理作業を行うなど、条件不利地域における担い手の負担軽減に向けた地域ぐるみでの体制づくり、「担ってもらふ役割」「求める人物像」の明確化など地域おこし協力隊や新規就農者など外部人材の積極的な受入に向けた条件整備、省力化技術の導入や手間のかからない作物の導入など少人数でも取り組める農業生産活動の検討などを行うことも重要と考えられる。
- 将来を担う人材の確保に向けては、集落に居住する若年層はもとより、近年、強まっている「田園回帰」の流れの中で中山間地域等を訪れる者が、地域の持つ魅力や可能性（地域資源）を再評価でき、更に地域資源を活用した付加価値の高い農産物の生産・販売、加工、都市住民を巻き込んだ農地等の保全活動など新たな発想による取組に繋がる支援が重要であると考えられる。
- 支援体制については、市町村の事務実態や支援分野が多岐にわたり、かつ、専門的な知見が必要であることを踏まえ、都道府県の出先機関や土地改良区、JA、農業委員会、農地中間管理機構など関係団体（都道府県段階の組織を含む）と連携した「重層的な支援体制」の構築が重要であると考えられる。

(7) 今後の制度検討

- 今回の中間年評価で明らかになった本制度の実施効果や地域が抱えている課題、課題解決に向けた取組の効果を最終評価で検証し、今後の制度のあり方を検討して行くこととする。

注）6月末に公表予定の「中間年評価」は本骨子の内容を踏まえつつ、3月末に提出される都道府県評価書の内容を考慮し作成。